

# 住宅困窮者が「生きてて良かった」と 思える支援付き住宅を目指して

2019年度休眠預金事業：支援付き住宅建設・人材育成事業 事後評価報告書

2023年3月

公益財団法人パブリックリソース財団



## はじめに

現在、生活保護受給者のほか、低所得のひとり親世帯や単身高齢者、障がい者、精神疾患・認知症など複合的な課題を抱える生活困窮者が、地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい状態にある「住宅難民」が増加しています。これに対して、社会福祉法に基づく困窮者向けの施設である無料低額宿泊所は、全国に608か所（2020年9月現在）あり、生活保護受給者など約1万6,400人が暮らしています。無届の法的位置づけのない施設も1,236か所あるとされ、行き場を失った人々の居住の受け皿となっています。

しかし、そうした施設の一部では生活保護受給者を囲い込んで収入源とする悪質な「貧困ビジネス」が問題となっています。2018年の社会福祉法改正により、無料低額宿泊所の規制強化が図られ、既存施設の改修・建替え等が迫られるものの、ハード整備に対する公的支援は極めて限定的となっており、政府が進める制度改革を活用しつつ、社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりが急務となっています。

休眠預金等活用事業の一事業として実施された本事業は、こうした社会背景と課題を踏まえ、2020年4月から政府が実施している「貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援」制度を活用し、無料低額宿泊所の新基準に対応する改修・建替え費用を助成すると同時に、質の高い生活支援人材の育成を通じ、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスモデルの構築を、全国に先駆けて目指すことを目的として実施しました。

本事業について要所要所でご助言を頂き、また審査員長としても多大なるご協力を頂きました東京通信大学教授・一般財団法人高齢者住宅財団顧問 高橋紘士様、審査員の日本社会事業大学専門職大学院教授 井上由起子様、小野田高砂法律事務所・代表弁護士 小野田峻様、株式会社シグマクス常務執行役員 柴沼俊一様、兵庫県立大学客員教授・日本製薬団体連合会理事長 宮島俊彦様、ロジックモデルや指標設定のワークショップ等でお世話になりました北九州市立大学教授 稲月正様、福岡県立大学准教授 堤圭史郎様、審査プロセスならびに伴走支援でご尽力頂きました、株式会社TGコンサルティング代表取締役 玉井豊文様、アーバンクロス技術士事務所代表 村林正次様、パンフレット制作等でご助言頂きました特定非営利活動法人セイエン代表理事 関口宏聡様、ソーシャルピーアール・パートナーズ株式会社代表取締役 若林直子様、シンポジウム開催でご協力頂いた株式会社GENAUの皆様、パンフレット制作にご協力頂いた中村未絵様、山田健三様、そしてともに本事業に取り組んで頂きました実行団体3団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）の皆様にも心からの感謝を申し上げます。

本評価報告書は、その成果等をまとめ、多くの皆様にお伝えするとともに、今後より一層事業が発展することを願って作成されたものになります。第1部が事業評価実施概要、第2部が資金的支援に関する事業評価、第3部が非資金的支援に関する事業評価、第4部が提言という構成になっています。特に第1部では、「支援付き住宅」の実践にどのように取り組んでいけば良いのか、そうした実践が入居される方々のどのような変化に貢献できているのかを整理し、記載しています。本報告の「資料」には、支援付き住宅で有効と考えられる具体的な実践（支援のコツ）や評価していくための指標（フィデリティ尺度やアウトカム評価調査票）も掲載しています。

第2部は、よりよい実践のために事業実施団体を支える中間支援組織の在り方を整理しています。第1部・第2部を含めた本評価は本事業が達成を目指す「入居者が『生きてて良かった』と思える」あるいは「地域で安心して暮らせる（『まあいいか、ここにいて』と思える）」に貢献する目的で行われました。そのために、本評価報告書が、本事業を色々な方に知って頂き、また今後の支援付き住宅のより良い実践（発展）に少しでも貢献できますと幸いです。

2023年3月31日

公益財団法人パブリックリソース財団

# 目次

## 第1部：事業評価実施概要

1. 基本情報.....	4
2. 包括的な支援プログラム概要.....	5
3. 事後評価実施概要.....	7
4. アウトプット及びアウトカムに関する評価設計及び実績の一覧.....	9

## 第2部：資金的支援に関する事業評価

1. 支援付き住宅のロジックモデル（資金的支援のロジックモデル）.....	20
2. プロセス評価.....	26
3. アウトカム評価.....	46

## 第3部：非資金的支援に関する事業評価

1. 非資金的支援のロジックモデル.....	75
2. プロセス評価.....	78
3. アウトカム評価.....	81

## 第4部：まとめと提言

1. 評価結果のまとめと成果.....	97
2. 得られた教訓.....	104
3. 今後の課題と提言.....	108

## 資料

1. ロジックモデル（資金的支援・非資金的支援）
2. 支援のコツリスト
3. フィデリティ尺度
4. アウトカム評価調査票
5. 事業計画書・資金計画書
6. 公募要項・応募用紙
7. パンフレット「“人権としての日本型社会住宅”制度創設を目指して」

# 第 1 部：事業評価実施概要

## 【サマリー】

第 1 部「事業評価実施概要」では、まず本事業の基本情報を説明した。本事業の資金分配団体は公益財団法人パブリックリソース財団が担い、実行団体は①特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、②特定非営利活動法人抱樸、③特定非営利活動法人ワンファミリー仙台が担った。

次に、本事業が達成を目指す成果（アウトカム）やそのための活動について説明した。本事業の中長期アウトカムは「支援地域において、居住が困難な人への住まいの提供と日常生活支援が確保された地域になること（超高齢社会の住宅セーフティネットの実現）」や「日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅のソーシャルビジネスモデルが全国に波及し、各地で支援付き住宅のモデルができ、様々な困難を抱えて住宅難民となっている人々への住宅確保と孤立を防ぐ受け皿となること」、また「それらの支援付き住宅において、入居者が安心して暮らすことができていること」である。第 1 部では、これらを達成するために行う本事業の活動についてもその概要を説明した。

次に、事後評価の実施概要を説明した。事後評価は主に、実行団体や入居者を対象としたアンケート調査ならびにヒヤリング調査、実行団体とのロジックモデルの策定、指標設定、フィデリティ尺度の設定を行い、これらを基にした評価事項の測定を行った。さらに、ステークホルダー等との会合やシンポジウムの開催等を通じてフィードバックを得ることで本事業の評価に必要な情報を得た。

最後に、アウトプット及びアウトカムに関する評価設計及び実績の一覧を示した。この一覧には非資金的支援・資金的支援それぞれに「(1) 事業実施プロセス」及び「(2) 事業成果の達成度」に関する自己評価結果を記載し、加えて、非資金的支援・資金的支援それぞれの「アウトプット」及び「アウトカム」、それらの「指標」、「初期値／初期状態」、「目標値／目標状態」、「目標達成時期」そしてこれらの「実績」を示した。



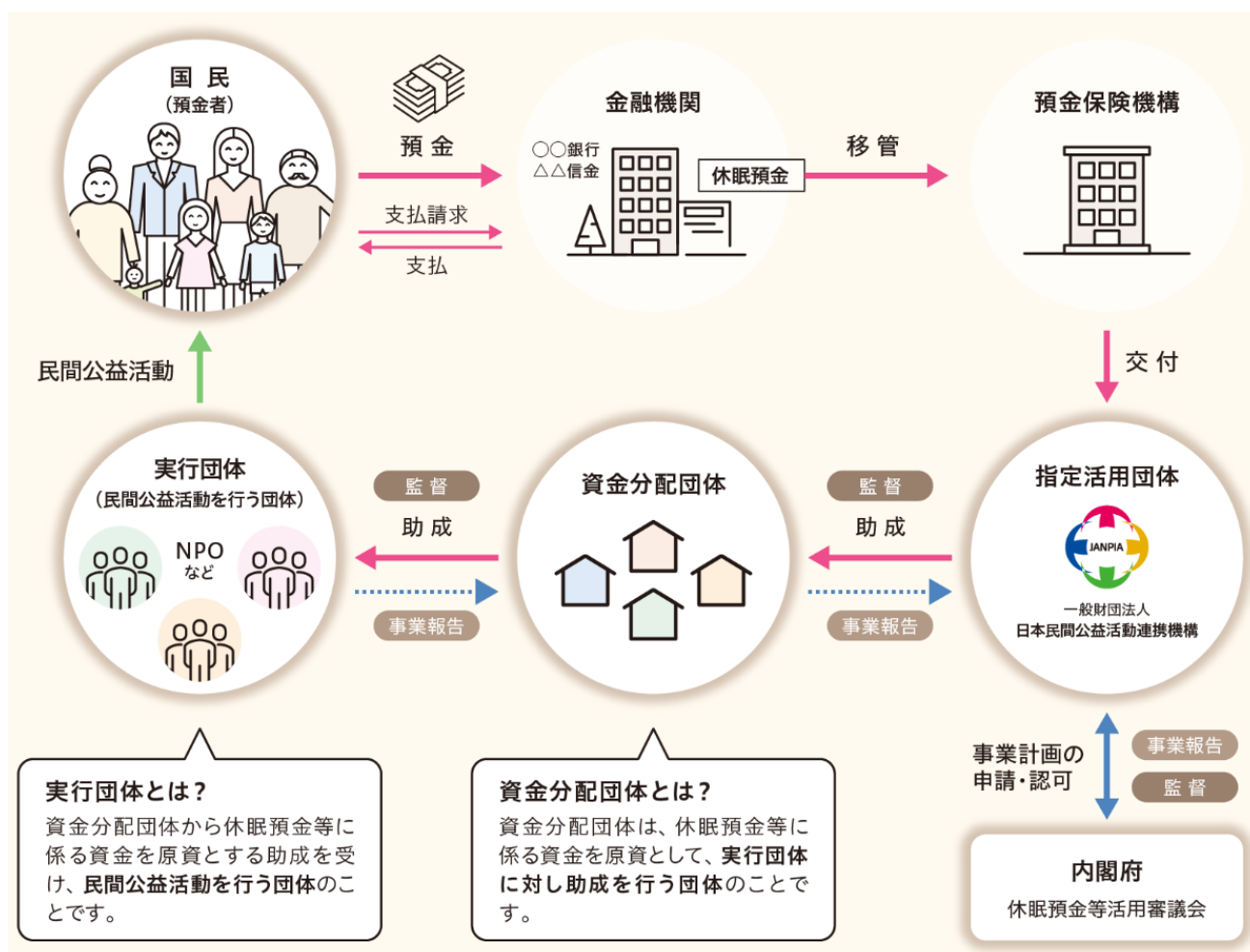


# 第1部：事業評価実施概要

## 1. 基本情報

- ・資金分配団体名：公益財団法人パブリックリソース財団
- ・資金分配団体事業名：支援付き住宅建設・人材育成事業
- ・事業の種類：ソーシャルビジネス形成支援事業
- ・実施期間：2019年10月～2023年3月
- ・事業対象地域：全国
- ・実行団体：①特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、②特定非営利活動法人抱樸、③特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

図1 休眠預金等活用の流れ



【出所】一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）『休眠預金等活用とは』  
 <<https://www.janpia.or.jp/kyumin/>>

なお、休眠預金等活動事業における資金分配団体とは休眠預金等に係る資金を原資として実行団体に対し助成を行う団体を意味し、実行団体とは資金分配団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成を受け、民間公益活動を行う団体のことを意味する。

## 2. 包括的な支援プログラム概要

### 1) 事業によって解決を目指す社会課題と想定される直接対象グループ

#### (1) 事業によって解決を目指す社会課題

無料低額宿泊所は社会福祉法に基づく困窮者向けの施設で、全国 537 か所、生活保護受給者等約 1 万 5,600 人が暮らす。加えて無届施設も 1,236 か所あり、ホームレスだけでなく、低所得単身高齢者、障がい、精神疾患・認知症などで地域や家族から孤立し、既存の福祉・医療から疎外された多様な人の居住の受け皿となっており、そのニーズは高い。ただし、こうした人々は、複合的な課題を抱えており、単に箱モノとしての住宅だけを必要としているのではなく、人間らしい生活をするために、個々のニーズに合った様々な生活支援サービスを必要としている。しかしながら、こうした人々を対象にして、一部では悪質な「貧困ビジネス」化や、脆弱な住宅設備が問題となっている。

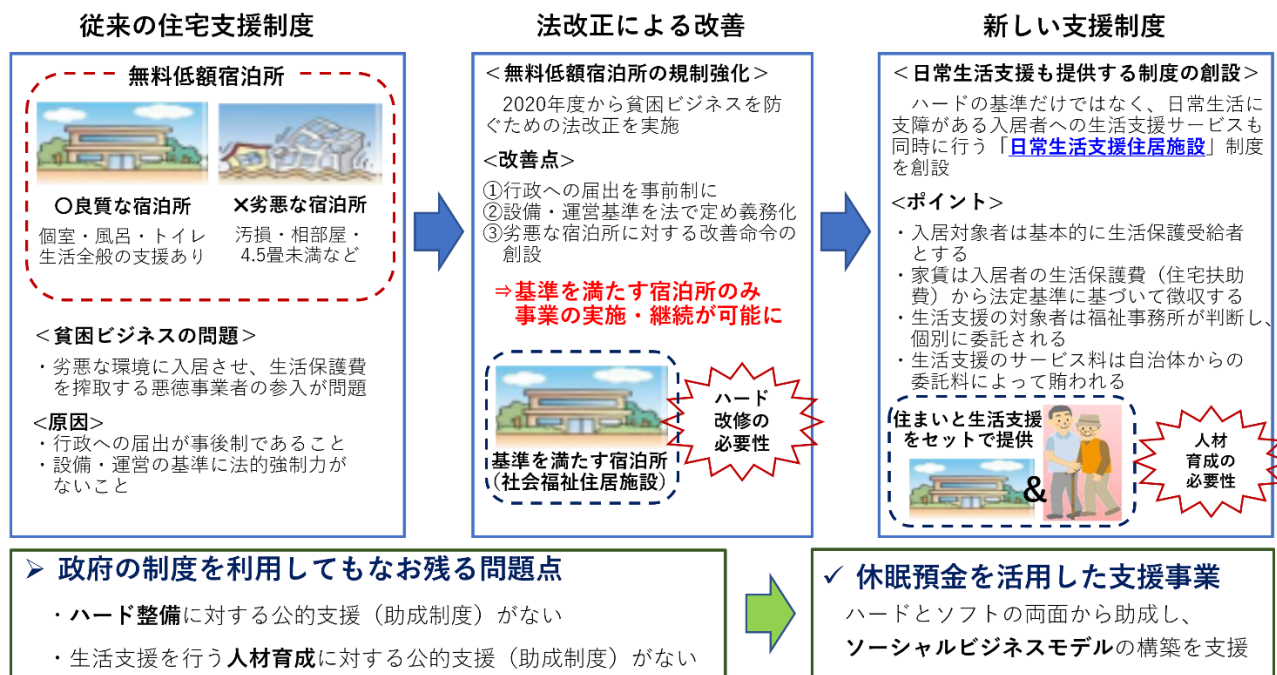
以上で述べた課題に対処するため、行政等の取り組みにおいては、無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化（社会福祉法改正）と、良質な無料低額宿泊所において単独での居住が困難な人への日常生活支援を実施する基準の創設が進められ、「日常生活支援住居施設」の制度（生活保護法改正）が 2020 年 4 月より施行された。規制強化に伴い、既存施設の改築、建替え等が迫られるものの、ハード整備に対する公的支援は極めて限定的なものにとどまっている。また、「日常生活支援住居施設」において生活支援を行う人材育成に対する公的支援（助成制度）もない。

したがって、政府が進める制度改革を活用しつつ、社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりが急務となっている。

本事業では、こうした社会背景と課題を踏まえ、休眠預金を活用し、無料低額宿泊所の新基準に対応する改修・建替え費用を助成すると同時に、質の高い生活支援人材の育成を通じ、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデルの構築を支援する。

図2 事業によって解決を目指す社会課題の概要図

## 支援付き住宅建設・人材育成事業とは



### (2) 直接対象グループ

日常生活支援住居施設 全国3か所

## 2) 事業の概要（中長期アウトカム・短期アウトカム・活動）

### (1) 中長期アウトカム

支援地域において、居住が困難な人への住まいの提供と日常生活支援が確保された地域になる（超高齢社会の住宅セーフティネットの実現）。

さらに、日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅のソーシャルビジネスモデルが全国に波及し、各地で支援付き住宅のモデルができ、様々な困難を抱えて住宅難民となっている人々への住宅確保と孤立を防ぐ受け皿となっている。またそれらの支援付き住宅において、入居者が地域で安心して暮らすことができている。

### (2) 短期アウトカム

#### 【資金的支援】

本事業の資金的支援を通じて、全国で3か所に、新築・改築・改修された無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設として運営を開始している。

同施設について、質の高い日常生活支援を提供することができる人材が育成され活動している。さらにこれらの実現によって整備された支援付き住宅における入居者が、本人の希望する生活を継続し、孤立せず安心できる生活を送ることができている。

## 【非資金的支援】

本事業の非資金的支援を通じて、全国3か所で、日常生活支援住居施設の制度を活用し、生活困窮者を対象とした「住まい」と「生活支援」を同時提供する支援付き住宅のソーシャルビジネスモデルが構築される。

本事業の実践を通じて、行政や支援地域の自治体、ケースワーカー等における同ビジネスモデルや日常生活支援住居施設の制度への関心が高まる。

### (3) 活動

- ・新築・改修・改築等によって無料低額宿泊所を日常生活支援住居施設として整備し運営を行う、運営団体を全国で3団体選出し決定する
- ・決定した実行団体3団体がそれぞれの地域で日常生活支援住居施設の制度を活用し、生活困窮者を対象とした「住まい」と「生活支援」を同時提供する支援付き住宅を整備し、適切な運営ができるように、専門家アドバイザーとともに伴走しながらサポートする
- ・入居者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成されるよう、研修先の選定、人選、計画から実施まで伴走しながらサポートする
- ・専門家アドバイザーとともに、実行団体共通の支援付き住宅事業のロジックモデルの策定、評価指標設定、支援方針の策定等を伴走しながら実施する
- ・本事業モデルの外部発信、政策提言につなげていくためのツール策定、シンポジウム等の開催、情報交換の場の設定などをリードしながら実施する

### (4) 資金的支援及び非資金的支援のロジックモデル

なお、これらアウトカム及び活動の詳細は、資金的支援については本報告書19ページ及び資料1の1ページ目、非資金的支援については本報告書74ページ及び資料1の2ページ目に掲載のロジックモデルを参照して頂きたい。

## 3) 出口戦略

本事業で全国に先駆けて構築した、日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅のソーシャルビジネスモデル構築の実践を通じて得られた成果や課題を広く発信していくとともに、現行制度のメリットや意義、課題を示し、政策提言につなげることで、モデルの全国波及を目指す。

## 3. 事後評価実施概要

### 1) 実施概要

#### (1) どのような変化をこの事業の重要なポイントとして設定し評価を実施したのか

支援地域において、様々な困難を抱え居住が困難な人への住まいの提供と日常生活支援が確保された地域となり、超高齢化社会の住宅セーフティネットを実現することを目指し、全国への波及効果を想定して、新しく制度化された日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅の整備と生活支援を、同時提供するソーシャルビジネスモデルの構築を重要な評価ポイントとして設定した。

## (2) どのような調査で測定したのか

実行団体や入居者を対象としたアンケートならびにヒヤリング調査、実行団体とのロジックモデルの策定、指標設定、フィデリティ尺度の設定を行い、これらを元にした評価事項を測定した。さらに、ステークホルダー等との会合やシンポジウムの開催等を通じてフィードバックを得た。

## (3) 調査結果をどのように深掘りし価値判断をしたのか

整備した支援付き住宅とソーシャルビジネスモデルとしての価値判断については、本事業で伴走支援を行った、建築・不動産専門家アドバイザー 村林正次氏（アーバンクロス技術士事務所代表）ならびに資金専門家アドバイザー 玉井豊文氏（株式会社 TG コンサルティング代表取締役）のフィードバックを得た。

また整備した支援付き住居の日常生活支援の従事者やその入居者へのアンケートならびにヒヤリング調査を行い、実行団体と合意した上で設定した基準の達成度合いを測定して入居前後の変化をはかった。

## (4) ロジックモデルにもとづく事後評価

以上を踏まえて、資金的支援及び非資金的支援それぞれの事後評価については、それぞれのロジックモデルにもとづき、プロセス評価及びアウトカム評価を実施した。

なお、資金的支援の評価については本報告書の第2部にて、非資金的支援の評価については本報告書の第3部にて詳細を記述している。

## 2) 実施体制（内部/外部、評価担当役割、氏名、団体・役職）

事後評価の実施体制は表1に示したとおりである。

表1 実施体制

内部/ 外部	評価担当役割	氏名	団体・役職
内部	課題、事業対象、事業設計の妥当性、 報告書作成	黒木 明日丘	公益財団法人パブリックリソース財団 チーフプログラムオフィサー・事業統括 ディレクター
内部	課題、事業対象、事業設計の妥当性	五十嵐 航	公益財団法人パブリックリソース財団 チーフプログラムオフィサー・総務ディ レクター
外部	評価全般のアドバイス、実行団体とのロ ジックモデル作成、評価指標・支援のコ ツリスト・フィデリティ尺度設定のファシリ テーション、インタビュー、アンケート項	新藤 健太	日本社会事業大学 社会福祉学部 講師

	目の作成ならびに調査の実施、報告書 作成		
--	-------------------------	--	--

### 3) インプット

#### (1) 人材 (主に活動していたメンバーの人数や役割など)

内部：合計 8 人 (プログラム・オフィサー 2 人、担当理事 2 人、プログラムディレクター 1 人、データベース・広報担当 1 人、アシスタント 1 人、経理担当 1 人)

外部：合計 3 人 (資金調達アドバイザー 1 人、建設アドバイザー 1 人、評価アドバイザー 1 人)

#### (2) 資機材 (主要なもの)

なし

#### (3) 経費実績 助成金の合計 (円)

##### a. 契約当初の助成金の計画額：

197,470,587 円 (実行団体への助成金 167,850,000 円、資金分配団体の管理的経費 29,620,587 円)

##### b. 実際に投入した助成金額と種類：

185,232,570 円 (実行団体への助成金 157,470,746 円、資金分配団体の管理的経費 27,761,824 円)

#### (4) 自己資金 (円)

##### a. 契約当初の自己資金の計画金額

9,562,573 円

##### b. 実際に投入した自己資金の金額と種類

8,857,868 円 (全額財団の法人会計資金から捻出)

##### c. 資金調達で工夫した点

民間企業等からの寄付による資金確保や呼び水効果も狙ったが、今回は外部からの資金調達が果たせず、自己資金の全額を資金分配団体の法人会計から負担した。

## 4. アウトプット及びアウトカムに関する評価設計及び実績の一覧

### 1) 資金的支援の評価設計及び実績の一覧

表 3・4 に資金的支援の評価設計及び実績の一覧を示す。まず、資金的支援のアウトプットとして設定されたのは、①地域で様々な困難を抱えて住まいを失った人が入居することができる支援付き住宅がつくられる、②入居者に寄り添った生活支援力を持つ人材が育成される、③支援付き住宅を適切に運営することができる、④入居者の気持ちを理解し寄り添える支援者が育成されており、かつ必要十分に配置されている、⑤入居者の言動に寛容で適切な対応ができるだけの力量を持つ支援者が配置されて

いる、⑥入居者が住まいの他に居場所を見つけられる支援がなされている、⑦入居者に友達ができる支援や環境となっている、⑧入居者が生活の中に役割を持つ支援や環境となっている、⑨入居者が必要とする社会サービスにつながり、入居者の希望に叶う活動を得られる支援が行われている、⑩入居者が自立的に金銭管理を行えるよう支援を受けている、⑪入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる、であった。

これらのアウトプットに対する「指標」、「初期値／初期状態」、「目標値／目標状態」、「目標達成時期」、そして「実績」も表3に示したとおりである。

次に、資金的支援のアウトカムとして設定されたのは、①新築・改築・改修された無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設として運営されている、②新築・改築・改修された無料低額宿泊所において、入居者に寄り添った生活支援力を持つ人材が活動している、③整備した支援付き住宅における入居者が、入居の本人が希望する生活を継続することができている、④入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができている、⑤入居者が社会的つながりを感じ、何がしかの役割をもっていられる居場所が存在する、⑥入居者が経済的に困らない状況にある、であった。

これらのアウトカムに対する「指標」、「初期値／初期状態」、「目標値／目標状態」、「目標達成時期」、そして「実績」も表4に示したとおりである。

以上について表3・4で示した結果に基づき、本事業における資金的支援の(1)実施プロセスは「想定した以上にある」と評価し、(2)事業成果の達成度は「想定した水準にある」と評価した(表2)。

**表2 資金的支援における事業実施プロセス及び事業成果達成度の自己評価**

	多くの改善の余地がある	想定した水準までに少し改善点がある	想定した水準にあるが一部改善点がある	想定した水準にある	想定した水準以上にある
(1)事業実施プロセス					○
(2)事業成果の達成度				○	

表 3 資金的支援のアウトプットに関する評価設計及び実績

アウトプット	指標	初期値／初期状態	目標値／目標状態	目標達成時期	実績
①地域で様々な困難を抱えて住まいを失った人が入居することができる支援付き住宅がつくられる	施設数	ゼロ	3 か所	2021 年～ 2022 年	全国 3 か所に整備した。 <b>【達成(詳細は pp33～37 を参照)】</b>
②入居者に寄り添った生活支援力を持つ人材が育成される	生活支援力に関する研修参加者数	ゼロ	5～10 人	2021 年～ 2022 年	全国 3 か所の支援付き住宅施設において計 14 の支援従事者を育成した。 <b>【達成(詳細は pp37～39 を参照)】</b>
③支援付き住宅を適切に運営することができる	入居者数	ゼロ	定員に対して 7 割入居(採算が取れる状態)	2023 年 2 月まで	2 か所においては入居率約 98%とほぼ満室の状態となり、3 か所全体でも入居率平均約 84%となった。 <b>【達成(詳細は pp86～93 を参照)】</b>
④入居者の気持ちを理解し寄り添える支援者が育成されており、かつ必要十分に配置されている	①支援者数、②支援者は気持ちを理解してくれているか(入居者アンケート・ヒヤリング調査)	ゼロ 5 段階評価	①各施設の職員配置目標数 ②5 段階評価で 4 以上	2023 年 2 月まで	②について 4 以上の回答を多く得られた。 <b>【達成(詳細は pp52～55 を参照)】</b>
⑤入居者の言動に寛容で適切な対応ができるだけの力量を持つ支援者が配置されている	研修を終了した支援者数	ゼロ	各施設の職員配置目標数	2023 年 2 月まで	全国 3 か所の支援付き住宅施設において、いずれも 5:1 の人員配置で認定を受けている。 <b>【達成(詳細は pp45～46, pp103 を参照)】</b>



⑥入居者が住まいの他に居場所を見つけられる支援がなされている	①地域で過ごす場所や用事などがある(食事処等)、②地域の人たちとかわり(交流など)がある(入居者アンケート・ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	①及び②について入居前に比べて顕著な改善は認められなかった。 <b>【未達成(詳細は pp55～58 を参照)】</b>
⑦入居者に友達ができる支援や環境となっている	入居している支援付き住宅の内外に友達や仲の良い人がいる(入居者アンケート・ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	入居前に比べて顕著な改善は認められなかった。 <b>【未達成(詳細は pp58～59 を参照)】</b>
⑧入居者が生活の中に役割を持つ支援や環境となっている	①日中活動する場がある、②社会や他者から期待されているもの、ことがある、③社会、他者に対して、入居者自身の役割を發揮していると感じられている(入居者アンケート・ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	①から③について入居前に比べて顕著な改善は認められなかった。 <b>【未達成(詳細は pp59～62 を参照)】</b>
⑨入居者が必要とする社会サービスにつながり、入居者の希望に叶う活動を得られる支援が行われている	社会福祉のサービスなどを利用している(利用状況の確認、ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	入居前に比べて顕著な改善が認められた。 <b>【達成(詳細は pp61～62 を参照)】</b>
⑩入居者が自立的に金銭管理を行えるよう支援を受けている	入居者自身で自立的に金銭管理ができるよう支援を受けられている(職員ヒヤリング、入居者アンケート・ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	入居前に比べて顕著な改善が認められた。 <b>【達成(詳細は pp65～68 を参照)】</b>

<p>⑪入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる</p>	<p>入居者が自立的に行うことが難しい場合でも、金銭管理を行うための支援を受けられている(職員ヒヤリング、入居者アンケート・ヒヤリング調査)</p>	<p>入居前後の比較</p>	<p>入居前より改善していること</p>	<p>2023年2月まで</p>	<p>入居前に比べて顕著な改善が認められた。 【達成(詳細は pp67～68 を参照)】</p>
---	--	----------------	----------------------	------------------	--

表 4 資金的支援のアウトカムに関する評価設計と実績

短期アウトカム	指標	初期値／初期状態	目標値／目標状態	目標達成時期	実績
①新築・改築・改修された無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設として運営されている	日常生活支援住居施設の居住者数	ゼロ	1 か所あたり1～20 人	2021～2022 年	全国 3 か所でそれぞれ、16 名+15 名+20 名 計 51 名の入居者を受け入れられる日常生活支援付き住居を整備した。 <b>【達成(詳細は pp46～47, pp98 を参照)】</b>
②新築・改築・改修された無料低額宿泊所において、入居者に寄り添った生活支援力を持つ人材が活動している	雇用されて、生活支援に従事する支援人材の数	ゼロ	3 か所の施設で 5～10 人増	2023 年 2 月末	全国 3 か所で計 14 名の日常生活支援に関する研修を提供し、日常生活支援付き住居の現場で、計 14 名が活動を行っている。施設の規模と照らし、十分な支援人材への育成を実施した。 <b>【達成(詳細は pp37～39 を参照)】</b>
③整備した支援付き住宅における入居者が、入居の本人が希望する生活を継続することができる	①定期的に入居者の希望を確認し支援計画が策定されている ②入居者が希望する生活が送れていると実感できている(入居者アンケート・ヒヤリング調査)	①計画なし ②希望した状態にない	①半年毎に個別支援計画が見直されている ②5 段階評価で 4 以上	2023 年 2 月まで	②について 4 以上の回答を多く得られた。 <b>【達成(詳細は pp51～55 を参照)】</b>

④入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができている	入居者が不安な時に、一人で抱えこまずに、話せる人がいる環境がある 入居者の気持ちを理解してくれる支援者がいる環境がある 入居者の様々な言動に寛容な支援者がいる環境がある (入居者アンケート・ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	入居前に比べて顕著な改善が認められた。 <b>【達成(詳細は pp52～55 を参照)】</b>
⑤入居者が社会的つながりを感じ、何がしかの役割をもっていられる居場所が存在する	入居者が施設の内外に居場所を見つけられている状態にある 入居者が友人を持つことができている 入居者が生活の中で何がしかの役割を担う環境がある 入居者が必要とする・希望する社会サービスにつながるができている (入居者アンケート・ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	入居前に比べて顕著な改善は認められなかった。 <b>【未達成(詳細は pp55～65 を参照)】</b>
⑥入居者が経済的に困らない状況にある	入居者が自立的に金銭管理ができるような支援を受けている、もしくは、入居者が社会サービスにつながり金銭管理の支援を得られている (職員ヒヤリング、入居者アンケート・ヒヤリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで	入居前に比べて顕著な改善が認められた。 <b>【達成(詳細は pp65～68 を参照)】</b>

## 2) 非資金的支援の評価設計及び実績の一覧

表6に非資金的支援の評価設計及び実績の一覧を示す。まず、非資金的支援のアウトプットとして設定されたのは、①実行団体において、無料低額宿泊所の改築、改修計画が策定される、②休眠預金以外の資金調達計画ができる、③全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている、④支援付き住宅のモデル事業を実行する上で見えてきた成果、現行制度の改善等について、適切なステークホルダーに対して発信、共有されている、であった。

これらのアウトプットに対する「指標」、「初期値／初期状態」、「目標値／目標状態」、「目標達成時期」、そして「実績」も表6に示したとおりである。

次に、非資金的支援のアウトカムとして設定されたのは、①実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される、②行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる、③実行団体の対象地域におけるケースワーカーの日住に対する関心が高まる、であった。

これらのアウトカムに対する「指標」、「初期値／初期状態」、「目標値／目標状態」、「目標達成時期」、そして「実績」も表7に示したとおりである。

以上について表6示した結果に基づき、本事業における非資金的支援の(1)実施プロセスは「想定した以上にある」と評価し、(2)事業成果の達成度は「想定した水準にある」と評価した(表5)。

**表5 資金的支援における事業実施プロセス及び事業成果達成度の自己評価**

		多くの改善の余地がある	想定した水準までに少し改善点がある	想定した水準にあるが一部改善点がある	想定した水準にある	想定した水準以上にある
(1)事業実施プロセス						○
(2)事業成果の達成度					○	

表 6 非資金的支援のアウトプットに関する評価設計及び実績

アウトプット	指標	初期値／初期状態	目標値／目標状態	目標達成時期	実績
①実行団体において、無料低額宿泊所の新築、改築ないし改修計画が策定される	適切かつ効果的な改築、改修計画	ゼロ	3か所の実行団体別新築、改築、改修計画	2020年～2021年	建築・不動産専門家アドバイザーによる伴走支援のもと、新築2件、改修1件が策定され整備された。 <b>【達成(詳細は pp79, 103 を参照)】</b>
②休眠預金以外の資金調達計画ができる	現実的な資金調達計画	ゼロ	3か所の実行団体別資金調達計画	2020年～2021年	資金専門家アドバイザーによる伴走支援のもと、借入が発生した2件の資金調達計画が策定され、計画通り実行された <b>【達成(詳細は pp79, 103 を参照)】</b>
③全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている	本事業の外部発信の媒体数、発信回数(シンポジウムの開催、動画配信、WEB や配布資料等を活用した発信)	ゼロ	数回	2023年2月まで	2022年11月29日に会場とオンライン配信によるハイブリッド型のシンポジウムを開催した <b>【達成(詳細は pp80～81, 95 を参照)】</b>
④支援付き住宅のモデル事業を実行する上で見えてきた成果、現行制度の改善等について、適切なステークホルダーに対して発信、共有されている	自治体、行政等のステークホルダー向けの発信の回数 会合の回数	ゼロ	数回	2023年2月まで	実行団体3団体の代表者と資金分配団体事業担当者による厚労省への訪問、ロジックモデルワークショップやシンポジウムへの厚労省担当者の参加、各実行団体の厚労省、国交

	現行制度の課題や改善がわかりやすく整理したアドボカシー活動に活用される媒体が制作される				省、自治体職員等による現場訪問の受け入れなどを計数十回行った 本事業の成果と今後の制度改善をまとめたパンフレットを制作した <b>【達成(詳細は pp95～96 を参照)】</b>
--	---	--	--	--	--

表 7 非資金的支援におけるアウトカムに関する評価設計及び実績

短期アウトカム	指標	初期値／初期状態	目標値／目標状態	目標達成時期	実績
①実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される。	実行団体における収支状況	ゼロ	持続可能な収支状況が3団体において確立する	2023年2月まで	目標を達成した。 ※表外に詳細を記載。 第3部を参照。 <b>【達成(詳細は pp87～94 を参照)】</b>
②行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる	厚労省担当の関心の高まり 自治体担当の関心の高まり	制度への誤解、理解が低い	改善	2023年2月まで	目標を達成した。 ※表外に詳細を記載。 第3部を参照。 <b>【達成(詳細は p95 を参照)】</b>

## 第2部：資金的支援に関する事業評価

### 【サマリー】

第2部「資金的支援に関する事業評価」では、まず資金的支援のロジックモデルを示した。資金的支援の最終・中間アウトカムは「入居者が『生きてて良かった』と思えること」及び「入居者が安心して暮らせる（『まあいいか、ここにいて』と思える）こと」であり、そのために「整備した支援付き住宅における入居者の希望する生活の継続」や「入居者が孤立せず安心できる生活を送ること」などの達成を目指すことが示された。

次に、資金的支援における実施プロセスの評価として、公募要項の策定や審査基準の設定、実行団体の選定の適切性を評価し、さらに、整備された3か所の支援付き住宅における実践の適切性を評価した。なお、支援付き住宅重役における実践の適切性は「支援のコツリスト」を作成し、これに基づいて構成されたフィデリティ尺度を用いて実施した。その結果、「整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取組み」や「入居者が経済的に困らない状況になるための取組み」は十分に実施されたことが確認されたため、本事業における資金的支援の実施プロセスは適切なものであったと評価した。一方、コロナ禍の影響等もあり「入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所を見つけるための取組み」の実施度合いは若干低い様子があり、この部分は今後の課題であると考察した。

最後に、資金的支援におけるアウトカムの評価として、日常生活支援住居施設の居住者数や生活支援に従事する支援人材の数に加えて、入居者に起きた変化の評価を行った。主に、入居者に起こった変化は策定したロジックモデルに基づき設定した指標を用いたアンケート調査にて行い、多くの項目は支援が開始された前後でのアウトカム指標値の比較（t検定）にて行った。その結果、多くの項目で入居者の望ましい変化があったことが確認されたため、この調査結果に基づき、本事業における資金的支援のアウトカムは一定程度、十分な達成度合いであったと評価した。





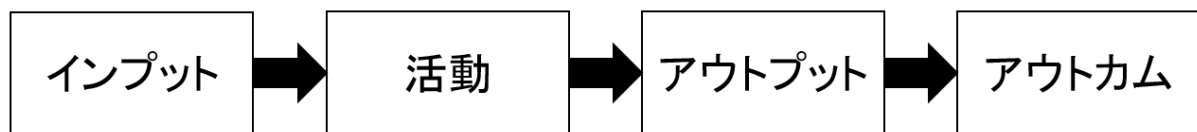
## 第2部：資金的支援に関する事業評価

### 1. 支援付き住宅のロジックモデル（資金的支援のロジックモデル）

#### 1) ロジックモデル作成の目的

ロジックモデルとは、あるプログラムについて「利用可能な資源（インプット）」や「計画している活動」、「活動の直接的な結果（アウトプット）」、「活動を行うことで達成が目指される成果（アウトカム）」の関わりを体系的に図式化したものである（図3）<sup>2</sup>。

図3 基本的なロジックモデル



本事業においては、住宅困難者を対象にした「支援付き住宅」に注目し、「最終的に目指される目的やそのために達成すべき成果は何か」や「目的の達成に必要と考えられる活動は何か」を分かりやすく整理するために、ロジックモデルの作成を行った。

#### 2) 方法

ロジックモデルは「参加型評価手法のワークショップ<sup>3</sup>」を実施し作成した。具体的な内容は次のとおりである。

##### (1) ワークショップの開催時期

- ・令和4年5月14日（土）13時～17時

##### (2) ワークショップの開催場所

- ・仙都会館7階会議室C

##### (3) ワークショップの参加者

- ・公益財団法人パブリックリソース財団：2名
- ・特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会：2名
- ・特定非営利活動法人抱樸：1名
- ・特定非営利活動法人ワンファミリー仙台：5名

##### (4) ワークショップの内容

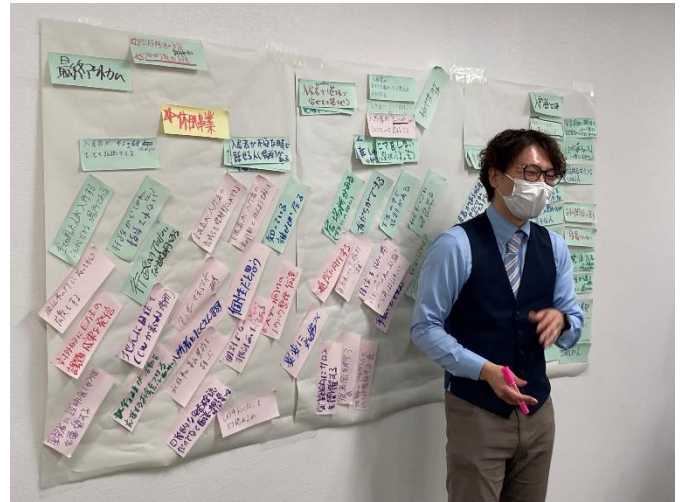
- ・まず、「支援付き住宅」において「最終的に目指される目的は何か」について議論した（最終アウトカム・中間アウトカムの決定）。

<sup>2</sup> W. K. Kellogg Foundation. (1998) *Logic Model Development Guide*, Michigan, W. K. Kellogg Foundation.

(2003, 財団法人農林水産奨励会農林水産政策情報センター訳『ロジックモデル策定ガイド』、農林水産省)

<sup>3</sup> 源由理子編（2016）『参加型評価：改善と変革のための評価の実践』晃洋書房

- ・次に、「最終的に目指される目的を達成するために、どのような成果の達成が必要か」について議論した（直接アウトカムの決定）。
  - ・さらに、「目的や成果の達成に必要と考えられる具体的な活動」について議論した（活動の決定）。
- なお、これらの議論過程では、ワークショップ参加者の意見は大きめの付箋紙に書き込まれ、壁に貼り付けられた模造紙に貼られ、実際にロジックモデルを組み立てるという作業が行われた。



### 3) 結果

ワークショップを通して作成されたロジックモデルを表8に示す。2桁数字の行は中間アウトカムの達成に関連すると考えられるアウトカムの内容、4桁数字の行は2桁数字のアウトカムの達成に関連すると考えられるアウトカムの内容、6桁数字の行は4桁数字のアウトカムの達成に必要なと考えられる活動の内容を示している。なお、これを図示したものは本報告書「資料1」に掲載しているので、これを参照いただきたい。

表8 ワークショップにて作成されたロジックモデルの内容

最終アウトカム (上位目的)	入居者が「生きてて良かった」と思える
中間アウトカム (作戦目的)	入居者が地域で安心して暮らせる（「まあいいか、ここにいて」と思える）
01	整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる
0101	<b>【日住をつくるための取組み】</b> 全ての困った人が入居できる場所がえられる
010101	厚生労働省に（日住に関する）説明会の開催を要望する
010102	対外的に日住の課題や成果を発信する
010103	地元（特にケースワーカーが来れる場所）に日住をつくる
0102	<b>【日住を適切に運営するための取組み】</b> 行政から指導されない（必要な人が日住を利用できる）

	010201	福祉事務所に広報を行う（日住を理解してもらう）
	010202	行政に丁寧な説明を行う
	010203	行政にお金をつけてもらうように交渉する（特にハード面）
02	入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる <sup>4</sup>	
	0201	<b>【支援者の理解力を高める取組み】</b> 支援者が入居者の気持ちを理解することができる
	020101	支援者を対象にアンガーマネジメント研修を行う
	020102	支援者が入居者とたくさん話をするように促す（日常的な安否確認のみではなく、面談・相談の時間をつくる）
	020103	入居者の異変にすぐに気が付けるよう、支援者同士で相互に気を付けておく
	020104	入居者との間で「死後事務委任契約」を結ぶ（これで入居者の想い、考えを理解する）
	0202	<b>【支援者の力量を高める取組み】</b> 支援者が入居者の変な行動に寛容である（適切な対応ができる）
	020201	支援者に対して、入居者の様々な行動は「個性」であると思うように促す
	020202	支援者に対して、入居者の様々な行動の背景を考えるよう促す
	020203	個別ではない支援計画をつくる（いくつかの課題ごとに支援方法（対応方法）を整理しておく）
	020204	支援者向けのノウハウの整理とその伝達を行う
03	入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっている居場所が存在する	
	0301	<b>【居場所づくりの支援】</b> 入居者が住まいの他に居場所をみつけられる
	030101	入居者の通院に同行する
	030102	イベントを開催する（発表会などを行う）
	030103	サロンを開催する
	030104	入居者と支援者とが一緒に、地域のプログラムに参加する
	0302	<b>【友人づくりの支援】</b> 入居者に友達ができる
	030201	友達づくり旅行を行う（温泉旅行など）
	030202	ピアサポートグループをつくる
	030203	入居者と支援者とが一緒に、地域のプログラムに参加する
	0303	<b>【役割づくりの支援】</b> 入居者が生活の中に役割をもつ

<sup>4</sup> 「入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」は、施設内で相談に乗ってくれる人等がいて、十分な対応が得られるという意味。

	030301	日住を入居者の働く場にする（日住で何か手伝いをお願いする）
	030302	法人業務を分解し、入居者のための仕事を生み出す
0304		<b>【社会サービス（活動系）との接続支援】</b> 入居者が社会サービスにつながり、希望に叶う活動を得られる
	030401	支援者が社会サービス（活動系）等について学ぶ
	030402	地域の社会サービス（活動系）リスト・マップを作成する
	030403	日住（の支援者）が社会サービス（活動系）の紹介などの役割を担う
	030404	相談支援機関やソーシャルワーカー等、社会サービス（活動系）のつなぎ役と連携する
04		入居者が経済的に困らない状況にある
	0401	<b>【お金のやりくり支援】</b> 入居者が（ある程度）自分でお金のやりくりができるようになる
	040101	当面は一緒に金銭管理を行う
0402		<b>【社会サービス（金銭管理支援系）との接続支援】</b> 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる
	040201	支援者が社会サービス（金銭管理等支援系）等について学ぶ
	040202	地域の社会サービス（金銭管理等支援系）リスト・マップを作成する
	040203	日住（の支援者）が社会サービス（金銭管理等支援系）の紹介などの役割を担う
	040204	相談支援機関やソーシャルワーカー等、社会サービス（金銭管理等支援系）のつなぎ役と連携する

### （1）最終アウトカム及び中間アウトカム

「支援付き住宅」の最終アウトカム（上位目標）として「入居者が『生きてて良かった』と思える」が規定された。そして、中間アウトカム（作戦目的）として「入居者が地域で安心して暮らせる（『まあいいか、ここにいて』と思える）が規定された（表8）。

### （2）直接アウトカム

最終アウトカム（上位目標）及び中間アウトカム（作戦目的）の達成に関連する直接アウトカムとして「(01) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる」、「(02) 入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」、「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」、「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」の4つが規定された（表8）。

さらに、「(01) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる」に関連する直接アウトカムとして「(0101) 全て の人が入居できる場所がつくられる」、「(0102) 行政から指導されな

い（必要な人が日住を利用できる）」の2つが、「(02) 入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」に関連する直接アウトカムとして「(0201) 支援者が入居者の気持ちを理解することができる」、「(0202) 支援者が入居者の変な行動に寛容である（適切な対応ができる）」の2つが、「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」に関連する直接アウトカムとして「(0301) 入居者が住まいの他に居場所をみつけられる」、「(0302) 入居者に友達ができる」、「(0303) 入居者が生活の中に役割をもつ」、「(0304) 入居者が社会サービスにつながり、希望に叶う活動を得られる」の4つが、「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」に関連する直接アウトカムとして「(0401) 入居者が（ある程度）自分でお金のやりくりができるようになる」、「(0402) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる」の2つが規定された（表8）。

### （3）活動

① 「(01) 整備した支援付き住居において入居者が希望する生活を継続できる」に必要と考えられる活動

「(0101) 全ての人が入居できる場所がつくられる」を達成するために必要と考えられる活動として「(010101) 厚生労働省に（日住に関する）説明会の開催を要望する」、「(010102) 対外的に日住の課題や成果を発信する」、「(010103) 地元（特にケースワーカーが来れる場所）に日住をつくる」の3つ、「(0102) 行政から指導されない（必要な人が日住を利用できる）」を達成するために必要と考えられる活動として「(010201) 福祉事務所に広報を行う（日住を理解してもらう）」、「(010202) 行政に丁寧な説明を行う」、「(010203) 行政にお金をつけてもらうように交渉する（特にハード面）」の3つが規定された（表8）。

そのため、「(0101) 全ての人が入居できる場所（日住）がつくられる」に紐づく活動群は「日住をつくる取組み」、「(0102) 行政から指導されない（必要な人が日住を利用できる）」に紐づく活動群は「日住を適切に運営するための取組み」と言うことができる（表8）。

② 「(02) 入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」に必要と考えられる活動

「(0201) 支援者が入居者の気持ちを理解することができる」を達成するために必要と考えられる活動として「(020101) 支援者を対象にアンガーマネジメント研修を行う」、「(020102) 支援者が入居者とたくさん話をするように促す（日常的な安否確認のみではなく、面談・相談の時間をつくる）」、「(020103) 入居者の異変にすぐに気が付けるよう、支援者同士で相互に気を付けておく」、「(020104) 入居者との間で「死後事務委任契約」を結ぶ（これで入居者の想い、考えを理解する）」の4つが、「(0202) 支援者が入居者の変な行動に寛容である（適切な対応ができる）」を達成するために必要と考えられる活動として「(020201) 支援者に対して、入居者の様々な行動は「個性」であると思うように促す」、「(020202) 支援者に対して、入居者の様々な行動の背景を考えるよう促す」、「(020203) 個別ではない支援計画をつくる（いくつかの課題ごとに支援方法（対応方法）を整理しておく）」、「(020204) 支援者向けのノウハウの整理とその伝達を行う」の4つが規定された（表8）。

そのため、「(0201) 支援者が入居者の気持ちを理解することができる」に紐づく活動群は「支援者の理解力を高める取組み」、「(0202) 支援者が入居者の変な行動に寛容である（適切な対応ができる）」に紐づく活動群は「支援者の力量を高める取組み」と言うことができる（表8）。

③ 「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、ないがしかの役割をもっている居場所が存在する」に必要と考えられる活動

「(0301) 入居者が住まいの他に居場所をみつけられる」を達成するために必要と考えられる活動として「(030101) 入居者の通院に同行する」、「(030102) イベントを開催する（発表会などを行う）」、「(030103) サロンを開催する」、「(030104) 入居者と支援者とが一緒に、地域のプログラムに参加する」の4つが、「(0302) 入居者に友達ができる」を達成するために必要と考えられる活動として「(030201) 友達づくり旅行を行う（温泉旅行など）」、「(030202) ピアサポートグループをつくる」、「(030203) 入居者と支援者とが一緒に、地域のプログラムに参加する」の3つが、「(0303) 入居者が生活の中に役割をもつ」を達成するために必要と考えられる活動として「(030301) 日住を入居者の働く場にする（日住で何か手伝いをお願いする）」、「(030302) 法人業務を分解し、入居者のための仕事を生み出す」の2つが、「(0304) 入居者が社会サービスにつながり、希望に叶う活動を得られる」を達成するために必要と考えられる活動として「(030401) 支援者が社会サービス（活動系）等について学ぶ」、「(030402) 地域の社会サービス（活動系）リスト・マップを作成する」、「(030403) 日住（の支援者）が社会サービス（活動系）の紹介などの役割を担う」、「(030404) 相談支援機関やソーシャルワーカー等、社会サービス（活動系）のつなぎ役と連携する」の4つが規定された（表8）。

そのため、「(0301) 入居者が住まいの他に居場所をみつけられる」に紐づく活動群は「居場所づくりの支援」、「(0302) 入居者に友達ができる」に紐づく活動群は「友人作りの支援」、「(0303) 入居者が生活の中に役割をもつ」に紐づく活動群は「役割づくりの支援」、「(0304) 入居者が社会サービスにつながり、希望に叶う活動を得られる」に紐づく活動群は「社会サービス（活動系）との接続支援」と言うことができる（表8）。

④ 「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」に必要と考えられる活動

「(0401) 入居者が（ある程度）自分でお金のやりくりができるようになる」を達成するために必要と考えられる活動として「(040101) 当面は一緒に金銭管理を行う」の1つが、「(0402) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる」を達成するために必要と考えられる活動として「(040201) 支援者が社会サービス（金銭管理等支援系）等について学ぶ」、「(040202) 地域の社会サービス（金銭管理等支援系）リスト・マップを作成する」、「(040203) 日住（の支援者）が社会サービス（金銭管理等支援系）の紹介などの役割を担う」、「(040204) 相談支援機関やソーシャルワーカー等、社会サービス（金銭管理等支援系）のつなぎ役と連携する」の4つが規定された（表8）。

そのため、「(0401) 入居者が（ある程度）自分でお金のやりくりができるようになる」に紐づく活動群は「お金のやりくり支援」、「(0402) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる」に紐づく活動群は「社会サービス（金銭管理支援系）との接続支援」と言うことができる（表8）。

#### 4) 考察

ここでは、参加型評価手法のワークショップを経て、「支援付き住宅」のロジックモデルを作成した。その結果、「入居者が『生きてて良かった』と思える」という最終アウトカム及び「入居者が地域で安心して暮らせる（『まあいいか、ここにいて』と思える）」という中間アウトカムのもとに、「(01)

整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる」、「(02) 入居者が孤立せず安心して生活を送ることができる」、「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」、「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」の4つのアウトカム、それらを達成するための様々な活動から構成されるロジックモデルが作成された。

このロジックモデルは、本事業の実行団体であった3団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）の意見が反映され、つくられたものである。今回、参加型評価手法のワークショップを経て、ロジックモデルが作成されたことで、実行団体3団体の意見も組み込まれた本事業の全体像が可視化され、理解しやすい形になったことは有意義であったと考えられる。

本評価においては、このロジックモデルを手掛かりに、この後の調査・分析を行い、本事業のプロセス・アウトカム評価が実施された。

## 2. プロセス評価

### 2-1. 資金分配団体のプロセス評価

本項では、資金分配団体の資金的支援におけるプロセス評価について述べる。

本プロセス評価では、1) 公募要項の策定プロセス、2) 審査基準の設計、3) 審査委員会の設置、4) 実行団体の選定プロセスの評価結果について詳述する。

#### 1) 公募要項の策定プロセス

##### (1) 事前リサーチとヒヤリング

公募要項策定にあたっては、既に無料低額宿泊所の運営実績がある複数の支援団体、関係団体、また後述の有識者である審査委員へのヒヤリングを実施した。また、行政等の取り組みについてリサーチを行い、無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化（社会福祉法改正）と、良質な無料低額宿泊所において単独での居住が困難な人への日常生活支援を実施する基準の創設が進められており、「日常生活支援住居施設」の制度（生活保護法改正）が2020年4月より施行されたことを確認した。

さらに、規制強化に伴い、既存施設の改築、建替え等が迫られるものの、ハード整備に対する公的支援は極めて限定的なものにとどまっていること、また、「日常生活支援住居施設」において生活支援を行う人材育成に対する公的支援（助成制度）もないことから、これらの支援ニーズが高いことが浮き彫りとなった。

こうした背景から、制度の狭間で行き場を失っている単身高齢者や生活困窮者を対象に、新しい制度を活用しながら、初期費用を投入することで、支援のノウハウを持つ団体においても、ハードを整備し、自立的に事業運営できるビジネスモデルを示すことで、全国に波及していく可能性があることを確認した。

##### (2) 助成内容

公募要項の軸は、将来的な横展開を目指し、全国に先駆けて、政府が進める制度改革を活用しつ



つ、社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりを目指す、ソーシャルビジネスモデルの確立と実践と設定した。

また助成内容としては、以下の2点の資金的支援を設定した。

➤ 施設整備費

社会福祉法改正後の無料低額宿泊所の最低基準等に対応するための施設改修や建替え、新築に要する費用に対して4,500万円を上限に助成すること

➤ 日常生活支援を行う人材の育成費

良質な日常生活支援を行う人材の育成のために、基礎的・先駆的な研修を受けるための受講料やその他資格認定研修の受講料、旅費、会議や連絡等を行うための費用、及びその人材育成を行う担当職員の人件費について、1年あたり上限350万円を助成すること

さらに、適切な事業計画の策定と円滑な事業推進を支援するため、以下の非資金的支援を設定した。

➤ 専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

建築・不動産専門家アドバイザーや資金調達専門家アドバイザーを派遣し、事業の円滑な実施と成果の実現を支援

➤ 企業の現物寄付による支援

実行団体のニーズに応じ、居住施設の設備や機材の調達に関し、企業の現物寄付の推進を支援

➤ 事業評価支援

実行団体が行う自己評価の実施にあたり、評価専門家を派遣して、アドバイスを行う

### (3) 助成事業の成果目標の設定

助成事業の成果目標としては、短期的には、3年間の事業終了時に、良質な日常生活支援住居施設のモデル施設が全国で3か所に誕生し、質の高い生活支援人材を養成、確保し、ビジネスモデルを確立することとした。

中期的には、「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルを成立させ、各施設が毎年10～30人の入居者に、安心できる生活拠点を提供していくこととした。

さらに長期的には、同様のモデルが全国に波及していき、超高齢社会の住宅セーフティネットが構築されると同時に、入居者本人が望む生活や本人の意思決定を尊重する支援、生活介助や支え合いの仕組みの構築、地域コミュニティにおける関係づくりなどを通じ、入居者が生きづらさや不安定さを軽減させ、安心して住めるようになることを成果目標とさだめた。

### (4) 実行団体の要件

助成対象とする実行団体については、将来的な波及効果を目指すソーシャルビジネスモデルを実現する団体を選定するため、次にあげる要件を設定した。

- ①生活困窮者に対して宿泊場所を提供し、日常生活支援を付随して行ってきた実績が3年以上ある団体
- ②次にあげる法人格を持つ非営利組織の団体（NPO法人、社会福祉法人、社団・財団法人など）



- ③助成事業を担当する有給職員が1名以上いること
- ④整備する住宅や土地について、具体的な想定プランが既にあること
- ⑤建物や土地の所有者が実行団体と異なる場合は、賃貸借契約の期間を最低10年以上結ぶこと

#### (5) 応募時の提出書類

応募に際しては、施設整備やケースによっては借入を伴う事業となることから、建築・不動産専門家アドバイザーならびに資金専門家アドバイザーの助言を受けながら、JANPIAより指定されている書類以外に、本事業独自の指定書類として以下の提出書類を設定した。

- 資金計画書（※資金分配団体独自様式）
- 収支計画書（※資金分配団体独自様式）
- 整備する住宅に関する書類（下表）

表 9 整備する住宅に関する書類

No.	名称	必須	☑
<b>必須書類①</b>			
1	基本設計図	○	□
2	周辺関係図	○	□
3	平面図	○	□
4	展開図	○	□
5	防災・避難計画図	○	□
6	見積書（費目別に算定したもの）	○	□
<b>基本設計及び現況の説明書</b>			
<b>改築・改修の場合</b>			
7	（別紙 1-1）現況説明	○	□
8	（別紙 2-1）基本設計の内容	○	□
<b>新築の場合</b>			
9	（別紙 1-2）現況説明	○	□
10	（別紙 2-2）基本設計の内容	○	□
<b>必須書類②（改築・改修の場合のみ）</b>			
11	現況図面（平面図、展開図）	○	□
12	建物の写真（外観・内観）	○	□
13	登記事項証明書	○	□
<b>任意提出書類（改築・改修の場合のみ）</b>			
14	確認済証		□
15	検査済証		□
16	設計図書		□
17	消防法適合通知書		□
18	消防法適合通知書		□
19	インスペクション（建物状況調査）の報告書		□
<b>任意提出書類（新築・改築・改修を問わず）</b>			
20	実施設計図（※既に設計済みの場合）		□

## 2) 審査基準の設定

審査にあたっては、以下の審査基準を設定した。

### (1) 実行団体としての適格性

- ①これまで実施してきた「住まいの提供事業」や「生活支援」の実績は、ニーズに基づく十分な質を保った内容であるか
- ②ソーシャルビジネスとして運営されている組織であり、信頼できる組織であるか

### (2) 本事業の目的に沿っているか

- ①ニーズに合致した生活支援が計画されているか
- ②生活支援のあり方に見合った、ニーズに応える居住空間が保たれた建設計画になっているか  
（※居住地域の特性も踏まえ、居室数や面積、共有スペース等にも配慮されていること）

- ③ニーズに応える生活支援ができる人材育成が計画されているか
- ④地域住民や地域コミュニティとの関わりをつくり出す工夫がされているか

### (3) 計画の妥当性・実現可能性

- ①施設整備計画が、関係法令や条例に基づく基準を満たしているか (※)
- ②事業計画の内容が、目的、方法、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか
- ③助成事業終了後に、自立的かつ継続的に運営できる見込みがあるか

## 3) 審査委員会の設置

先述の審査基準に従って審査を行うために、以下の内容で第三者の有識者によって構成される審査委員会を設置した。

### (1) 審査委員会の目的

支援付き住宅建設・人材育成事業において、同事業の応募要項に定められた審査基準に基づき、適切な実行団体（最大3団体）を採択するための審査を行う。また2年目・3年目は、各団体の継続助成が適切かどうか審査を行う。

### (2) 審査委員の構成

住宅建築関係、ビジネスモデル・資金調達関係、福祉関係に精通する専門家による委員会を組織する。

### (3) 審査委員

#### ①委員長

高橋紘士氏（東京通信大学 教授、一般財団法人高齢者住宅財団 顧問）：福祉関係

#### ②委員

宮島俊彦氏（兵庫県立大学客員教授、日本製薬団体連合会理事長）：福祉関係

井上由起子氏（日本社会事業大学 専門職大学院教授）：福祉系・住宅建築関係

柴沼俊一氏（株式会社シグマクス 常務執行役員）：ビジネスモデル・資金調達関係

小野田峻氏（小野田高砂法律事務所 代表弁護士）：ビジネスモデル・資金調達関係

※審査員の肩書は、審査委員会設置当時のもの。

## 4) 実行団体の選定プロセス

### ①公募期間と広報

公募期間は2020年4月1日（水）～2020年5月29日（金）とし、広報は主にホームレス支援団体への直接的な情報提供のほか、弊財団のネットワークやFacebook等を通じて行った。Facebookでは今までにないアクセス数があり、話題性やインパクトとして大きかった。

②応募件数

全国から 8 件の応募を受けた。

③審査会による選考プロセス

審査は審査委員会による書類審査にて行った。

審査の事前準備では、事務局による書類確認を行った上で、特に、ハード整備に関しては専門的な見知を必要とするため、下表 10 に示す通り、審査項目「②本事業の目的に沿っているか」、「③計画の妥当性・実現可能性」に関連付けて、第三者の建築・不動産専門家である、村林正次氏（アーバンクロス技術士事務所 代表）による審査項目毎にハード整備面の要求水準を設定し、村林正次氏によるその水準に対する事前の評価チェックを行った。

ハード整備面の要求水準としては、関連法制度、基準条例の遵守の他、工事費用の妥当性、様々な支援を必要とする入居者を想定した共同生活住居としての適切性といった観点を盛り込んだ。

表 10 施設整備内容に関する建築・不動産専門家アドバイザーからの評価・コメントシート

【支援付き住宅建設・人材育成事業】 審査会参考資料				
施設整備内容に関する建築専門家アドバイザーからの評価・コメントシート				
			申請団体名: ○○○○○○○○○○○○○○○	
審査基準との関連項目	要求水準	建築専門家の評価	特に優れている点・懸念される点などに関するコメント	
②本事業の目的に沿っているか	(2)生活支援のあり方に見合った、ニーズに応える居住空間が保たれた建設計画になっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な居室面積や共有スペース、サービス導線等が配置されていること。</li> <li>●既存施設の現況から適切な改修計画となっていること。</li> <li>●防災面や避難路に配慮されていること。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【評価欄の記号の説明】</p> <p>A … 優れている</p> <p>B … 事業遂行に支障のない程度</p> <p>C … 不安な部分や懸念要素がある</p> <p>— … 資料不足等により評価できない</p> </div>	
	(4)地域住民や地域コミュニティとの関わりをつくり出せる工夫がされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民やコミュニティとの交流に配慮されていること。</li> <li>●地域や近隣の家屋との調和がなされていること。</li> </ul>	B	
③計画の妥当性・実現可能性	(1)施設整備計画が、関係法令や条例に基づく基準を満たしているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関連法制度、基準条例が遵守されていること。</li> </ul>	C	
	(2)事業計画の内容が、目的、方法、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●費目別に適切な工事費の見積もりがされていること。</li> </ul>	—	

審査会による書類審査では、応募書類の他に先述の建築・不動産専門家による評価チェックと評価コメントも付して、各審査員による審査シートへの記入を依頼し、点数付けを行った。事務局にて、審査シートの集計を行った後、2020年8月20日（木）13時30分～16時に全審査員が集合して審査会を開催し、協議の上で3団体を選定した。選考の結果、無料低額宿泊所の運営をはじめ、長年、生活困窮者支援に携わってきた実績のある団体が仙台市、北九州市、東京都台東区の3地域でそれぞれ1団体ずつ

選ばれた。いずれも、「日常生活支援住居施設」の新制度を活用した日常生活支援住居施設の新築、改修を実施し、運営する事業が選ばれた。

## 5) 契約プロセス

資金分配団体と実行団体との間で締結する資金提供契約書においても、本事業の特性に合わせて工夫を行った。

本事業では、施設整備に助成金を給付することになるため、事業終了後も転用を防ぎ、継続的に支援付き住宅として活用されるために、事業終了後10年間（法人税法に定める減価償却資産の耐用年数が10年以内のものについては、その耐用期間に相当する期間とする）は、本事業の実施のためにのみ使用するものとし、事前の書面による承諾なく、本事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行わないとする契約を実行団体との間で締結した。

なお、土地・建物が団体所有でない場合においても、前述の通り、実行団体の選定要件として、賃貸借契約期間を最低10年以上結ぶこととしており、事業終了後も事業目的に沿って整備した土地・建物が活用されるようにした。

## 6) 考察

本項では、資金分配団体のプロセス評価を試みた。休眠預金活用事業として採択されてから、まず着手したのは、公募要項の策定プロセスであった。公募要項の策定にあたっては、生活困窮者支援に関わる生活保護法の改正と新制度の適用という大きな変化の狭間にあったことから、これらの行政の動き、制度に関する情報収集と理解を深めたことは、現実的かつ実効性の高いモデル事業を設計する上で重要であった。さらに、生活困窮者支援で実績があり、ノウハウと知見を持つ支援団体のヒヤリング、困窮者向けの住宅事情や法制度に精通する、有識者へのヒヤリングで得た情報を分析し、公募要項に反映することができたのは、具体的な審査基準の設計やより効果的な助成金給付の形を設計する上で、大変重要なプロセスであった。審査委員会の設置においては、将来的に波及効果の高いソーシャルビジネスモデル事業を構築し実践するという本事業の意義に賛同していただいた上で、困窮者向けの法制度の変遷や課題に精通する有識者と、ソーシャルビジネスという経営的視点を持つ異なる分野の複数の審査委員で構成される審査会を設置できたことは、助成プログラム全体のブラッシュアップとその後の実行団体の選定プロセスにおいて必要不可欠であった。

実行団体の選定プロセスでは、全国から質の高い実現可能な事業計画に基づく申請が多くあったことから、難しい審査を迫られた。本事業は、政府が進める制度改革を活用しつつ、社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりを目指しながら、質の高い生活支援人材の育成を通じ、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデルの構築を支援するものである。そのため、事業完了後も持続可能な運営を実現するだけの力量を持つ実行団体を選定する必要があった。審査会では、豊富な知見と多角的な視点から闊達な議論が交わされ、結果として、日常生活支援住居施設の制度を活用しながら運営される施設整備という共通項を持ちつつ、ニーズの高い異なる地域の事業が全国で3か所選定されたことは、大変有意義であった。また審査会では、継続審査においても、生活困窮者支援、さらには、日本における困窮者

の受け皿となる住宅整備の広がりを見据えた、事業終了後の出口戦略を含めた議論を実施することができたことも、本事業を通じた政策提言に発展させていく上で大変重要な機会となった。

## 2-2. 実行団体のプロセス評価

本項では、実行団体に対して支援付き住宅のハード整備と人材育成のために助成金として給付した資金的支援が、適切かつ効果的に活用されたかどうかについてプロセス評価を行ったことを詳述する。

さらに、これらの実行団体に対する資金的支援を通じて、施設の入居者に対する重要な「支援のコツリスト」を実行団体3団体が共通して策定したプロセスと、同「支援のコツリスト」に沿って実施した実行団体の入居者に対する支援プロセスの評価を行い、その結果を示す。

### 1) 支援付き住宅の整備

2020年4月1日～5月29日に全国より公募を行い、専門的知見を持つ第三者による審査委員会による審査結果を基に、全応募団体8件から実行団体3団体を決定し、新築2件、購入1件による日常生活支援を提供する支援付き住宅を整備した。それぞれの団体の事業概要を下記に記載する。

(1) 事業概要

①特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会

団体所在地	東京都台東区
申請事業名	東向島プロジェクト
建設施設	「ふるさと福久井荘」：新築・鉄骨造3階建て・2021年10月完成
入居定員数	16名
事業概要	<p>墨田区において、地元のオーナーが新築の寄宿舍を建設し、NPO法人が日常生活支援住居施設の用途で借り上げて運営。入居定員16名で全室個室、居室面積は7.43㎡以上を確保。</p> <p>徒歩圏内に、駅、スーパー、図書館、医療機関など生活に必要な機能が揃い、街なかの生活と言える。一人暮らしが困難な単身高齢・生活困窮者が地域の中で安心、安定した生活を継続して送れるようにサポートしている。質の高い日常生活支援の提供を目指し「誰もがひとりの生活者として生活支援を行うことができる」というコンセプトに基づき、様々な組織内外の研修や現場経験を通じて職員の育成を行っている。近隣には法人独自の「地域生活支援センターすみだ」があり、居住支援法人（ふるさと不動産）と連携した継続的・包括的な支援体制を組む。このほか法人では、墨田区内で無料低額宿泊所（2施設）、日常生活支援住居施設（3施設）、障がい者グループホーム（3ユニット）など障害福祉サービスの社会資源を展開し、母子世帯の中学生から80歳を超える認知症の高齢者まで多様なニーズに対応する。</p>
総事業費	163,315,470円（うち休眠助成金52,361,332円）
事業費内訳	①居住施設の整備費151,549,235円（オーナー分含む）②人材育成費11,766,235円
①居住施設整備費の内訳	休眠預金事業からの充当：45,000,000円 借入金：なし（※オーナー創設のため団体による借入はなし）
返済条件	なし



(右上の写真：読売新聞社)



## ②特定非営利活動法人抱樸

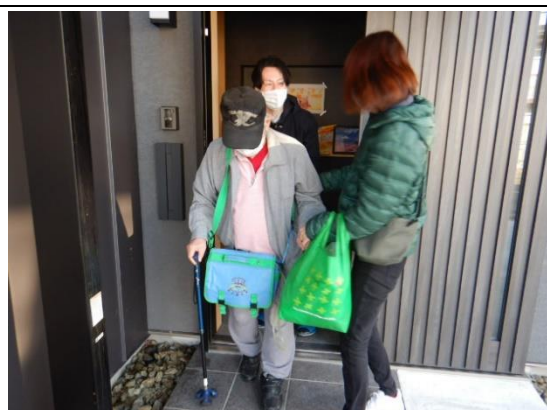
団体所在地	福岡県北九州市
申請事業名	支援付き住宅の複合モデル「プラザ抱樸」の拡充と整備事業
建設施設	「プラザ抱樸」：購入・RC造12階建て・2021年7月取得
入居定員数	20名（※居室110室のうち日常生活支援住居施設としては20室）
事業概要	<p>本事業により、プラザ抱樸（居室110室）を全棟購入。一棟のマンションの中に、日常生活支援住居施設（制度事業）、障がい者グループホーム（制度事業）、見守り支援付き住宅（非制度事業）を組み合わせることで、10代から80代まで多様な地域の住宅確保要配慮者を受け入れる体制を構築している。また、入居者全員が、地元町内会にも加入。地域の活動に積極的に参加しながら、「プラザ抱樸」が地域も含めた出会いと交流の場となるよう活動している。また、支援付き住宅を中心とした複合型施設の運営について、責任をもって適切な支援を行うとともに地域社会との連携を構築できる人材育成を目指し、日常生活支援に必要な知識や経験の習得にとどまらず、共生型施設の運営と地域共生のノウハウと経験を身につけた人材育成に取り組んでいる。日常生活支援住居施設としては、20室（1部屋1K 21.7㎡）を確保。特に孤立した単身者、絆を失った母子・父子家庭、障がい者など、住宅だけでなく生活を営むことが困難な状況の方々に対して、日常生活支援の提供および建物を活用した地域共生社会の構築を目指していく。</p>
総事業費	309,387,732円（うち休眠助成金52,635,032円）
事業費内訳	①居住施設の整備費300,001,100円 ②人材育成費9,386,632円
①居住施設整備費の内訳	<p>休眠預金事業からの充当：45,000,000円          借入金：255,000,000円          （登記費用・税金等諸経費込みの借入額268,000,000円）</p>
返済条件	<p>借入金利：1.1%          償還年数：20年          元金据置期間（年）：なし          償還方式：均等償還          1年あたりの元金償還額（平均）：13,456,056円</p>





### ③特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

団体所在地	宮城県仙台市
申請事業名	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる良質な支援付き住居施設の建設とその住居施設で働くスタッフ等の人材育成事業
建設施設	「てらっせ東勝山」：新築・木造2階建て・2021年12月完成
入居定員数	15名
事業概要	<p>自法人で建てた新築物件で、地域に溶け込み、施設とは感じられない一軒家のような外見で、「利用者が使いやすく、住みやすい家を」と考えた共同住宅である。施設名を「てらっせ東勝山」という。東勝山（ひがしかつやま）は施設の所在地域名で、「てらっせ」はドイツ語（terrasse）、見晴らしの良い丘、庭という意味である。「照らせ」とかけて、遍く照らす太陽にあやかり、すべての困ったという人たちに光を照らす拠点になるようにという願いを込めた。</p> <p>入居定員15名で全室個室である。利用者の多くが、人付き合いの苦手さ、孤独・孤立を感じているなか、この施設ではプライベートは守られながらも、孤独を感じない程度に誰かがいて、家庭のような機能がある。一方で、何かあればすぐに対応できるスタッフが常駐しているという施設の機能もあり、日常生活の中に安心がいくつもある。また、きめ細やかな日常生活支援に必要な体系的な知識を組織内外の研修等を通じて身につけながら（1）本人視点での支援、（2）伴走型の支援、（3）関係性を重視する支援、（4）制度の枠に捉われない柔軟な支援、を実践できる人材育成に取り組んでいる。</p>
総事業費	総事業費 85,750,738円（うち休眠助成金 48,653,658円）
事業費内訳	①居住施設の整備費 81,697,080円 ②人材育成費 4,053,658円
①居住施設整備費の内訳	<p>休眠預金事業からの充当：45,000,000円</p> <p>借入金：40,000,000円</p>
返済条件	<p>借入金利：0.42% ただし貸付日から3年経過後は1.32%</p> <p>償還年数：15年</p> <p>元金据置期間（年）：2年</p> <p>償還方式：均等償還</p> <p>1年あたりの元金償還額（平均）：300万円</p>



## (2) 考察

本事業を通じて、3つの異なる地域で、それぞれ15名～20名の一定の定員を保つ日常生活支援住居施設の制度を活用した日常生活支援住居施設を整備することができ、様々な困難を抱え、行き場を失った人々への住居と日常生活支援をセットで提供する環境を整備できた。

また、新築の日常生活支援住居施設を整備した特定非営利活動法人ワンファミリー仙台、ならびに大型中古マンションを購入した特定非営利活動法人抱樸では、現実的な返済計画の策定と適切な資金計画のもとで、借入を行い実行できた。

## 2) 人材育成

全国3か所の支援付き住宅において日常生活支援を行う従事者に対して、外部研修ならびにOJTによってのべ計14名の人材育成を行った。また育成されたこれらの従事者が各所において、入居者に対する日常生活支援を実施した。

### (1) 人材育成の実施内容

#### ①特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会

<人材育成方針>

人材育成では、以下の3点を目標に設定した。

- a. 日住では個別支援計画の策定が前提になっているが、個別ケアに終始せず、周囲との関係性に重きを置くというふるさとの会における生活支援の実践を継続する。
- b. 「地域生活」というのは施設（日住）での暮らしに限ったものではなく、アパート等の住居を含めた支援（関わり）の継続性を志向する。
- c. 地域福祉の観点からいえば、日住という施設に入居中でなくとも、例えばアパートでも生活支援が受けられるように実績作りや政策提言をする。

<実施した人材育成、今後の課題や取り組むべきこと>

事業期間中に行った人材育成としては、特定非営利活動法人すまい・まちづくり支援機構の「ケア研修」に7名が受講し修了した。また、社会福祉主事任用資格通信講座は4名が受講し修了した。令和3年度日常生活支援住居施設管理者資質向上研修は5名が受講し修了した。

外部研修とOJTによる人材育成を実施しながら、施設開始以来、常勤換算3.2名以上で施設運営にあたった。

また、同法人が運営している別施設から福久井荘に入居せずにアパート転宅をした5名について調査を行ったところ、施設での支援と同等とは言えないものの、施設で受けていた介護、医療等の社会サービスは継続したまま、NPO職員による定期訪問を通じた生活サポートや、顔なじみの入居者同士の支え合いによって生活を継続できていることが分かった。目標の2点目であげていた人材育成方針に沿った形で実践がなされていることが確認できた。

## ②特定非営利活動法人抱樸

### <人材育成方針>

支援付き住宅を中心とした複合型施設の運営について、責任をもって実施し、適切な支援と地域社会との連携を構築できる人材の養成を目指す。

日常生活支援施設の人材育成と同時に、共生型施設の運営と地域共生のノウハウの経験を取得することができる。

- ▶ 地域と入居者の間をとりもつことのできる人材が育成されることで、地域と施設（入居者）との間で発生する様々な課題が解消され、多様な背景や属性を持つ入居者が地域住民の一人として安心して生活していくことができるようになる。
- ▶ （地域行事等を含む）地域の社会資源を掘り起こし、ニーズに応じて入居者をそれらにつなげていける人材が育成される。

### <実施した人材育成、今後の課題や取り組むべきこと>

事業期間に行った人材育成としては、日常生活支援住居施設長1名、グループホーム管理者1名を含む計5名に対して、法人内部研修を12回実施し、一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会（全日住協）が提供する外部研修等11回の研修に参加した。

支援における知識、経験、スキル等については、一定の達成ができたと考える。地域との連携についても、町内会とのやり取りなどを通して、構築できつつある。入居者間の交流づくりについては、コロナ禍等もあり、積極的に行えておらず、その場や関係づくりも含めて、人材育成の途上である。

## ③特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

### <人材育成方針>

きめ細やかな日常生活支援に必要な体系的な知識を組織内外の研修等を通じて身につけながら、（1）本人視点での支援、（2）伴走型の支援、（3）関係性を重視する支援、（4）制度の枠に捉われない柔軟な支援を実践できる人材育成に取り組む。

### <実施した人材育成、今後の課題や取り組むべきこと>

事業期間に行った人材育成としては、日常生活支援住居施設の運営にあたる職員計2名に対して、外部研修とOJTによる育成に取り組んだ。外部研修では、厚労省社会・援護局主催で、一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会（全日住協）が提供する全国研修を受講し修了した。

常勤スタッフのほか、アパートタイプの支援付き住宅に入居しながら人のために働きたいと希望するパートスタッフも一緒に、法人内外の研修や交流に参加する機会を設けた。研修のなかで、家族のような関わり・寄り添いを自分たちならどのようにできるか、利用者の生活に対する希望を尊重し支援を押し付けない関わり方はどのようにすればいいか等を学ぶことができた。

利用者と同じような年齢・同じような立場で親しみやすい入居者パートスタッフが支援のサポートに入ることで、利用者がいろいろな課題や問題を抱え共同住宅での生活に慣れないなかでも、緊張感を感じないで生活できる環境を作ることができた。

人材育成の課題としては、人材の確保（採用および定着）が挙げられる。福祉業務の経験なしで入職してきたスタッフに支援スキルを身に付けてもらう取り組みのほかに、まず「ここに入職したい」と思わせ、さらに「ここで働きたい」と思わせる魅力ある職場づくりが課題である。

## （2）考察

人材育成では、3事業でそれぞれの団体方針と日常生活支援住居施設の運営方針に照らして、入居者に対する質の高い支援を提供するための人材育成に取り組んだ。いずれの団体においても、外部研修を積極的に活用しながら、内部研修やOJTによる日常的な指導を通じて、専門性を高め、スキルアップに取り組んだ。

いずれの団体においても、手厚い支援を必要とする入居者を意識し、きめの細かい支援が行き届く人材育成方針を立てて実行していたことは、日常生活支援住居施設が現場で求められている支援人材像としての共通点であると言える。

また、特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会や特定非営利活動法人抱樸の人材育成方針に掲げられているように、入居者に対する施設内での日常的な支援にとどまらず、入居者が地域で暮らしていくこと、将来的に施設ではなく地域で暮らしていくことを前提とした、地域全体の福祉という俯瞰的な視点をもって、地域とのかかわりや政策提言を視野に入れた人材の育成に取り組んでいることも特筆すべき点である。

本事業を通じて、日常生活支援の専門性を持ち合わせるとともに、地域福祉や政策制度までの広い視野を持った人材育成に取り組んだことは、今後の日常生活支援住居施設だけにとどまらず、多様な困難を抱える人々への生活支援を地域で実現していくことを目指す上で、重要であったと言える。

## 3) より効果的な支援付き住宅の取組み整理（支援のコツリスト作成）

### （1）支援のコツリスト作成の目的

支援のコツリストとは、あるプログラムが成果の達成を目指すうえで、重要となる支援方法のコツ（成果の達成につながる活動の詳細）である<sup>5</sup>。

本事業においては、参加型ワークショップを経て作成されたロジックモデルの活動部分を「支援のコツ」として整理することで、より詳細に記述することを目的とした。

### （2）方法

支援のコツリストは、①参加型ワークショップで議論された内容の分析、②実行団体3団体との議論を通して作成した。具体的な内容は次の通りである。

## <第1回目の検討会>

### ①検討会の実施時期

---

<sup>5</sup> 大島巖・源由理子・山野則子・贅川信幸・新藤健太・平岡公一（2019）『実践家参画型エンパワメント評価の理論と方法：CD-TEP法：協働によるEBP効果モデルの構築』日本評論社。では「効果的援助要素」として紹介されているものである。

- ・令和4年10月23日（金）10時～12時

#### ②検討会の開催方法

- ・Zoomによる会議

#### ③検討会の参加者

- ・公益財団法人パブリックリソース財団：2名
- ・特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会：1名
- ・特定非営利活動法人抱樸：1名
- ・特定非営利活動法人ワンファミリー仙台：2名

#### ④検討会の内容

- ・参加型ワークショップで挙げられた意見をもとに、支援のコツリスト案を作成し、これをご確認いただきながらご意見をうかがった。

### <第2回目の検討会>

#### ①検討会の実施時期

- ・令和5年1月27日（金）10時～12時

#### ②検討会の開催方法

- ・Zoomによる会議

#### ③検討会の参加者

- ・公益財団法人パブリックリソース財団：2名
- ・特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会：1名
- ・特定非営利活動法人抱樸：2名
- ・特定非営利活動法人ワンファミリー仙台：2名

#### ④検討会の内容

- ・第1回目の検討会で挙げられた意見をもとに、支援のコツリスト案を改訂し、これをご確認いただきながらご意見をうかがった。

### (3) 結果

参加型ワークショップで議論された内容の分析や実行団体3団体との議論を通して作成された支援のコツリストの概要を表11に示す。

表 11 支援のコツリストの概要

<p>(01 領域) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取組み</p> <p>(0101 項目) すべての困った人が入居できる場所をつくる（日常生活支援住居施設をそのような場にするを含む）（7 要素）</p> <p>(0102 項目) 必要な人に日住を利用してもらうための取組み（5 要素）</p> <p>(02 領域) 入居者が孤立せず安心できる生活を送るための取組み（施設内に相談できる人がいて、十分な対応が得られるようにする）</p>
---

(0201 項目) 支援者が入居者の気持ちを理解するための取組み (8 要素)

(0202 項目) 支援者が日々適切な支援を実践するための取組み (6 要素)

(03 領域) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所を見つけるための取組み

(0301 項目) 入居者が住まいの他に居場所を見つけるための支援 (5 要素)

(0302 項目) 入居者に友達をつくるための支援 (4 要素)

(0303 項目) 入居者が生活の中に役割をもつための支援 (5 要素)

(0304 項目) 入居者の社会サービスとの接続と希望に叶う活動獲得の支援 (4 要素)

(04 領域) 入居者が経済的に困らない状況になるための取組み

(0401 項目) 入居者がある程度自分でお金のやりくりをできるようになるための支援 (6 要素)

(0402 項目) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られるようになるための取組み (4 要素)

また、これら「支援のコツリスト」の詳細については、本報告書の「資料2」に掲載しているので、これを参照いただきたい。

### ① 01 領域：整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取組み

入居者が地域で安心して暮らしていくためには、まずはそれが叶う住居があることが重要である。加えて、この住居の機能や果たすべき役割を関係者等が正しく理解し、必要な人々に提供できることも重要になる。この領域では、こうしたことを達成するために「(0101 項目) すべての困った人が入居できる場所をつくる (日常生活支援住居施設をそのような場にするを含む) (7 要素)」、「(0102 項目) 必要な人に日住を利用してもらうための取組み (5 要素)」で構成されている。

この領域の特徴は、日常生活支援住居施設建設の機運を高める、実際に建設する、建設した日常生活支援住居施設を知ってもらうためのパンフレットの作成や説明などに関する活動を規定している点にある。

### ② 02 領域：入居者が孤立せず安心できる生活を送るための取組み (施設内に相談できる人がいて、十分な対応が得られるようにする)

入居者が安心して暮らしていくためには、入居者を理解し、親身に支える人たちの存在が不可欠である。日常生活支援住居施設で日々利用者とともに過ごす支援者にはそのためのスキルを身に着け、実践することが求められる。この領域では、こうしたことを達成するために「(0201 項目) 支援者が入居者の気持ちを理解するための取組み (8 要素)」、「(0202 項目) 支援者が日々適切な支援を実践するための取組み (6 要素)」で構成されている。

この領域の特徴は、支援者の養成、支援者の資格取得支援、支援者が日々の支援で行うべきことなどを規定している点にある。

### ③ 03 領域：入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所を見つけるための取組み

入居者が地域で安心して暮らしていくためには、良い人間関係等が構築され、日々の生活のなかで何かすべきことがあり、それなりに充実した生活を送れることが重要である。この領域では、こうしたことを達成するために「(0301 項目) 入居者が住まいの他に居場所を見つけるための支援 (5 要素)」、「(0302 項目) 入居者に友達をつくるための支援 (4 要素)」、「(0303 項目) 入居者が生活の中に役割をもつための支援 (5 要素)」、「(0304 項目) 入居者の社会サービスとの接続と希望に叶う活動獲得の支援 (4 要素)」で構成されている。

この領域の特徴は、地域のなかで入居者と支援者がともに活動をする内容、日常生活支援住居施設になかで行うと良いイベントや取組み、入居者が仕事や役割を見つけるための取組み、入居者が様々な社会資源（サービス等）を使用できるようにするための取組みなどを規定している点にある。

### ④ 04 領域：入居者が経済的に困らない状況になるための取組み

入居者が地域で安心して暮らしていくためには、まずは食事に困らない程度のお金を手元に残せることが必要で、入居者のなかにはこの部分に大きな課題があり、支援の重要性が生じる場合がある。この領域では、こうしたことを達成するために「(0401 項目) 入居者がある程度自分でお金のやりくりをできるようにするための支援 (6 要素)」、「(0402 項目) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られるようになるための取組み (4 要素)」で構成されている。

この領域の特徴は、支援者と入居者が協働して金銭管理を行っていくための取組み、必要に応じて外部の金銭管理支援等を使用するための取組みなどを規定している点にある。

#### (4) 考察

ここでは、参加型評価手法のワークショップを経て作成されたロジックモデルを手掛かりに、特に活動部分について「支援のコツリスト」を作成することで、より詳細な記述を試みた。

その結果、「(01 領域) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取組み」、「(02 領域) 入居者が孤立せず安心できる生活を送るための取組み (施設内に相談できる人がいて、十分な対応が得られるようにする)」、「(03 領域) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所を見つけるために取組み」、「(04 領域) 入居者が経済的に困らない状況になるための取組み」の 4 領域からなる「支援のコツリスト」が作成された。

これら「支援のコツリスト」は、実行団体 3 団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）の取組みやアイデアが詳細に記載されており、支援付き住宅の取組みを効果的に進めていくために、有用であると考えられる。

#### 4) 支援のコツリストに基づく取組みの実施状況

##### (1) 支援のコツリストに基づく取組み実施状況調査の目的

支援のコツリストに基づく取組み状況が、本事業全体としてどの程度実施されたかを把握するために、まず、支援のコツリストを基にしたフィデリティ尺度 (Fidelity Scale) を作成した。フィデリティ尺度とは、「あるプログラムが効果的なプログラムモデルの基準に準拠している程度を測定するため

の尺度」であり、モデル適合度、実践度などと訳されるものである<sup>6</sup>。

ここでは、このフィデリティ尺度を使用した調査を行い、ロジックモデルあるいは支援のコツリストに規定された取組みがどの程度実施されたのかを把握することを目的とした。

## (2) 方法

フィデリティ尺度は、支援のコツリストに規定されるそれぞれの項目を「示されたいずれの要素も満たさない (1点)」、「示された要素のうち1要素を満たす (2点)」のように支援のコツの実施状況に応じて評価する仕組みになっており、各項目1点から5点で評点される。

なお、この「フィデリティ尺度」の詳細については、本報告書の「資料3」に掲載しているもので、これを参照いただきたい。

### ① 調査時期

- ・令和5年3月8日から3月14日まで

### ② 調査対象

- ・特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会
- ・特定非営利活動法人抱樸
- ・特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

による自己評価にて実施。

### ③ 調査内容

- ・支援のコツリストにもとづき作成されたフィデリティ尺度（「資料1」を参照）
- ・施設の基本情報（定員及び入居者数、人員配置、加算対象者の有無）

### ④ 分析

- ・フィデリティ尺度得点、基本情報ともに記述統計にて表示

## 5) 結果

### (1) 支援のコツリストの実施状況（フィデリティ尺度得点の分布）

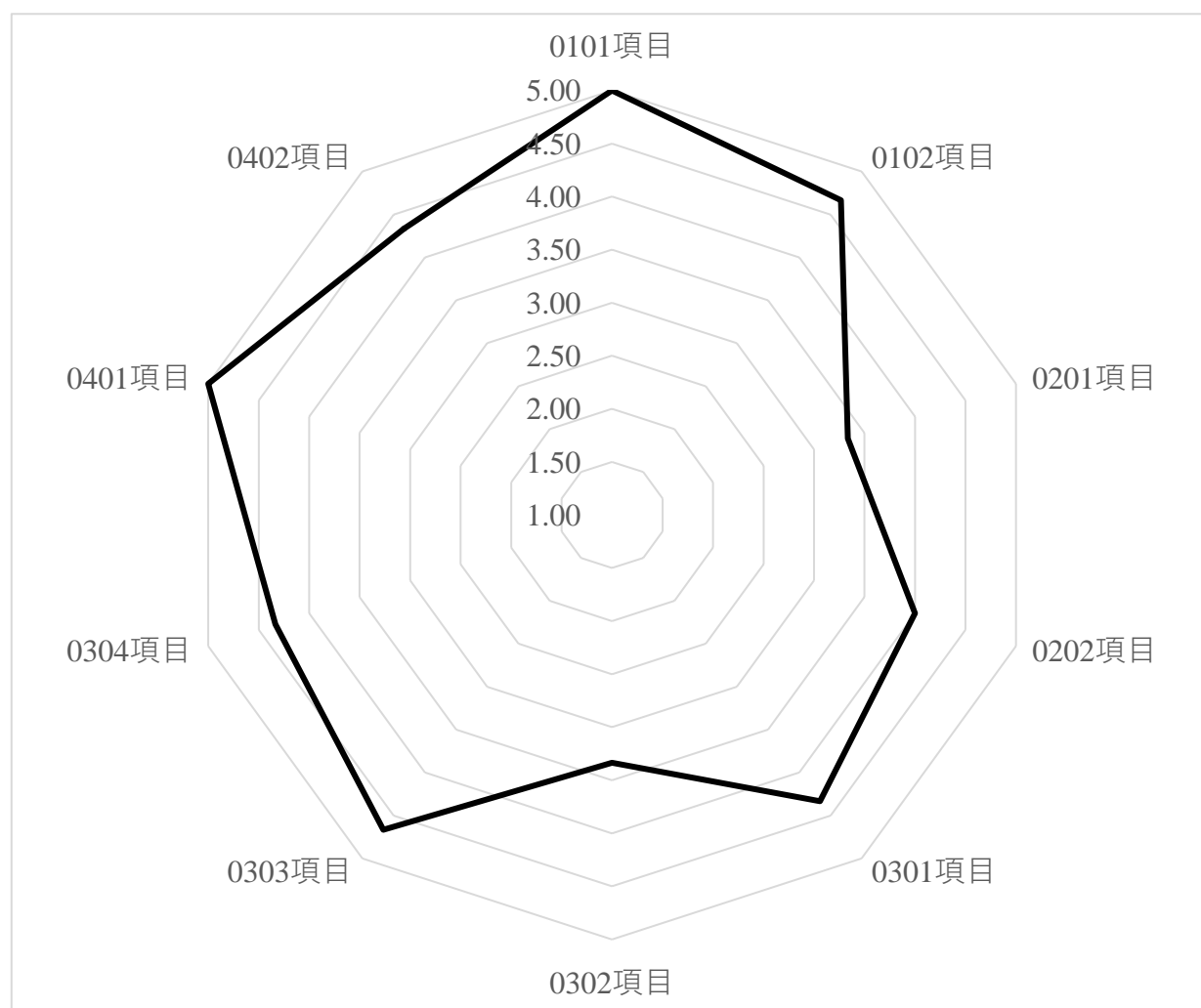
実行団体3団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）に支援のコツリスト（フィデリティ尺度）の実施状況を尋ねたところ、表12に示した回答が得られた。

---

<sup>6</sup> Bond, G. R., Evans, L., Salyers, M. P. et al. (2000) Measurement of Fidelity in Psychiatric Rehabilitation, *Mental Health Services Research*, 2, 75-87.



表 12 フィデリティ尺度得点の分布 (N3)



項目	平均点 (標準偏差)
(0101 項目) すべての困った人が入居できる場所をつくる (日常生活支援住居施設をそのような場にするを含む) (7 要素)	5.00 (0.00)
(0102 項目) 必要な人に日住を利用してもらうための取組み (5 要素)	4.67 (0.47)
(0201 項目) 支援者が入居者の気持ちを理解するための取組み (8 要素)	3.33 (0.82)
(0202 項目) 支援者が日々適切な支援を実践するための取組み (6 要素)	4.00 (0.47)
(0301 項目) 入居者が住まいの他に居場所を見つけるための支援 (5 要素)	4.33 (0.47)
(0302 項目) 入居者に友達をつくるための支援 (4 要素)	3.33 (0.94)
(0303 項目) 入居者が生活の中に役割をもつための支援 (5 要素)	4.67 (0.47)
(0304 項目) 入居者の社会サービスとの接続と希望に叶う活動獲得の支援 (4 要素)	4.33 (0.47)
(0401 項目) 入居者がある程度自分でお金のやりくりをできるようになるための支援 (6 要素)	5.00 (0.00)
(0402 項目) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られるようになるための取組み (4 要素)	4.33 (0.47)

「(0101 項目) すべての困った人が入居できる場所をつくる (日常生活支援住居施設をそのような場にするを含む)」の平均は 5 点、標準偏差は 0 点、「(0102 項目) 必要な人に日住を利用してもらうための取組み (5 要素)」の平均は 4.67 点、標準偏差は 0.47 点、「(0201 項目) 支援者が入居者の気持ちを理解するための取組み (8 要素)」の平均は 3.33 点、標準偏差は 0.82 点、「(0202 項目) 支援者が日々適切な支援を実践するための取組み (6 要素)」の平均は 4 点、標準偏差は 0.47 点、「(0301 項目) 入居者が住まいの他に居場所を見つけるための支援 (5 要素)」の平均は 4.33 点、標準偏差は 0.47 点、「(0302 項目) 入居者に友達をつくるための支援 (4 要素)」の平均は 3.33 点、標準偏差は 0.94 点、「(0303 項目) 入居者が生活の中に役割をもつための支援 (5 要素)」の平均は 4.67 点、標準偏差は 0.47 点、「(0304 項目) 入居者の社会サービスとの接続と希望に叶う活動獲得の支援 (4 要素)」の平均は 4.33 点、標準偏差は 0.47 点、「(0401 項目) 入居者がある程度自分でお金のやりくりをできるようになるための支援 (6 要素)」の平均は 5 点、標準偏差は 0 点、「(0402 項目) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られるようになるための取組み (4 要素)」の平均は 4.33 点、標準偏差は 0.47 点であった (表 12)。

## (2) 施設の基本情報

実行団体 3 団体 (特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台) に施設の基本的な情報について尋ねたところ、表 13～表 16 に示した回答が得られた。

実行団体 3 団体の施設定員は平均 16 人、標準偏差は 3.27 人であり、現在の入居者数は平均 15 人、標準偏差は 4.08 人であった。また、施設の人員配置は 3 団体の全てが「5 : 1」の人員配置であり、加算については 3 団体の全てが区分 3 及び区分 4 に該当した。

なお、減算についてはいずれも該当するものがなかった。

**表 13 施設の定員と現在の入居者数の平均 (N3)**

定員の平均 (標準偏差)	現在の入居者数の平均 (標準偏差)
16 (3.27)	15 (4.08)

**表 14 施設の人員配置 (N3)**

人員配置 (入居者 : 生活支援員)	N (%)
1) 15 : 1	0 (0%)
2) 10 : 1	0 (0%)
3) 7.5 : 1	0 (0%)
4) 5 : 1	3 (100%)

**表 15 該当する加算の対象 (N3)**

区分 (要件)	N (%)
区分 1 (支援体制加算) : ①生活支援員の員数が常勤換算方法で入居定員を 10 で除した得た数以上である。②重点的要支援者に該当する入居者が全入居者の 25%以上である。	0 (0%)

区分2（支援体制加算）：①生活支援員の員数が常勤換算方法で入居定員を7.5で除した得た数以上である。②重点的要支援者に該当する入居者が全入居者の50%以上である。	0（0%）
区分3（支援体制加算）：①生活支援員の員数が常勤換算方法で入居定員を5で除した得た数以上である。②重点的要支援者に該当する入居者が全入居者の50%以上である。	3（100%）
区分4（宿直体制加算）：①宿直勤務を行う職員を配置している。②重点的要支援者に該当する入居者が全入居者の50%以上である。	3（100%）

表16 該当する減算の対象（N3）

区分（要件）	N（%）
1（人員欠如の減算）	0（0%）
2（不適切な個別支援計画の減算）	0（0%）

## 6) 考察

実行団体3団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）における支援のコツリスト（フィデリティ尺度）はおおむね高く、多くの部分が3団体の全てで実施されている様子がうかがえた。こうした丁寧で有効と考えられる実践が行えているのも、人員配置を「5：1」と支援者一人あたりの入居者人数を低く設定し、宿直者を配置するなど、丁寧な支援を展開していることが大きな理由であると考えられる。

一方で、「(01 領域) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取組み」や「(02 領域) 入居者が孤立せず安心できる生活を送るための取組み（施設内に相談できる人がいて、十分な対応が得られるようにする）」、「(04 領域) 入居者が経済的に困らない状況になるための取組み」に比べると「(03 領域) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所を見つけるための取組み」の実施度合いは若干低めの様子がうかがえた。この理由として、「(03 領域) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所を見つけるための取組み」は外出したり、施設内でイベントをしたりする取組みが多く規定されており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でこうした活動に一定の制限が生じたことがあると考えられる。以上を踏まえて、本事業の実施状況は十分に行われたと評価した。

今後は、実行団体3団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）以外にも調査対象施設の幅を広げ、人員配置や宿直者配置の違いによる支援のコツリスト実施度合（フィデリティ尺度得点）の違いが分析できると、今後の取組みに有用な知見が得られるのではないかと考えられる。

## 3. アウトカム評価

### 3-1. 日常生活支援住居施設の居住者数及び生活支援に従事する支援人材の数

#### 1) 日常生活支援住居施設の居住者数

本事業を通じて、3つの異なる地域で3か所の日常生活支援住居施設を整備した。

特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会が整備した「ふるさと福久井荘」は入居定員数16

名、特定非営利活動法人抱樸が整備した「プラザ抱樸」は、入居定員数 20 名（居室 110 室のうち日常生活支援住居施設としては 20 室）、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台が整備した「てらっせ東勝山」は入居定員数 15 名となっており、計 51 名の入居者を受け入れられるハード整備を実現した。

## 2) 生活支援の従事する支援人材の数

本事業を通じて整備した 3 か所の日常生活支援住居施設において、入居者に対して日常生活支援を行う人材を育成した。特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会では 7 名、特定非営利活動法人抱樸は 5 名、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台では 2 名の計 14 名の人材に対して、組織内外の研修の受講や OJT を通じた育成に取り組んだ。

### 3-2. 入居者調査に基づく最終受益者におきた変化

#### 1) 入居者調査の目的

ロジックモデルに規定されたアウトカム（最終・中間アウトカム、2 桁・4 桁の直接アウトカム）の達成状況を把握するために、まず、アウトカムを測定するための調査票を作成した。

ここでは、この調査票を使用した調査を行い、ロジックモデルに規定したアウトカムが本事業全体での程度達成されたのかを把握することを目的とした。

#### 2) 入居者調査の方法

アウトカムを測定するための調査票は、実行団体 3 団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱樸、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）と複数回にわたる協議を行い、具体的な指標を設定し、作成した。調査票にある各指標（設問）とロジックモデルの対応関係は表 17 に示した通りである。なお、「(0101) 全ての困った人が入居できる場所（日住）がつくられる」及び「(0102) 行政から指導されない（必要な人が日住を利用できる）」については「3-1. 新築・改築・改修された無料定額宿泊所が日常生活支援住居施設として運営されている」の部分で、「(0202) 支援者が入居者の変な行動に寛容である（適切な対応ができる）」については「3-2. 新築・改築・改修された無料定額宿泊所において、入居者に寄り添った生活支援力を持つ人材が活動している」に部分で、アウトカムの達成度合いを評価しているため、表 17 では入居者を対象にした調査票との対応関係は示していない。

この調査票の詳細については本報告書の「資料 4」に掲載しているので、これを参照いただきたい。

**表 17 ロジックモデルのアウトカムと調査票にある各指標（設問）の対応関係**

最終アウトカム (上位目的)	入居者が「生きてて良かった」と思える	問 5-1
中間アウトカム (作戦目的)	入居者が地域で安心して暮らせる（「まあいいか、ここにいて」と思える）	問 5-2, 5-3, 5-4, 5-5
01	整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる	問 1-2
0101	全ての困った人が入居できる場所（日住）がつくられる	
0102	行政から指導されない（必要な人が日住を利用できる）	

02	入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる	問 2-1, 2-2
	0201 支援者が入居者の気持ちを理解することができる	問 1-3
	0202 支援者が入居者の変な行動に寛容である（適切な対応ができる）	
03	入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する	問 3-3
	0301 入居者が住まいの他に居場所をみつけられる	問 3-1, 3-2, 3-4, 3-5
	0302 入居者に友達ができる	問 3-6
	0303 入居者が生活の中に役割をもつ	問 3-7, 3-8, 3-9
	0304 入居者が社会サービスにつながり、希望に叶う活動を得られる	問 3-10
04	入居者が経済的に困らない状況にある	問 4-1, 4-4
	0401 入居者が（ある程度）自分でお金のやりくりができるようになる	問 4-2
	0402 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる	問 4-3

#### (1) 調査時期

- ・令和4年11月20日（日）から12月4日（日）まで

#### (2) 調査対象

- ・特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会（ふるさと福久井荘）の入居者16名
- ・特定非営利活動法人抱樸（プラザ抱樸）の入居者18名
- ・特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（てらっせ東勝山）の入居者7名

#### (3) 調査内容及び方法

- ・入居者の基本情報
- ・表17に示したようなロジックモデルに対応したアウトカム指標（設問）
- ・他記式調査（調査者は資金分配団体の評価アドバイザー）にて実施し、調査票の設問について質問をしつつ、要所所で具体的なエピソードや想いを聴き取った。

#### (4) 分析

- ・基本情報、アウトカム指標ともに記述統計にて表示
- ・いくつかのアウトカム指標についてはt検定（対応のある・ない）を実施

### 3) 結果

#### (1) 入居者の基本情報

まず、入居者の基本情報を集計した。

**表 18 (問 6) 入居者の年齢 (N37)**

選択肢	N (%)
20代	1 (2.7%)
30代	1 (2.7%)
40代	1 (2.7%)
50代	5 (13.9%)
60代	16 (44.4%)
70代	8 (22.2%)
80代以上	4 (11.1%)
NA	1 (2.7%)

入居者の年齢は「60代」が最も多く（16人、44.4%）、60代から80代以上の占める割合は全体で77.8%であった。このことから、実行団体3団体の入居者は高齢の方々が多いことがわかった。

**表 19 (問 7) 入居者の性別 (N37)**

選択肢	N (%)
男性	36 (97.3%)
女性	1 (2.7%)

入居者の性別は「男性」がほとんどで（36人、97.3%）、女性は1名のみであった。このことから実行団体3団体の入居者は男性の方々が多いことがわかった。

**表 20 (問 8) 家族の有無 (N37)**

選択肢	N (%)
いる	13 (37.1%)
いない	22 (62.9%)
NA	2 (5.4%)

入居者のうち、「家族がいる」方は13人（37.1%）であり、「家族がいない」方は22人（62.9%）であった。ただ、「家族がいる」と回答した入居者のほとんどは「家族とは連絡をとっていない」、「家族の助けを得ることはできない」という状況であることも語られた。

こうしたことから、ほとんどの入居者は何かがあったときに家族に頼ることが難しい状況にあることがわかった。

**表 21 (問 9) 入居者の委託元と入居している施設の関係 (N37)**

選択肢	N (%)
委託元と施設の地域は同じ	29 (78.4%)

委託元と施設の地域が違う	8 (21.6%)
--------------	-----------

**表 22 (問 9) 委託元と (問 12) 障がい者総合支援法におけるサービス利用のクロス集計 (N37)**

	利用している	利用していない	合計
委託元と施設の地域は同じ	6 (85.7%)	23 (76.7%)	29 (78.4%)
委託元と施設の地域が違う	1 (14.3%)	7 (23.3%)	8 (21.6%)
合計	7 (100%)	30 (100%)	37 (100%)

**表 23 (問 9) 委託元と (問 12) 介護保険法におけるサービス利用のクロス集計 (N37)**

	利用している	利用していない	合計
委託元と施設の地域は同じ	6 (85.7%)	23 (76.7%)	29 (78.4%)
委託元と施設の地域が違う	1 (14.3%)	7 (23.3%)	8 (21.6%)
合計	7 (100%)	30 (100%)	37 (100%)

入居者のうち、「委託元と入居している施設が同じ」方が 29 人 (78.4%)、「委託元と施設の地域が違う」方が 8 人 (21.6%) であった。このことから、多くの方は「委託元」と「生活している施設」が同じ地域であること、ただ、なかには「委託元」と「生活している施設」が違っている方もいることがわかった。

また、委託元 (同じ or 違う) ×福祉サービス利用のクロス集計を行ったところ、障がい者総合支援法によるサービス、介護保険法によるサービスともに利用している方は 7 人であり、そのうちの 6 人 (利用している方全体のうちで 85.7%) が委託元の同じ方であることがわかった。

**表 24 (問 11) 入居者の状況 (N37)**

選択肢	N (%)
介護保険の要支援者または要介護者	18 (48.6%)
障がい者	12 (32.4%)
精神科病院から退院した者	2 (5.4%)
精神疾患により継続的に通院している者	8 (21.6%)
刑余者	1 (2.7%)
その他これらと同等の支援が必要な者	1 (2.7%)
上記の何かしらに当てはまる者	29 (78.4%)

入居者のうち、「介護保険の要支援者または要介護者」が 18 人 (48.6%)、「障がい者」が 12 人 (32.4%)、「精神科病院から退院した者」が 2 人 (5.4%)、「精神疾患により継続的に通院している者」が 8 人 (21.6%)、「刑余者」が 1 人 (2.7%)、「その他これらと同等の支援が必要な者」が 1 人 (2.7%) であった。

なお、これらの「何かしらに当てはまる者」は 29 人 (78.4%) であり、多くの入居者が複合的な課

題を抱えていることがわかった。

**表 25 (問 12) 制度・サービスの利用状況 (N37)**

選択肢	N (%)
生活保護	37 (100%)
生活困窮者自立支援制度	0 (0%)
障がい者総合支援法のサービス	7 (18.9%)
介護保険法のサービス	7 (18.9%)
その他	2 (5.4%)
生活保護以外の上記制度・サービス	13 (35.1%)

入居者のうち、当然のことながら「生活保護」の対象になっている方は 37 人 (100%)、「生活困窮者自立支援制度」にもとづく事業を利用している方は 0 人 (0%)、「障がい者総合支援法のサービス」を利用している方は 7 人 (18.9%)、「介護保険サービス」を利用している方は 7 人 (18.9%)、「その他」のサービスを受けている方は 2 人 (5.4%) であった。

なお、「生活保護」以外の「何かしらの制度・サービス」を利用している方は 13 人 (35.1%) であり、社会福祉制度等のサービスを受けている方はそれほど多くないことがわかった。

**表 26 (問 1-1) 支援が開始された年 (N37)**

選択肢	N (%)	選択肢	N (%)
2004 年	1 (2.7%)	2014 年	0 (0%)
2005 年	1 (2.7%)	2015 年	0 (0%)
2006 年	0 (0%)	2016 年	2 (5.4%)
2007 年	1 (2.7%)	2017 年	1 (2.7%)
2008 年	2 (5.4%)	2018 年	2 (5.4%)
2009 年	0 (0%)	2019 年	2 (5.4%)
2010 年	1 (2.7%)	2020 年	5 (13.5%)
2011 年	0 (0%)	2021 年	6 (16.2%)
2012 年	2 (5.4%)	2022 年	10 (27.0%)
2013 年	1 (2.7%)		

入居者のうち、本事業が開始される以前、2018 年以前に何らか支援が開始された方々の割合は 37.8%、本事業が開始された 2019 年以降に何らか支援が開始された方々の割合は 62.2% であった。

このことから、入居者の多くは、2019 年以降に何らかの支援に繋がり、現在、実行団体 3 団体が運営する入居施設で生活をされている方々であることがわかった。

## (2) (01) 整備した支援付き住宅において希望する生活を継続できる

次に、ロジックモデルに規定された「(01) 整備した支援付き住宅において希望する生活を継続でき



る」という直接アウトカムに関連する指標（設問）の結果を集計・分析した。

なお、ロジックモデルと対照させると次の設問が該当している。

**表 27 ロジックモデルとこれに該当する調査票の設問**

01	整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる	問 1-2
0101	全ての困った人が入居できる場所（日住）がつくられる	
0102	行政から指導されない（必要な人が日住を利用できる）	

**表 28 （問 1-2）希望した生活が送れているか（N37）**

選択肢	N (%)
希望した生活が送れている	17 (45.9%)
少しは希望した生活が送れている	9 (24.3%)
どちらともいえない	2 (5.4%)
希望した生活はあまり送れていない	2 (5.4%)
希望した生活は全く送れていない	3 (8.1%)
NA	4 (10.8%)

**表 29 「(01) 整備した支援付き住宅において希望する生活を継続できる」に関連した入居者の語り**

- ・言うことは何もありません。何も不自由なく暮らせてます。
- ・誰にも文句言われなし。食事についても出るし（希望した生活が送れている）。
- ・やっぱり希望通りやってくれますから。お金の管理もしてくれてるし。色々なサポートもしてくれるから。
- ・難しい質問ですね。自分のことだけを考えてみれば送れています。やっぱり色々あるんで。色々な人間がいるんで。合う人間もいれば合わない人間もいます。全てが、まんべんなく上手くいく人間なんていないじゃないですか。プラスもマイナスもあります。

入居者に「あなたは希望したような生活が送れていますか？」と尋ねたところ、26人（79.3%）の方々から「少しは希望した生活が送れている・希望した生活が送れている」という回答を得ることができた。また、具体的なエピソードや想いを聞いた数名の入居者からは、表 29 にあるように、ポジティブな意見を得ることが出来た。このことから、「(01) 整備した支援付き住宅において希望する生活を継続できる」は一定程度の達成に至っていると評価した。

### （3）(02) 入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる

次に、ロジックモデルに規定された「(02) 入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」という直接アウトカムに関連する指標（設問）の結果を集計・分析した。

なお、ロジックモデルと対照させると次の設問が該当している。

**表 30 ロジックモデルとこれに該当する調査票の設問**

02	入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる	問 2-1, 2-2
0201	支援者が入居者の気持ちを理解することができる	問 1-3
0202	支援者が入居者の変な行動に寛容である（適切な対応ができる）	

**表 31 （問 1-3） 支援者はあなたの気持ちを理解してくれていると思うか（N37）**

選択肢	N (%)
とても理解してくれている	18 (48.6%)
少しは理解してくれている	10 (27.0%)
どちらともいえない	1 (2.7%)
あまり理解してくれていない	9 (24.3%)
全く理解してくれていない	0 (0%)
NA	5 (13.5%)

入居者に「支援者はあなたの気持ちを理解してくれていると思いますか？」と尋ねたところ、28人（75.7%）の方々から「少しは理解してくれている・とても理解してくれている」という回答を得ることができた。

**表 32 （問 2-1） 不安な時に話せる（相談できる）人がいる（N37）**

選択肢（前）	N (%)	選択肢（現在）	N (%)
とてもあてはまった	7 (18.9%)	とてもあてはまる	14 (37.8%)
少しはあてはまった	5 (13.5%)	少しはあてはまる	3 (8.1%)
どちらともいえない	1 (2.7%)	どちらともいえない	5 (13.5%)
あまりあてはまらなかった	1 (2.7%)	あまりあてはまらない	4 (10.8%)
全くあてはまらなかった	18 (48.6%)	全くあてはまらない	6 (16.2%)
NA	5 (13.5%)	NA	5 (13.5%)

**表 33 （問 2-1） 不安な時に話せる（相談できる）人がいる（対応のある t 検定）（N32）**

前：M (SD)	現在：M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.44 (1.759)	3.47 (1.606)	-3.369	31	0.002	-1.656 - -0.407

入居者に「不安な時に話せる（相談できる）人がいるかどうか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が12人（32.4%）、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が19人（51.3%）だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が17人（45.9%）、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が10人（27%）と改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる（5点）」、「少しはあてはまる（4点）」、「どちらともいえない（3点）」、「あまりあてはまらない（2点）」、「全くあてはまらない（1点）」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.44（±1.759）から 3.47（±1.606）の改善がみられた。なお、対応のある t 検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された（P=0.002）。

**表 34 （問 2-2）トラブル（困ったこと）が頻繁に起こる（N37）**

選択肢（前）	N（%）	選択肢（現在）	N（%）
とてもあてはまった	6（16.2%）	とてもあてはまる	2（5.4%）
少しはあてはまった	6（16.2%）	少しはあてはまる	6（16.2%）
どちらともいえない	4（10.8%）	どちらともいえない	1（2.7%）
あまりあてはまらなかった	2（5.4%）	あまりあてはまらない	4（10.8%）
全くあてはまらなかった	15（40.5%）	全くあてはまらない	20（54.1%）
NA	4（10.8%）	NA	4（10.8%）

**表 35 （問 2-2）トラブル（困ったこと）が頻繁に起こる（対応のある t 検定）（N33）**

前：M（SD）	現在：M（SD）	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.58（1.640）	1.97（1.403）	1.879	32	0.069	-0.051 - 1.263

**表 36 「(02) 入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」に関連した入居者の語り**

- ・大切にして貰っているかな。冗談抜きで本当に良くして貰っています。
- ・A さん（支援者の名前）がいるから大丈夫。冗談も分かってくれる人がいるから。やっぱり、結構、幹部の方もお話の出来る人がいると相談しやすいですから。あんまり喋らない人はこっちが一方的に言ってしまうのではないですか。
- ・本当に困ったら相談しようかなって。A さん（支援者の名前）の笑顔に負けそうな感じだね。
- ・事務所の人とはよく話してる。周りの人とは話さんけど。ざっくばらんで良かったですね。しっかりもしてるけど、ざっくばらんで良かったです。あと、割と、話せる人ってあんまりいないじゃないですか。ざっくばらんに話せる人ってね。そういう人が、やっぱり話の相手になっていただけると助かりますね。
- ・どうなんですかね。喋りやすい人とは喋らないから。あの人とは喋りやすい、その人とは喋りづらいとかあるからね。B さん（支援者の名前）。なんで、喋りやすいかというね、前に 11 時の、夜勤回ってた時の。あの人（B さん）と一緒に周りを歩いたの。話しやすかったの。俺もあなたと同じなんだって言われて。
- ・父親と住んでいたときは、父親に相談していたが、現在は相談出来る相手はいない。

入居者に「トラブル（困ったこと）が頻繁に起こるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 12 人（32.4%）、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 17 人（45.9%）だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 8 人（21.6%）、「あまりあてはまらな

い」及び「全くあてはまらない」と回答した人が24人(64.9%)と若干の改善傾向にあることがわかった。

さらに、「とてもあてはまる(5点)」、「少しはあてはまる(4点)」、「どちらともいえない(3点)」、「あまりあてはまらない(2点)」、「全くあてはまらない(1点)」を配点し、対応のあるt検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点2.58(±1.640)から1.97(±1.403)の改善がみられた。ただ、対応のあるt検定の結果、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった(P=0.069)。

また、具体的なエピソードや想いを聞いた数名の入居者からは、表36にあるように、「支援者との良い関係性が築けている」といったようなポジティブな意見を得ることが出来た。一方で、なかには「現在相談できる人はいない」と語る入居者もあり、こうした方については今後、より良い関係構築のための支援が求められる。

以上のように、支援を受けるようになって不安な時に話せる(相談できる)人ができ、トラブル(困ったこと)が頻繁に起こる度合いも減少傾向にあることから、「(02)入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」は一定程度の達成に至っていると評価した。

#### (4) (03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する

次に、ロジックモデルに規定された「(03)入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」という直接アウトカムに関連する指標(設問)の結果を集計・分析した。

なお、ロジックモデルと対照させると次の設問が該当している。

**表 37 ロジックモデルとこれに該当する調査票の設問**

03	入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する	問 3-3
	0301 入居者が住まいの他に居場所をみつけられる	問 3-1, 3-2, 3-4, 3-5
	0302 入居者に友達ができる	問 3-6
	0303 入居者が生活の中に役割をもつ	問 3-7, 3-8, 3-9
	0304 入居者が社会サービスにつながり、希望に叶う活動を得られる	問 3-10

**表 38 (問 3-1) 施設以外に居場所(地域で過ごす場所や用事など)があるか(N37)**

選択肢	N (%)
たくさんある	3 (8.1%)
少しはある	16 (43.2%)
どちらともいえない	0 (0%)
あまりない	6 (16.2%)
全くない	8 (21.6%)
NA	4 (10.8%)

入居者に「(入居している) 施設以外に居場所 (地域で過ごす場所や用事など) があるか?」を尋ねたところ、19人 (51.3%) の方々から「たくさんある・少しはある」という回答を得ることができた。

**表 39 (問 3-2) 施設等が提供する活動 (清掃活動やサロン活動など) に参加しているか (N37)**

選択肢	N (%)
よく参加している	5 (13.5%)
少しは参加している	4 (10.8%)
どちらともいえない	2 (5.4%)
あまり参加していない	3 (8.1%)
全く参加していない	19 (51.4%)
NA	4 (10.8%)

入居者に「(入居している) 施設等が提供する活動 (清掃活動やサロン活動など) に参加しているか?」を尋ねたところ、9人 (24.3%) の方々から「よく参加している・少しは参加している」という回答を得ることができた。一方で、21人 (59.5%) の方々は「あまり参加していない・全く参加していない」と回答した。

**表 40 (問 3-3) それなりに忙しく過ごしている (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	1 (2.7%)	とてもあてはまる	2 (5.4%)
少しはあてはまった	6 (16.2%)	少しはあてはまる	5 (13.5%)
どちらともいえない	5 (13.5%)	どちらともいえない	5 (13.5%)
あまりあてはまらなかった	6 (16.2%)	あまりあてはまらない	7 (18.9%)
全くあてはまらなかった	15 (40.5%)	全くあてはまらない	14 (37.8%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 41 (問 3-3) それなりに忙しく過ごしている (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.15 (1.278)	2.21 (1.317)	-0.201	32	0.842	-0.674 - 0.553

入居者に「それなりに忙しく過ごしているか?」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が7人 (18.9%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が21人 (56.8%) であり、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が7人 (18.9%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が21人 (56.8%) とほとんど変わらない状況であることがわかった。

当然であるが、「とてもあてはまる (5点)」、「少しはあてはまる (4点)」、「どちらともいえない (3点)」、「あまりあてはまらない (2点)」、「全くあてはまらない (1点)」を配点し、対応のある t 検定に

て平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.15 (±1.278) から 2.21 (±1.317) と、ほぼ変わらない状況であることが確認され、対応のある t 検定の結果も、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった (P=0.842)。

**表 42 (問 3-4) 地域で過ごす場所や用事などがある (食事処など) (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	6 (16.2%)	とてもあてはまる	6 (16.2%)
少しはあてはまった	12 (32.4%)	少しはあてはまる	13 (35.1%)
どちらともいえない	3 (8.1%)	どちらともいえない	2 (5.4%)
あまりあてはまらなかった	1 (2.7%)	あまりあてはまらない	1 (2.7%)
全くあてはまらなかった	11 (29.7%)	全くあてはまらない	11 (29.7%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 43 (問 3-4) 地域で過ごす場所や用事などがある (食事処など) (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.03 (1.591)	3.06 (1.600)	-0.107	32	0.916	-0.608 - 0.547

入居者に「地域で過ごす場所や用事などがあるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 18 人 (29.7%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 12 人 (32.4%) であり、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 19 人 (51.3%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 12 人 (32.4%) とほとんど変わらない状況であることがわかった。

当然であるが、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 3.03 (±1.591) から 3.06 (±1.600) と、ほぼ変わらない状況であることが確認され、対応のある t 検定の結果も、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった (P=0.916)。

**表 44 (問 3-5) 地域の人たちとのかかわり (交流がある) (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	2 (5.4%)	とてもあてはまる	3 (8.1%)
少しはあてはまった	9 (24.3%)	少しはあてはまる	9 (24.3%)
どちらともいえない	0 (0%)	どちらともいえない	1 (2.7%)
あまりあてはまらなかった	4 (10.8%)	あまりあてはまらない	3 (8.1%)
全くあてはまらなかった	18 (48.6%)	全くあてはまらない	17 (45.9%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 45 (問 3-5) 地域の人たちとのかかわり (交流がある) (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.18 (1.489)	2.33 (1.555)	-0.478	32	0.636	-0.798 - 0.495

入居者に「地域の人たちとのかかわり (交流) があるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 11 人 (29.7%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 22 人 (59.4%) であり、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 11 人 (29.7%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 20 人 (54.0%) とほとんど変わらない状況であることがわかった。

当然であるが、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.18 (±1.489) から 2.33 (±1.555) と、ほぼ変わらない状況であることが確認され、対応のある t 検定の結果も、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった (P=0.636)。

**表 46 (問 3-6) 施設の内外に友達 (仲の良い人) がいる (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	7 (18.9%)	とてもあてはまる	7 (18.9%)
少しはあてはまった	8 (21.6%)	少しはあてはまる	6 (16.2%)
どちらともいえない	1 (2.7%)	どちらともいえない	2 (5.4%)
あまりあてはまらなかった	1 (2.7%)	あまりあてはまらない	3 (8.1%)
全くあてはまらなかった	16 (43.2%)	全くあてはまらない	15 (40.5%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 47 (問 3-6) 施設の内外に友達 (仲の良い人) がいる (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.67 (1.744)	2.61 (1.694)	0.186	32	0.853	-0.602 - 0.724

入居者に「(入居している) 施設の内外に友達 (仲の良い人) がいるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 15 人 (40.5%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 17 人 (45.9%) であり、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 13 人 (35.1%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 18 人 (48.6%) とほとんど変わらない状況であることがわかった。

当然であるが、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定に

て平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.67 (±1.744) から 2.61 (±1.694) と、ほぼ変わらない状況であることが確認され、対応のある t 検定の結果も、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった (P=0.853)。

**表 48 (問 3-7) 日中活動をする場がある (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	7 (18.9%)	とてもあてはまる	7 (18.9%)
少しはあてはまった	8 (21.6%)	少しはあてはまる	9 (24.3%)
どちらともいえない	0 (0%)	どちらともいえない	2 (5.4%)
あまりあてはまらなかった	2 (5.4%)	あまりあてはまらない	3 (8.1%)
全くあてはまらなかった	16 (43.2%)	全くあてはまらない	12 (32.4%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 49 (問 3-7) 日中活動をする場がある (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.64 (1.747)	2.88 (1.654)	-0.744	32	0.462	-0.906 - 0.421

入居者に「日中活動をする場があるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 15 人 (40.5%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 18 人 (48.6%) であり、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 16 人 (43.2%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 15 人 (40.5%) とあまり変わらない状況であることがわかった。

当然であるが、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.64 (±1.747) から 2.88 (±1.654) と、ほぼ変わらない状況であることが確認され、対応のある t 検定の結果も、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった (P=0.462)。

**表 50 (問 3-8) 社会 (他者) から期待されているもの (こと) がある (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	2 (5.4%)	とてもあてはまる	3 (8.1%)
少しはあてはまった	4 (10.8%)	少しはあてはまる	4 (10.8%)
どちらともいえない	1 (2.7%)	どちらともいえない	2 (5.4%)
あまりあてはまらなかった	4 (10.8%)	あまりあてはまらない	2 (5.4%)
全くあてはまらなかった	22 (59.5%)	全くあてはまらない	22 (59.5%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)



**表 51 (問 3-8) 社会 (他者) から期待されているもの (こと) がある (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
1.79 (1.317)	1.91 (1.444)	-0.426	32	0.673	-0.701 - 0.458

入居者に「社会 (他者) から期待されているもの (こと) があるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 6 人 (16.2%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 26 人 (70.3%) であり、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 7 人 (18.9%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 24 人 (64.9%) とあまり変わらない状況であることがわかった。

当然であるが、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 1.79 (±1.317) から 1.91 (±1.444) と、ほぼ変わらない状況であることが確認され、対応のある t 検定の結果も、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった (P=0.673)。

**表 52 (問 3-9) 社会 (他者) に対して自分自身の役割を發揮している (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	0 (0%)	とてもあてはまる	3 (8.1%)
少しはあてはまった	11 (29.7%)	少しはあてはまる	7 (18.9%)
どちらともいえない	4 (10.8%)	どちらともいえない	1 (2.7%)
あまりあてはまらなかった	1 (2.7%)	あまりあてはまらない	2 (5.4%)
全くあてはまらなかった	17 (45.9%)	全くあてはまらない	20 (54.1%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 53 (問 3-9) 社会 (他者) に対して自分自身の役割を發揮している (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.27 (1.398)	2.12 (1.536)	0.497	32	0.623	-0.470 - 0.773

入居者に「社会 (他者) に対して自分自身の役割を發揮しているか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 11 人 (29.7%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 18 人 (48.6%) であり、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 10 人 (27.0%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 22 人 (59.5%) とあまり変わらない状況であること、むしろ「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と方々が増えたかもしれないことがわかった。

当然であるが、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3

点)」、「あまりあてはまらない (2点)」、「全くあてはまらない (1点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.27 (±1.398) から 2.12 (±1.536) と、ほぼ変わらない状況であることが確認され、対応のある t 検定の結果も、この変化の統計学的な有意差は確認できなかった (P=0.623)。

**表 54 (問 3-10) 社会福祉サービスなどを利用している (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	1 (2.7%)	とてもあてはまる	13 (35.1%)
少しはあてはまった	2 (5.4%)	少しはあてはまる	2 (5.4%)
どちらともいえない	0 (0%)	どちらともいえない	0 (0%)
あまりあてはまらなかった	0 (0%)	あまりあてはまらない	0 (0%)
全くあてはまらなかった	30 (81.1%)	全くあてはまらない	18 (48.6%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 55 (問 3-10) 社会福祉サービスなどを利用している (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
1.30 (0.984)	2.76 (1.969)	-4.080	32	0.000	-2.181 - -0.728

**表 56 「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、  
なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」に関連した入居者の語り**

- ・かれこれ 7~8 年前ですかね。もともとと同じ病院のデイサービスにおられた方なんです。以前の病院のデイサービスで仲良くなって、遊ぶようになった友達です。今も付き合いが続いています。
- ・友達っていうのはいないですね。友達ではない。パツパツあって、今日は調子が良いとか悪いとか。パチンコ屋に行くから顔見知り、その程度だね。いつもあっちいたりこっちいたり。
- ・(期待されていることは) ないですよ、バカですから。これは期待っていうのではないかもしれませんが、前のところにいたとき、仲の良いお年寄りの人はいたんです。ご飯食べる時とかも、「C さん (ご本人の名前)、呼んできてくれる？」とあってね。色々、頼まれてたんですよ。頼まれることも、自分としては嬉しいんですよ。頼ってくれてる、職員でもない俺を、ただの住人の俺を頼ってくれてるっていうそういう気持ちが嬉しくて、やってみました。前のところにいた時はありました。今はもうダメですとか、皆さん、立派にやってらっしゃるので、私はもう使えないとか。言われたらもちろん手伝います。でも言われません。
- ・役にたってないなあ…。自分で出来ることはやるようにしてますけど。そこに喫煙所があるんですけど、職員さん含めるとなんだかんだ 7 人くらいいるから、放っておくと吸い殻が溜まるから、たまに洗ったり、袋に入れて、何か役に立てないかなって。もう 1 人の入居者もほうきもって掃いてくれるんですよ。だからちょっと寒くても俺もしておかないとなって。

入居者に「社会福祉サービスなどを利用しているか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 3 人 (8.1%)、「全くあてはまらなかつ

た」と回答した方が30人(81.1%)だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が15人(40.5%)、「全くあてはまらない」と回答した人が18人(48.6%)と大きな改善傾向にあることがわかった。

さらに、「とてもあてはまる(5点)」、「少しはあてはまる(4点)」、「どちらともいえない(3点)」、「あまりあてはまらない(2点)」、「全くあてはまらない(1点)」を配点し、対応のあるt検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点1.30(±0.984)から2.76(±1.969)の改善がみられた。なお、対応のあるt検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された(P=0.000)。

また、具体的なエピソードや想いを聞いた数名の入居者からは、表56にあるように、「他者からの期待や役割のない生活」、「友達と呼べる人の少なさ」といったような難しい状況があることが確認された。こうした方々については、今後、役割を持った生活、友人のいる生活を実現するための積極的な支援が求められる。

以上のように、支援を受ける前後で「社会福祉サービスの利用」は進んだものの、それ以外の「それなりに忙しく過ごしているか?」や「地域で過ごす場所や用事などがあるか?」、「地域の人たちとのかかわり(交流)があるか?」、「施設の内外に友達(仲の良い人)がいるか?」、「日中活動をする場があるか?」、「社会(他者)から期待されているもの(こと)があるか?」、「社会(他者)に対して自分自身の役割を發揮しているか?」などについては、支援を受ける前後で顕著な変化はみられず、依然として比較的低い達成状況のままであることから、「(03)入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」の達成度合いは不十分である(今後、改善の必要がある)と評価した。

さらに、「社会福祉サービスの利用」と「(03)入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」に関連するアウトカムとの関係を把握するために、「福祉サービス利用有無ごとにアウトカム達成度合いの比較(対応のないt検定及び共分散分析)を行った。

なお、ここでの「福祉サービスの利用有無」とは、調査票の間12「(入居している)施設以外に利用しているサービスはありますか?」に対して「生活保護」以外のいずれかに○をつけた方を「福祉サービスの利用あり」、そうでない方は「福祉サービスの利用なし」に分類したものを意味している。

**表 57 (問 3-1) 施設以外に居場所(地域で過ごす場所や用事など)があるか(対応のないt検定)**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.85 (1.345)	3.10 (1.518)	0.490	31	0.627	-0.802 - 1.310

対応のないt検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-1) 施設以外に居場所(地域で過ごす場所や用事など)があるか?」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が2.85(±1.345)、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が3.10(±1.518)であり両者に顕著な違いはみられなかった。なお、対応のないt検定の結果も両者の差に統計学的な有意差は認められなかった(P=0.627)。

**表 58 (問 3-2) 施設等が提供する活動（清掃活動やサロン活動など）に参加しているか  
(対応のない t 検定)**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
1.85 (1.519)	2.40 (1.635)	0.977	31	0.336	-0.602 - 1.710

対応のない t 検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-2) 施設等が提供する活動（清掃活動やサロン活動など）に参加しているか？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 1.85 (±1.519)、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 2.40 (±1.635) であり両者に顕著な違いはみられなかった。なお、対応のない t 検定の結果も両者の差に統計学的な有意差は認められなかった (P=0.336)。

**表 59 (問 3-3) それなりに忙しく過ごしている (対応のない t 検定)**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.15 (1.405)	2.25 (1.293)	0.202	31	0.841	-0.876 - 1.068

対応のない t 検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-3) それなりに忙しく過ごしているか？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 2.15 (±1.405)、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 2.25 (±1.293) であり両者に顕著な違いはみられなかった。なお、対応のない t 検定の結果も両者の差に統計学的な有意差は認められなかった (P=0.841)。

**表 60 (問 3-4) 地域で過ごす場所や用事などがある (食事処など) (対応のない t 検定)**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.00 (1.581)	3.10 (1.651)	0.173	31	0.864	-1.080 - 1.280

対応のない t 検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-4) 地域で過ごす場所や用事などがある (食事処など) か？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 3.00 (±1.581)、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 3.10 (±1.651) であり両者に顕著な違いはみられなかった。なお、対応のない t 検定の結果も両者の差に統計学的な有意差は認められなかった (P=0.864)。

**表 61 (問 3-5) 地域の人たちとのかかわり (交流) がある (対応のない t 検定)**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.00 (1.732)	1.90 (1.294)	-2.088	31	0.045	-2.175 - -0.025

対応のない t 検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-5) 地域の人たちとのかかわり

わり（交流）があるか？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 3.00（±1.732）、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 1.90（±1.294）であり、「福祉サービスの利用がある方々」の方が、地域の人たちとのかかわり（交流）を多くもっていることがわかった。なお、対応のない t 検定の結果も両者の差に統計学的な有意差が認められた（P=0.045）。

**表 62（問 3-6）施設の内外に友達（仲の良い人）がいる（対応のない t 検定）**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.77 (1.691)	2.50 (1.732)	-0.440	31	0.663	-1.516 - 0.978

対応のない t 検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-6) 施設の内外に友達（仲の良い人）がいるか？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 2.77（±1.691）、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 2.50（±1.732）であり両者に顕著な違いはみられなかった。なお、対応のない t 検定の結果も両者の差に統計学的な有意差は認められなかった（P=0.663）。

**表 63（問 3-7）日中活動をする場がある（共分散分析）**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	F 値	自由度	P 値
3.38 (1.660)	2.55 (1.605)	5.058	1	0.032

※従属件数：(問 3-7) 日中活動をする場がある（現在）の得点、共変量：(問 3-7) 日中活動をする場がある（前）の得点、独立変数：福祉サービス利用の有無（問 12 のうち生活保護以外の該当／非該当）

「(問 3-7) 日中活動をする場がある」の分析については共分散分析の前提（平行性の検定及び回帰の有意性の検定）をクリアできたため、支援を受ける前の得点を共変量とした共分散分析を行った。

共分散分析にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-7) 日中活動をする場があるか？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 3.38（±1.660）、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 2.55（±1.605）であり、当然かもしれないが「福祉サービスの利用がある方々」の方が、日中活動する場を多くもっていることがわかった。

なお、共分散分析の結果も両者の差に統計学的な有意差が認められた（P=0.032）。

**表 64（問 3-8）社会（他者）から期待されているもの（こと）がある（対応のない t 検定）**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.54 (1.561)	1.50 (1.235)	-2.127	31	0.042	-2.034 - -0.043

対応のない t 検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-8) 社会（他者）から期待されているもの（こと）があるか？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 2.54（±1.561）、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 1.50（±1.235）であり、「福祉

サービスの利用がある方々」の方が、社会（他者）から期待されていることがあると思えていることがわかった。なお、対応のない t 検定の結果も両者の差に統計学的な有意差が認められた (P=0.042)。

**表 65 (問 3-9) 社会（他者）に対して自分自身の役割を発揮している（対応のない t 検定）**

福祉サービスの利用あり : M (SD) (N13)	福祉サービスの利用なし : M (SD) (N20)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.92 (1.754)	1.60 (1.142)	-2.408	18.635	0.027	-2.475 - -0.171

対応のない t 検定にて、「福祉サービスの利用あり・なし」ごとに「(問 3-9) 社会（他者）に対して自分自身の役割を発揮しているか？」の比較を行ったところ、「福祉サービスの利用がある方々」の平均点が 2.92 (±1.754)、「福祉サービスの利用がない方々」の平均点が 1.60 (±1.142) であり、「福祉サービスの利用がある方々」の方が、社会（他者）から期待されていることがあると思えていることがわかった。なお、対応のない t 検定の結果も両者の差に統計学的な有意差が認められた (P=0.027)。

以上の結果から、「福祉サービスの利用」は、「地域の人たちとのかかわり（交流）」や「日中活動する場の確保」、「社会（他者）から期待されているもの（こと）を得る機会の確保」、「社会（他者）に対して自分自身の役割を発揮する機会の確保」に一定程度の有効性があることが考えられる。つまり、本事業全体としては「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」というアウトカムについて今一つ有効な取組みを行うことは出来なかったが、施設利用をきっかけに「社会福祉サービス」に繋がられた方々については、この部分のアウトカムを一定程度向上させることに貢献出来た可能性もあったと考えることもできる。

今後、必要に応じて、入居者を社会福祉サービスに繋いでいき、「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所が存在する」に関連するアウトカムの向上が求められる。

**(5) (04) 入居者が経済的に困らない状況にある**

次に、ロジックモデルに規定された「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」という直接アウトカムに関連する指標（設問）の結果を集計・分析した。

なお、ロジックモデルと対照させると次の設問が該当している。

**表 66 ロジックモデルとこれに該当する調査票の設問**

04	入居者が経済的に困らない状況にある	問 4-1, 4-4
0401	入居者が（ある程度）自分でお金のやりくりができるようになる	問 4-2
0402	入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる	問 4-3

**表 67 (問 4-1) 食事に困らない程度のお金を持っている (N37)**

選択肢（前）	N (%)	選択肢（現在）	N (%)
とてもあてはまった	12 (32.4%)	とてもあてはまる	21 (56.8%)

少しはあてはまった	8 (21.6%)	少しはあてはまる	7 (18.9%)
どちらともいえない	1 (2.7%)	どちらともいえない	0 (0%)
あまりあてはまらなかった	2 (5.4%)	あまりあてはまらない	1 (2.7%)
全くあてはまらなかった	19 (27.0%)	全くあてはまらない	4 (10.8%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 68 (問 4-1) 食事に困らない程度のお金はもっている (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.30 (1.723)	4.21 (1.364)	-2.973	32	0.006	-1.532 - -0.286

入居者に「(問 4-1) 食事に困らない程度のお金はもっているか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 20 人 (54%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 21 人 (32.4%) だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 28 人 (75.7%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 5 人 (13.5%) と大きな改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 3.30 (±1.723) から 4.21 (±1.364) の改善がみられた。なお、対応のある t 検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された (P=0.006)。

**表 69 (問 4-2) 自分自身でお金のやりくりができる (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	16 (43.2%)	とてもあてはまる	22 (59.5%)
少しはあてはまった	4 (10.8%)	少しはあてはまる	6 (16.2%)
どちらともいえない	3 (8.1%)	どちらともいえない	0 (0%)
あまりあてはまらなかった	2 (5.4%)	あまりあてはまらない	0 (0%)
全くあてはまらなかった	7 (18.9%)	全くあてはまらない	3 (8.1%)
NA	5 (13.5%)	NA	5 (13.5%)

**表 70 (問 4-2) 自分自身でお金のやりくりができる (対応のある t 検定) (N31)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.61 (1.687)	4.42 (1.205)	-3.102	30	0.004	-1.337 - -0.276

入居者に「(問 4-2) 自分自身でお金のやりくりができるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 20 人 (54%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 9 人 (24.3%) だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 28 人 (75.7%)、「全くあてはまらな

い」と回答した人が3人(3%)と大きな改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる(5点)」、「少しはあてはまる(4点)」、「どちらともいえない(3点)」、「あまりあてはまらない(2点)」、「全くあてはまらない(1点)」を配点し、対応のあるt検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点3.61(±1.687)から4.42(±1.205)の改善がみられた。なお、対応のあるt検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された(P=0.004)。

**表 71 (問 4-3) 金銭管理を手伝ってくれる人がいる (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	1 (2.7%)	とてもあてはまる	22 (59.5%)
少しはあてはまった	0 (0%)	少しはあてはまる	0 (0%)
どちらともいえない	1 (2.7%)	どちらともいえない	1 (2.7%)
あまりあてはまらなかった	0 (0%)	あまりあてはまらない	0 (0%)
全くあてはまらなかった	27 (73.0%)	全くあてはまらない	6 (16.2%)
NA	8 (21.6%)	NA	8 (21.6%)

**表 72 (問 4-3) 金銭管理を手伝ってくれる人がいる (対応のある t 検定) (N29)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
1.21 (0.819)	4.10 (1.655)	-8.969	28	0.000	-3.558 - -2.235

入居者に「(問 4-3) 金銭管理を手伝ってくれる人がいるか?」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」と回答した方が1人(2.7%)、「全くあてはまらなかった」と回答した方が27人(73%)だったものが、現在では「とてもあてはまる」と回答した方が22人(59.5%)、「全くあてはまらない」と回答した人が6人(16.2%)と大きな改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる(5点)」、「少しはあてはまる(4点)」、「どちらともいえない(3点)」、「あまりあてはまらない(2点)」、「全くあてはまらない(1点)」を配点し、対応のあるt検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点1.21(±0.819)から4.10(±1.655)の改善がみられた。なお、対応のあるt検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された(P=0.000)。

**表 73 (問 4-4) 毎日の食事に困っていない (食べれないことはない) (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	16 (43.2%)	とてもあてはまる	27 (73.0%)
少しはあてはまった	2 (5.4%)	少しはあてはまる	3 (8.1%)
どちらともいえない	1 (2.7%)	どちらともいえない	0 (0%)
あまりあてはまらなかった	8 (21.6%)	あまりあてはまらない	1 (2.7%)
全くあてはまらなかった	6 (16.2%)	全くあてはまらない	2 (5.4%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 74 (問 4-4) 毎日の食事に困っていない (食べれないことはない) (対応のある t 検定) (N33)**



前：M (SD)	現在：M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.42 (1.696)	4.58 (1.091)	-4.126	32	0.000	-1.720 - -0.583

**表 75 「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」に関連した入居者の語り**

- ・自分で計画しながらやっています。
- ・今は、1日2千円分って感じで持っている。(路上にいた頃は)結構、全部探しまくった。500円玉が多い。
- ・(路上にいた頃、金銭管理は)まったく気にしたことなかった
- ・1週間に1万円もらってますよ、月曜日に。それで1週間やっています。(路上にいた頃、お金は)なかったです。
- ・支援金みたいな、給付金みたいなので、少しは残っているので少しは助かってるね。
- ・(入居前)お金があるときは、ネットカフェ等で食事をしていたが、なくなってからは、おにぎりや卵をもらったり、1日2食だったり、安いお酒だけだったりした。今は十分に食べられている。

入居者に「(問4-4) 毎日の食事に困っていない(食べれないことはない)か?」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が18人(48.6%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が14人(37.8%)だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が30人(81.1%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が3人(8.1%)と大きな改善傾向にあることがわかった。

さらに、「とてもあてはまる(5点)」、「少しはあてはまる(4点)」、「どちらともいえない(3点)」、「あまりあてはまらない(2点)」、「全くあてはまらない(1点)」を配点し、対応のあるt検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点3.42(±1.696)から4.58(±1.091)の改善がみられた。なお、対応のあるt検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された(P=0.000)。

また、具体的なエピソードや想いを聞いた数名の入居者からは、表75にあるように、支援を受けながらも金銭管理ができるようになってきたこと、手元にお金を残すことができていること、食べることに困ったりはしていないなどの語りを得ることができた。

以上のように、支援を受けるようになって金銭管理を手伝ってくれる人ができて、自分自身でお金のやりくりが出来るようになり。こうしたことを通して食事に困らない程度のお金をもてるようになり、その結果、毎日の食事には困らない(食べてないことはない)状況にある様子がうかがえることから、「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」は十分に達成に至っていると評価した。

**(6) (中間アウトカム) 入居者が地域で安心して暮らせる(『まあいいか、ここにいる』と思える及び(最終アウトカム) 入居者が『生きてて良かった』と思える**

最後に、ロジックモデルに規定された「(最終アウトカム) 入居者が『生きてて良かった』と思える」及び「(中間アウトカム) 入居者が地域で安心して暮らせる(『まあいいか、ここにいる』と思える)」というアウトカムに関連する指標(設問)の結果を集計・分析した。

なお、ロジックモデルと対照させると次の設問が該当している。

**表 76 ロジックモデルとこれに該当する調査票の設問**

最終アウトカム (上位目的)	入居者が「生きてて良かった」と思える	問 5-1
中間アウトカム (作戦目的)	入居者が地域で安心して暮らせる（「まあいいか、ここにいて」と思える）	問 5-2, 5-3, 5-4, 5-5

**表 77 (問 5-1) 生きていて良かったと思える (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	13 (35.1%)	とてもあてはまる	18 (48.6%)
少しはあてはまった	2 (5.4%)	少しはあてはまる	5 (13.5%)
どちらともいえない	6 (16.2%)	どちらともいえない	6 (16.2%)
あまりあてはまらなかった	5 (13.5%)	あまりあてはまらない	1 (2.7%)
全くあてはまらなかった	6 (16.2%)	全くあてはまらない	2 (5.4%)
NA	5 (13.5%)	NA	5 (13.5%)

**表 78 (問 5-1) 生きていて良かったと思える (対応のある t 検定) (N32)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.34 (1.599)	4.13 (1.212)	-3.917	31	0.000	-1.188 - -0.374

入居者に「(問 5-1) 生きていて良かったと思えるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 15 人 (40.5%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 11 人 (29.7%) だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 23 人 (62.1%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 3 人 (8.2%) と改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 3.34 (±1.599) から 4.13 (±1.212) の改善がみられた。なお、対応のある t 検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された (P=0.000)。

**表 79 (問 5-2) 何かしら生きづらい状況がある (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	4 (10.8%)	とてもあてはまる	1 (2.7%)
少しはあてはまった	9 (24.3%)	少しはあてはまる	6 (16.2%)
どちらともいえない	3 (8.1%)	どちらともいえない	1 (2.7%)
あまりあてはまらなかった	3 (8.1%)	あまりあてはまらない	3 (8.1%)
全くあてはまらなかった	13 (35.1%)	全くあてはまらない	20 (54.1%)

NA	5 (13.5%)	NA	5 (13.5%)
----	-----------	----	-----------

**表 80 (問 5-2) 何かしら生きづらい状況がある (対応のある t 検定) (N31)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.61 (1.585)	1.87 (1.335)	3.140	30	0.004	0.259 - 1.225

入居者に「(問 5-2) 何かしら生きづらい状況があるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 13 人 (35.1%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 16 人 (43.2%) だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 7 人 (18.9%)、「あまりあてはまらない」及び「全くあてはまらない」と回答した人が 23 人 (62.2%) と改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.61 (±1.585) から 1.87 (±1.335) の改善がみられた。なお、対応のある t 検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された (P=0.004)。

**表 81 (問 5-3) 安心した生活ができる (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	6 (16.2%)	とてもあてはまる	23 (62.2%)
少しはあてはまった	5 (13.5%)	少しはあてはまる	5 (13.5%)
どちらともいえない	5 (13.5%)	どちらともいえない	3 (8.1%)
あまりあてはまらなかった	4 (10.8%)	あまりあてはまらない	0 (0%)
全くあてはまらなかった	12 (32.4%)	全くあてはまらない	1 (2.7%)
NA	5 (13.5%)	NA	5 (13.5%)

**表 82 (問 5-3) 安心した生活ができる (対応のある t 検定) (N32)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.66 (1.578)	4.53 (0.915)	-6.623	30	0.000	-2.452 - -1.298

入居者に「(問 5-3) 安心した生活ができるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 10 人 (29.7%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 16 人 (43.2%) だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 28 人 (75.7%)、「全くあてはまらない」と回答した人が 1 人 (2.7%) と大きな改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 2.66 (±1.578) から 4.53 (±0.915) の改善がみられた。なお、対応のある t 検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された (P=0.000)。

**表 83 (問 5-4) 何かトラブルがあっても解決することができる (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
とてもあてはまった	8 (21.6%)	とてもあてはまる	15 (40.5%)
少しはあてはまった	4 (10.8%)	少しはあてはまる	5 (13.5%)
どちらともいえない	2 (5.4%)	どちらともいえない	1 (2.7%)
あまりあてはまらなかった	3 (8.1%)	あまりあてはまらない	0 (0%)
全くあてはまらなかった	8 (21.6%)	全くあてはまらない	4 (10.8%)
NA	12 (32.4%)	NA	12 (32.4%)

**表 84 (問 5-4) 何かトラブルがあっても解決することができる (対応のある t 検定) (N25)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
3.04 (1.719)	4.08 (1.470)	-3.346	24	0.002	-1.665 - -0.415

入居者に「(問 5-4) 何かトラブルがあっても解決することができるか？」を尋ねたところ、支援を受ける前は「とてもあてはまった」及び「少しはあてはまった」と回答した方が 12 人 (32.4%)、「あまりあてはまらなかった」及び「全くあてはまらなかった」と回答した方が 11 人 (29.7%) だったものが、現在では「とてもあてはまる」及び「少しはあてはまる」と回答した方が 20 人 (54%)、「全くあてはまらない」と回答した人が 4 人 (10.8%) と改善傾向にあることがわかった。

また、「とてもあてはまる (5 点)」、「少しはあてはまる (4 点)」、「どちらともいえない (3 点)」、「あまりあてはまらない (2 点)」、「全くあてはまらない (1 点)」を配点し、対応のある t 検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点 3.04 (±1.719) から 4.08 (±1.470) の改善がみられた。なお、対応のある t 検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された (P=0.002)。

**表 85 (問 5-5) 孤独を感じることもある (N37)**

選択肢 (前)	N (%)	選択肢 (現在)	N (%)
まったくなかった	11 (29.7%)	まったくない	13 (35.1%)
あまりなかった	3 (8.1%)	あまりない	5 (13.5%)
すこしはあった	5 (13.5%)	すこしはある	10 (27.0%)
よくあった	14 (37.8%)	よくある	5 (13.5%)
NA	4 (10.8%)	NA	4 (10.8%)

**表 86 (問 5-4) 何かトラブルがあっても解決することができる (対応のある t 検定) (N33)**

前 : M (SD)	現在 : M (SD)	t 値	自由度	P 値	95%信頼区間
2.67 (1.339)	2.21 (1.139)	2.085	32	0.045	0.011 - 0.899

**表 87 「(中間アウトカム) 入居者が地域で安心して暮らせる(「まあいいか、ここにいて」と思える及び(最終アウトカム) 入居者が「生きてて良かった」と思える)」に関連した入居者の語り**

- ・ 支援を受けてからは、やっぱり生きていて良かったと思えます。今でも思います。今はもう精神的に具合が悪くなることは全くないですね。皆さんの、ここの職員もそうですけど、支援センターの職員さんも「どうや、寒いからちゃんとせんといけんよ」とかって声を掛けていただいでるので、安心して住める場所ですね。
- ・ ないね。1人でいるときは、ぼけーとしているからね、孤独を感じるようなことは全然ないよ。
- ・ 分からない。どちらとも言えないな。言えないね。良いと思うというか、生きていて良かったというか、生きていたい、ただ生きていて感じだよね。自分の感覚の中では。良かったといえば、良かったよね。死んじゃったら何にもならないからね。
- ・ やっぱり食事が終わって部屋に帰ってきた時だね。ああいうとき、ほんと誰かいると「あー、美味かったな」とか喋りながら野球の話になっていくんだけど、そういう相手がないから、ドーンと部屋に腰を下ろしたら。いや、テレビあるからいいんですけど、あれがなかったら生きてられないね。孤独な人間は。だから僕は、どっちかというとな、体が弱いもんだから、だんだんそういう風になっていってちゃうよね。口も利かなくなるし。人ともね。
- ・ (孤独を感じることは) 夜、寝られないから、しょっちゅう、もう、目が覚めて嫌になるからね。
- ・ ここに入居して来年の1月でまもなく1年なんですよ。2人ほど遠出(亡くなった)したもんだから、自分自身が今度かなって、ちょっと不安は感じますね。体があんまり良くないし、内蔵も良くないし、そういう不安は感じますね。

入居者に「(問 5-5) 孤独を感じることはあるか?」を尋ねたところ、支援を受ける前は「まったくなかった」及び「あまりなかった」と回答した方が14人(37.8%)、「すこしはあった」及び「よくあった」と回答した方が19人(51.3%)だったものが、現在では「まったくない」及び「あまりない」と回答した方が18人(48.6%)、「すこしはある」及び「よくある」と回答した人が15人(24.3%)と改善傾向にあることがわかった。

さらに、「まったくない(4点)」、「あまりない(3点)」、「すこしはある(2点)」、「よくある(1点)」を配点し、対応のあるt検定にて平均点の前後比較を行ったところ、支援を受ける前後で平均点2.67(±1.339)から2.21(±1.139)の改善がみられた。なお、対応のあるt検定の結果、この変化の統計学的な有意差が確認された(P=0.045)。

また、具体的なエピソードや想いを聞いた数名の入居者からは、表87にあるように、「今は生きていて良かったと思える」や「孤独を感じることはなくなった(少なくなった)」といったようなポジティブな意見を得ることが出来た。一方で、なかには孤独や不安を感じながら日々暮らせている方々もあり、こうした方については今後、より不安や孤独を解消していくための支援が求められる。

以上のように、支援を受けるようになってより「生きていて良かった」と思えるようになり、「生きづらい状況」も減少したこと、そして、「安心した生活」や「トラブルがあっても解決できる生活」が送れるようになっており、「孤独を感じることも減少していることから、「(中間アウトカム) 入居者が地域で安心して暮らせる(「まあいいか、ここにいて」と思える及び(最終アウトカム) 入居者が「生きてて良かった」と思える)」は十分に達成に至っていると評価した。

#### 4) 考察

実行団体3団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会（ふるさと福久井荘）、特定非営利活動法人抱樸（プラザ抱樸）、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（てらっせ東勝山））の入居者を対象に他記式によるアンケート調査を実施した結果、ロジックモデルの規定したアウトカム全般について、おおむね良好な結果が得られ、これらの達成度合いは比較的十分なものであった評価した。

なかでも、「(01) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる」、「(02) 入居者が孤立せずに安心できる生活を送ることができる」、「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」、そして「(中間アウトカム) 入居者が地域で安心して暮らせる（『まあいいか、ここにいて』と思える）」、「(最終アウトカム) 入居者が『生きてて良かった』と思える」については、入居前後（支援を受ける前後）において良好な変化を確認することができ、これらに関する肯定的な語りも、いくつか得ることができていた。こうした良好な変化を得ることができたのも、本報告書「2-2. 支援のコツリストに基づく取組みの実施状況」で述べたように、「(01 領域) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取組み」や「(02 領域) 入居者が孤立せずに安心できる生活を送るための取組み（施設内に相談できる人がいて、十分な対応が得られるようにする）」、「(04 領域) 入居者が経済的に困らない状況になるための取組み」の活動が十分に行われていたため（これらの部分のフィデリティ尺度得点が高得点であったため）と考えられる。

一方、「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割を持っていられる居場所が存在する」については、入居前後（支援を受ける前後）において良好な変化を確認することができず、また得られた語りも比較的ネガティブなものが多かった印象がある。これについても、本報告書「2-2. 支援のコツリストに基づく取組みの実施状況」で述べたように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、外出や施設内でのイベント等、「(03 領域) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所をもつための取組み」に大きな制約がかかってしまい、十分な活動が行えなかったため（この部分のフィデリティ尺度得点が比較的低かったため）であったと考えられる。

今後、新型コロナウイルス感染症の改善状況を見て、あるいは新型コロナウイルス感染症拡大下においても安全に取組むことが出来る活動を生み出し、入居者の「(03) 入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割を持っていられる居場所が存在する」を向上させる有効な取組みを行っていくことが求められる。

## 第3部：非資金的支援に関する 事業評価

### 【サマリー】

第3部「非資金的支援に関する事業評価」では、まず非資金的支援のロジックモデルを示した。このロジックモデルの最終・中間アウトカムは「超高齢化社会の住宅セーフティネットが構築されること」及び「支援地域において、居住が困難な人への住まいの提供と日常生活支援が確保された地域の実現」である。これらの達成を目指して「実行団体において『住まい』と『生活支援』を同時提供するビジネスモデルが構築される」や「行政がこのビジネスモデルへの関心を高める」というより直接的なアウトカムを規定した。

次に、非資金的支援における実施プロセスの適切性について、事務局と建築・不動産専門家アドバイザー・資金専門家アドバイザー・評価専門家アドバイザーによる伴走支援、本事業のステークホルダーに対する発信・アドボカシー活動に活用するツール策定活動の実施状況を示し、これらが適切に実施されたことを確認した。特に、本事業のステークホルダーに対する発信・アドボカシー活動に活用するツール策定活動については、本事業の成果と具体的な制度改善を盛り込んだ「“人権としての日本型社会住宅”制度創設を目指して」と題するパンフレットを完成させた。

最後に、非資金的支援におけるアウトカムの評価として、ロジックモデルに規定したアウトカムそれぞれの達成状況の確認を行った。「実行団体において『住まい』と『生活支援』を同時提供するビジネスモデルが構築される」というアウトカムに関しては、本事業による取組みから、施設整備を行うための初期費用をカバーし、人材育成に必要となる資金的支援を行えば、持続的な運営を目指せるソーシャルビジネスを立ち上げることが可能であることを実証できた。また、「行政がこのビジネスモデルへの関心を高める」については、本事業で開催したシンポジウム等に、行政関係者の参加が得られたなど一定の成果を収めることができた。以上のことから本事業における非資金的支援のアウトカムは、達成が得られたと評価した。



## 第3部：非資金的支援に関する事業評価

### 1. 非資金的支援のロジックモデル

#### 1) ロジックモデル作成の目的

本事業では、複合的な課題を抱え、居場所を失った人々が安心して生活できるハード整備と質の高い生活支援人材育成を通じて「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスモデルの構築を目的としている。非資金的支援では、この目的を実現するため、事業実施団体の選定、選ばれた事業実施団体が確実に事業を遂行できるように支援することに注目し、「最終的に目指される目的やそのために達成すべき成果は何か」や「目的の達成に必要と考えられる活動は何か」を分かりやすく整理するために、ロジックモデルを作成した。

#### 2) 方法

外部の有識者や支援実施団体等との協議、ヒヤリング等を通じて得られた情報を整理して、資金分配団体内部で議論し、ロジックモデルを組み立てた。

#### 3) 結果

作成された非資金的支援のロジックモデルを表88に示す。2桁数字の行は中間アウトカムの達成に関連すると考えられるアウトカムの内容、4桁数字の行は2桁数字のアウトカムの達成に関連すると考えられるアウトカムの内容、6桁数字の行は4桁数字のアウトカムの達成に必要なと考えられる活動の内容を示している。なお、これを図示したものは本報告書「資料1」に掲載しているもので、これを参照いただきたい。

表88 作成されたロジックモデル

最終アウトカム (上位目的)	・ 超高齢化社会の住宅セーフティネットの構築 ・ 入居者が「生きてて良かった」と思える
中間アウトカム (作戦目的)	・ 支援地域において、居住が困難な人への住まいの提供と日常生活支援が確保された地域になる（超高齢社会の住宅セーフティネットの実現） ・ 入居者（受益者）が地域で安心して暮らすことができている
01	実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される
0101	実行団体において、無料低額宿泊所の新築、改築ないし改修計画が策定される
010101	実行団体において受益者ニーズと物件の成約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定に際し、プロセス管理と助言を行う
010102	資金分配団体の建築計画に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする
010103	専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する
010104	実行団体における、新築、改築、改修計画の実現のための資金調達計画の策定支援
010105	資金分配団体の資金調達に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする



0102	実行団体において、休眠預金以外の資金調達計画ができる		
	010201	実行団体において受益者ニーズと物件の成約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定に際し、プロセス管理と助言を行う	
	010202	資金分配団体の建築計画に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする	
	010203	専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する	
	010204	実行団体における、新築、改築、改修計画の実現のための資金調達計画の策定支援	
	010205	資金分配団体の資金調達に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする	
0103	実行団体において、居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される		
	010301	居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材育成を行う研修団体リストの作成	
	010302	各研修団体との研修実施に関する協議、調整	
02	行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる		
0201	全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている		
	0202	支援付き住宅のモデル事業を実行する上で見えてきた成果、現行制度の改善等について、適切なステークホルダーに対して発信、共有されている	
		020201	自治体や行政、他団体への事業の紹介、成果報告、制度改善提案などについて情報交換の場を設定し、実行する
		020202	シンポジウムなどの開催
		020203	外部発信するための動画やパンフレットなどを制作し、配信・配布する
		020204	自治体や行政の担当者による現場訪問が行われる
020205	事業の紹介、生活困窮者支援の問題の所在、制度改善提案などを整理した情報発信ツール（動画やパンフレット等）が制作される		

### (1) 最終アウトカム及び中間アウトカム

第2部の冒頭で記載したものと同様に、「支援付き住宅」の最終アウトカム（上位目標）として「入居者が『生きてて良かった』と思える」が規定された。そして、中間アウトカム（作戦目的）として「入居者が地域で安心して暮らせる（『まあいいか、ここにいて』と思える）が規定された（表88）。

### (2) 直接アウトカム

最終アウトカム（上位目標）及び中間アウトカム（作戦目的）の達成に関連する直接アウトカムとして、「(01) 実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される」、「(02) 行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる」の2つを規定した（表88）。

さらに、「(01) 実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される」に関連する直接アウトカムとして「(0101) 実行団体において、無料低額宿泊所の新築、改築ないし改修計画が策定される」、「(0102) 実行団体において、休眠預金以外の資金調達計画ができる」、「(0103) 実行団体において、居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される」の3つを規定した(表88)。また、「(02) 行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる」に関連する直接アウトカムとして「(0201) 全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている」、「(0202) 支援付き住宅のモデル事業を実行する上で見えてきた成果、現行制度の改善等について、適切なステークホルダーに対して発信、共有されている」の2つを規定した(表88)。

### (3) 活動

#### ① 「(01) 実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される」に必要と考えられる活動

「(0101) 実行団体において、無料低額宿泊所の新築、改築ないし改修計画が策定される」を達成するために必要と考えられる活動として「(010101) 実行団体において受益者ニーズと物件の成約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定に際し、プロセス管理と助言を行う」、「(010102) 資金分配団体の建築計画に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする」、「(010103) 専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する」、「(010104) 実行団体における、新築、改築、改修計画の実現のための資金調達計画の策定支援」、「(010105) 資金分配団体の資金調達に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする」の5つを規定した(表88)。

また「(0102) 実行団体において、休眠預金以外の資金調達計画ができる」を達成するために必要と考えられる活動として「(010201) 実行団体において受益者ニーズと物件の成約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定に際し、プロセス管理と助言を行う」、「(010202) 資金分配団体の建築計画に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする」、「(010203) 専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する」、「(010204) 実行団体における、新築、改築、改修計画の実現のための資金調達計画の策定支援」、「(010205) 資金分配団体の資金調達に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする」の5つを規定した(表88)。

さらに「(0103) 実行団体において、居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される」を達成するために必要と考えられる活動として「(010301) 居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材育成を行う研修団体リストの作成」、「(010302) 各研修団体との研修実施に関する協議、調整」の2つを規定した(表88)。

#### ② 「(02) 行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる」に必要と考えられる活動

「(0201) 全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている」、「(0202) 支援付き住宅のモデル事業を実行する上で見えてきた成果、現行制度の改善等について、適切なステークホルダーに対して発信、共有されている」を達成するために必要と考えられる共通の活動として、「(020201) 自治体や行政、他団体への事業の紹

介、成果報告、制度改善提案などについて情報交換の場を設定し、実行する」、「(020202) シンポジウムなどの開催」、「(020203) 外部発信するための動画やパンフレットなどを制作し、配信・配布する」、「(020204) 自治体や行政の担当者による現場訪問が行われる」、「(020205) 事業の紹介、生活困窮者支援の問題の所在、制度改善提案などを整理した情報発信ツール（動画やパンフレット等）が制作される」の5つを規定した（表 88）。

#### 4) 考察

ここでは非資金的支援のロジックモデルを作成した結果を述べた。本事業の最終アウトカムである「入居者が『生きてて良かった』と思える」、及び中間アウトカムである「入居者が地域で安心して暮らせる（『まあいいか、ここにいて』と思える）」のもとに、「(01) 実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される」、「(02) 行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる」の2つのアウトカム、それらを達成するための様々な活動から構成されるロジックモデルを作成した。

本評価においては、このロジックモデルを手掛かりに、この後の調査・分析を行い、本事業のプロセス・アウトカム評価が実施された。

## 2. プロセス評価

### 2-1. 事務局と建築・不動産専門家アドバイザーによる伴走支援

- ① 2022年4月1日～5月29日に全国より公募を行い、専門的知見を持つ第三者による審査委員会による審査結果を元に、8月末に実行団体3団体を決定した。
- ② 2022年9月に、支援付き住居施設に関する新築（2件）ならびに改修（1件）計画について、建築・不動産専門家アドバイザーとともに現地訪問を行い、現地を確認するとともに、各団体の事業担当者ならびに建築業者との面談を行い、設計、新築・改修計画の確認と意見交換を行った。
- ③ 現地訪問後、改修ならびに新築整備までの期間、必要に応じて建築・不動産専門家アドバイザーによる、各実行団体への助言やサポートをメールやオンライン会議等を通じて実施した。

### 2-2. 事務局と資金専門家アドバイザーによる伴走支援

- ④ 決定した実行団体のうち融資による借入を必要とする事業計画となった2団体については、資金専門家アドバイザーとともに、2022年9月に現地訪問を行い、融資計画の妥当性や融資計画の進め方について、助言とサポートを行った。
- ⑤ 現地訪問後、月1回のペースで、資金専門家アドバイザーによるメールや電話、また必要に応じて現地訪問を行い、融資計画の立案、借入先の選定、借入先との交渉ならびに借入の実行、借入後の資金計画の見直しについて助言とサポートを継続的に実施した。

### 2-3. 事務局と評価専門家アドバイザーによる伴走支援

- ⑥ 2022年5月13日～14日にかけて、実行団体3団体の代表、事業担当者と評価専門家アドバイ

ザー、弊財団事業担当者が一同に集まり、本事業のロジックモデルと評価指標作りのワークショップを行った。なお初日は、本事業のステークホルダーである厚労省の職員、外部有識者も同席し、本事業の評価計画に関する意見交換を行った。

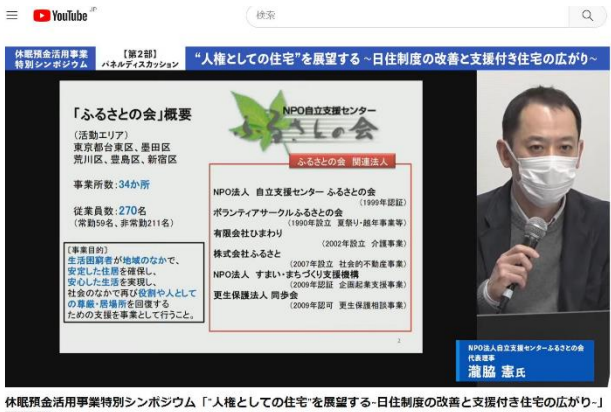
- ⑦ 2022年6月に、実行団体の事業担当者と評価専門家アドバイザー、弊財団事業担当者がオンライン会議を通じて集まり、策定したロジックモデルに基づき、各評価指標や目標値、測定方法などについて議論し、設定を行った。
- ⑧ 2022年10月13日に、実行団体の事業担当者と評価専門家アドバイザー、弊財団事業担当者がオンライン会議を通じて集まり、評価指標に基づくアンケートならびにヒヤリング調査項目と測定方法について議論を行った。
- ⑨ 2022年11月～12月にかけて、評価専門家アドバイザー、弊財団事業担当者がそれぞれの実行団体を現地訪問し、入居者に対するアンケートとヒヤリング調査を実施した。
- ⑩ 2023年1月29日に、実行団体の事業担当者、評価専門家アドバイザー、弊財団事業担当者がオンライン会議を通じて集まり、入居者を対象としたアンケート・ヒヤリング調査の結果を共有するとともに、フィデリティ尺度と支援のコツリストに関する検討と合意形成を行った。
- ⑪ 2023年3月に、策定したフィデリティ尺度と支援のコツリストによる実行団体3団体のアンケート調査を実施し、評価結果をまとめた。

#### 2-4. 本事業のステークホルダーに対する発信・アドボカシー活動に活用するツールの策定活動

- ⑫ 2022年11月29日に「人権としての住宅」を展望する～日住制度の改善と支援付き住宅の広がり～と題して、会場とオンラインによるハイブリッド型のシンポジウムを開催した。シンポジウムには他の支援団体の担当者、厚労省担当者、メディア関係者等計35名程が参加した。シンポジウム開催後は、YouTubeによるアーカイブ配信も行った。

(※YouTube アーカイブ配信：<https://www.youtube.com/watch?v=ovHr293tl9I&t=1s>)

休眠預金活用事業特別シンポジウム  
 「人権としての住宅」を展望する～日住制度の改善と支援付き住宅の広がり～  
 YouTube 配信の状況（画面スクリーンショット）





- ⑬ 事業終了後も継続して、様々な困難を抱える人々への支援付き住宅の広がりや社会的住宅の在り方を訴えていくために、外部のアドボカシー専門家アドバイザーの助言を受けながら、実行団体3団体とともに協議を重ね、本事業の成果と具体的な制度改善を盛り込んだ「“人権としての日本型社会住宅”制度創設を目指して」と題するパンフレットを2023年3月に制作し完成させた。（※巻末資料：パンフレット「“人権としての日本型社会住宅”制度創設を目指して」）

### 3. アウトカム評価

#### 3-1. ロジックモデルに基づくアウトカム評価

ロジックモデルに規定されたアウトカム（最終・中間アウトカム、2桁・4桁の直接アウトカム）の達成状況を把握するための分析結果を本項に記載する。

##### 1) 実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される

ロジックモデルに規定された「(01) 実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される」という直接アウトカムに関連する指標（設問）の結果を記載する。

なお、ロジックモデルと対照させると次の設問が該当している。

**表 89 非資金的支援のロジックモデル**

01	実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される
0101	実行団体において、無料低額宿泊所の改築、改修計画が策定される
0102	実行団体において、休眠預金以外の資金調達計画ができる
0103	実行団体において、居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される

本事業では、ソーシャルビジネスモデル事業として、各支援付き住宅が採算性の取れる形で自立的な運営を継続して行うことができる事業モデルの構築を目指した。

本事業を通じて構築した、各実行団体の事業モデルの採算性の観点からみた評価について次項にのべる。

まず評価分析の前提として、本事業が目指したソーシャルビジネスモデルの収支構造について解説する。

本事業の実行団体3団体は、いずれも日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅の整備運営によるビジネスモデルの構築に取り組んだ。

まず、日常生活支援住居施設の制度について解説する。

背景として、これまで無料低額宿泊所の中で行われてきた取り組みが、2018年の生活保護法改正により、一定の基準を満たすと「日常生活支援住居施設」と認定されることになった。さらに、2020年4月に生活保護改正法が施行された。「日常生活支援住居施設の制度」では、この「日常生活支援住居施設」において、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所に委託して実

施するものである。実際の支援委託は同年10月から開始された。

本事業で実行団体3団体が整備した支援付き住宅はいずれも「日常生活支援住居施設」として認定され、入居者のうち生活保護受給者については委託事務費が支払われる。

この日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅の収支構造を図4「日常生活支援住居施設の制度を活用した“日常生活支援住居施設”の収支構造」に示す。

図4に示している通り、まず施設運営における主な収入項目は、次の通りである。

1. 居室使用料、2. 基本サービス費、3. 共益費、4. 食費、5. 日常生活支援委託事務費ベース分（以下、委託事務費）、6. 加算分

このうち、1～4については、入居者の多くは生活保護受給者を想定しているため、入居者の生活保護費から徴収することになる。生活保護費は一定額が定められていることから、実質的には個々の入居者からはほぼ固定額を得ることになる。したがって、収入の変動部分は、5. 委託事務費と6. 加算分となる。

5. 委託事務費と6. 加算分は、図5「日常生活支援住居施設の委託事務費」に示す通り、①各入居者が当該制度上で定められた支弁基準（図6「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」）において「重点的要支援者」（図7「重点的要支援者の定義」）に該当するかどうか、②入居者のうち「重点的要支援者」に該当する人数の割合、③「重点的要支援者」に対して日常生活支援にあたる職員体制の割合や宿直職員の配置体制の3つの要素によって委託事務費が算出される。よって、施設毎にその時々入居者の状況によって、収入金額が変化することになる。

実行団体では、これらの収入に対して、施設運営上必要となる支出部分について、入居者に対する日常生活支援サービスの質を保ちながら、収入額を上回らないように施設運営全体の収支計画を組み立て、調整しながら実行する必要がある。主な支出項目は、施設に常駐する職員の人件費（必要に応じて宿直費等も含む）、入居者の食費（施設によるが施設側が食事を提供する場合にはこれらの費用がかかる）、地代・家賃、水道・光熱費等、借入返済（施設整備のために借入を行った際には返済が発生する）、その他（修繕費、備品購入費など施設運営に直接かかる支出が想定される）などが挙げられる。

なお、上記の収支構造はあくまでも、施設整備後の施設運営において見込まれる収入と運営費用として直接必要となる経費との関係のみを示したものである。

本事業で休眠預金を活用した施設整備のための初期費用や人材育成にかかる経費、施設運営に間接的に必要となる、運営団体側の経費などは含まれていない。

図4 日常生活支援住居施設の制度を活用した「日常生活支援住居施設」の収支構造

日常生活支援住居施設の制度を活用した「日常生活支援住居施設」の収支構造

収入		支出
<p>①入居者からの収入 多くは生活保護費から支払われるため<b>実質固定額しか見込めない</b>。 ⇒入居者の経済状況を鑑みると、将来的にも<b>料金の値上げすることは難しい</b>。</p>	1. 居室使用料（家賃）	人件費（宿直費等含む）
	2. 基本サービス費	食費
	3. 共益費	地代・家賃
	4. 食費	水道・光熱費等
<p>②行政からの収入 加算分は入居者属性や職員配置割合等によって<b>変動する</b>。</p>	5. 日常生活支援委託事務費ベース分	借入返済
	6. 加算分（職員配置加算・宿泊加算等）	その他（修繕費、備品購入費等）



図5 日常生活支援住居施設の委託事務費（厚生労働省 社会・援護局保護課保護事業室作成）

**日常生活支援住居施設の委託事務費**

**委託事務費の概要**

○入居者1人あたり月額<20/100地域～その他地域、1ヶ月30日の場合>

常勤換算職員数  
〔定員15人  
施設の場合〕

職員体制別	5:1の場合	：63,000円～51,600円	宿直職員を 配置した場合 8,400円 ～ 10,200円 を加算	※ 要支援・要介護者、障害者、精神疾患患者、刑余者等を一定数以上受け入れている場合に算定	職員配置 5:1	3.0人
	7.5:1の場合	：45,900円～37,500円			職員配置 7.5:1	2.0人
	10:1の場合	：37,500円～30,300円			職員配置 10:1	1.5人
	基本単価(15:1)	：28,800円～23,100円			職員配置 15:1	1.0人

※ 利用者からの利用料（基本サービス費分）の金額は、月7,000円を上限とする。

**委託事務費の計算例**

○定員15人の場合の月額収入<20/100地域、1ヶ月30日の場合>

		職員配置 (常勤換算職員数)	月額	算定式	
一般事務費	支援体制加算	基本単価③ (支援体制加算Ⅲ)	5:1 (3人配置)	513,000円	1,140円×15人×30日
		基本単価② (支援体制加算Ⅱ)	7.5:1 (2人配置)	256,500円	570円×15人×30日
		基本単価① (支援体制加算Ⅰ)	10:1 (1.5人配置)	130,500円	290円×15人×30日
		基本単価	15:1 (1人配置)	432,000円	960円×15人×30日
宿直体制加算			153,000円	340円×15人×30日	
利用料（基本サービス費）			105,000円	7,000円×15人	
合計		5:1	1,203,000円	(注) 基本単価+支援体制加算+宿直体制加算+基本サービス費を算定した場合	
		7.5:1	946,500円		
		10:1	820,500円		
		15:1	690,000円		

注：支弁基準における委託事務費の単価は、1人1日あたりの単価で表示

図6 「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」  
 (令和3年4月27日 厚生労働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官通知) (一部抜粋)

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」

(令和3年4月27日 厚生労働省発社援0427第3号 厚生労働事務次官通知) (一部抜粋)

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
支援体制 加算Ⅰ (10:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を10で除して得た数以上であること。 2 別に定める <b>重点的要支援者</b> に該当する入所者について、全入所者に占める割合が <b>25%以上</b> であること。	別表(4)事務費加算表の1支援体制加算Ⅰの単価
支援体制 加算Ⅱ (7.5:1)	次のいずれの要件も満たすものとして都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を7.5で除して得た数以上であること。 2 別に定める <b>重点的要支援者</b> に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が <b>50%以上</b> であること。	別表(4)事務費加算表の2支援体制加算Ⅱの単価
支援体制 加算Ⅲ (5:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を5で除して得た数以上であること。 2 別に定める <b>重点的要支援者</b> に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が <b>50%以上</b> であること。	別表(4)事務費加算表の3支援員体制加算Ⅲの単価
宿直体制加算	次のいずれの要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 夜間及び深夜の時間帯において、宿直等により入所者への対応ができる体制を整えていること。 2 別に定める <b>重点的要支援者</b> に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が <b>50%以上</b> であること。	別表(4)事務費加算表の4宿直体制加算の単価

## 図7 「重点的要支援者の定義」

「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和2年4月3日付 社援保発0403第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知（令和2年7月1日一部改正））（一部抜粋）

### 第2 日常生活支援委託事務費の取扱いについて

#### (2) 重点的要支援者の定義等

ア 支弁基準5（1）別添の支援体制加算及び宿直体制加算における「別に定める重点的要支援者」は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) **介護保険法**（平成9年法律第123号）の要支援者又は要介護者

(イ) **障害者**（以下のいずれかに該当する者に限る。）

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級、2級又は3級に該当する障害がある者に限る。）
- ② 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第2による療育手帳の交付を受けている者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(ウ) **精神科病院**から退院した者（入所時において、退院から3年を経過していない者に限る。）

(エ) **精神疾患**により継続的に通院している者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条に規定する自立支援医療費の支給認定を受けている者に限る。）

(オ) **刑余者**（入所時において、矯正施設若しくは更生保護施設の退所等から3年を経過していない者に限る。）

(カ) その他これらと同等の支援が必要な者として保護の実施機関が認めた者

以上を踏まえて、各実行団体における本事業期間内の採算性という観点から分析・評価を以下の通り行った。

#### (1) 特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会「ふるさと福久井荘」

本事業では、日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅として「ふるさと福久井荘」の新築を計画した。ふるさとの会の事業に理解のあるオーナーによる新築が実現し、オーナー自身が借入を行ったことから、同法人による借入金は発生せず、施設運営のランニングコストをカバーすることを目指した。

##### ①当初収支計画

別表90「特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会 収支計画」に示す通り、事業開始当初は、95%の稼働率、職員配置加算を5:1、宿直加算等を前提とした委託事務費を設定することで、委託事務費は月額平均約104万円とした。これに対して人件費等の施設運営費ならびに按分した本部経費も含めた支出を想定し、月額184,630円の収支差額を見込んで収支計画を策定した。

表 90 「特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会 収支計画」

(単位：円)					
収入	単価	人数・個数	回数	計	備考
<b>【収入内訳】</b>		定員×稼働率	12ヶ月		
日常生活支援委託事務費				12,530,880	定員16名×95%稼働
ベース分	26,100	15	12	4,760,640	委託費基本額
加算分	42,600	15	12	7,770,240	職員配置加算(5:1)・宿泊加算等
入居者からの利用料等				21,103,680	
基本サービス費	7,000	15	12	1,276,800	
居室使用料	53,700	15	12	9,794,880	住宅扶助基準額
水道光熱費	10,000	15	12	1,824,000	
共益費	3,000	15	12	547,200	
食事提供費用	42,000	15	12	7,660,800	
その他の収入				0	
				0	
				0	
<b>収入計 (A)</b>	184,400			<b>33,634,560</b>	
<b>支出</b>					
<b>【支出内訳】</b>			12ヶ月		
施設運営費				31,419,000	
人件費	883,000	1	12	10,596,000	
光熱水費	160,000	1	12	1,920,000	
修繕費	25,000	1	12	300,000	
給食費	547,000	1	12	6,564,000	給食センターに発注
消耗品費	47,000	1	12	564,000	
会議費	2,000	1	12	24,000	
旅費・交通費	3,000	1	12	36,000	
通信運搬費	12,000	1	12	144,000	
オーナーへの支払い	575,000	1	12	6,900,000	賃料(消費税、共益費を含む)
外注費	82,650	1	12	991,800	清掃、廃棄物処理
新聞図書費	4,200	1	12	50,400	
保険料・更新料	9,000	1	12	108,000	積立月額(保険料5年、賃貸契約10年)
その他経費	24,000	1	12	288,000	リース料、支払い手数料、雑費
本部経費	244,400	1	12	2,932,800	事務局経費を案分
借入返済				0	
支払利息					※オーナー借入れのため計上しない
元金償還 (C)					※オーナー借入れのため計上しない
<b>支出計 (B)</b>	2,618,250			<b>31,419,000</b>	
<b>収支差額 (A-B)</b>				<b>2,215,560</b>	
※元金償還を除く収支差額 (A-B-C)				<b>2,215,560</b>	

## ②実績

実績としては、入居定員数 16 名に対して、開設当初は 15 名とほぼ満室の状態となり、事業期間中の稼働率は 98.1%を保った。委託事務費については、月額平均約 106 万円を推移する結果（2021 年 10 月～2022 年 10 月まで）となり、当初計画値を若干上回る金額となった。

しかし支出面においては、当初計画値では、月額平均約 261 万円を想定していたのに対して、実績値では、月額平均約 308 万円となり、収支実績としては月額 12 万円ほどの赤字となった（2021 年 10 月～2023 年 1 月末の平均）。

この要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行と物価高騰にともなう、想定外の支出増が挙げられる。感染症の流行に伴い、東京都からの補助金も活用したものの、居室食対応時の備品など対象外の支出項目も少なく、陽性者対応を行った職員への手当や施設のシフト面のサポートを行う必要性から、想定よりも大幅に人件費が増加した。

当初計画では、月額の人件費を 883,000 円と想定していたが、実際には月額平均約 105 万円（2021 年 10 月～2022 年 10 月まで）となり、約 1.2 倍の支出となった。

また物価高騰により、燃料費高騰による電気、ガス料金の上昇が顕著となっている。日常生活支援住居施設の制度では、水道・光熱費等、食費の実費徴収が原則とされているため、本来であれば入居者の利用料に転嫁することになるが、入居者の経済状況を鑑みるとそのような対応は現実的ではなく、結果として運営団体側がカバーせざるを得ない状況となった。

感染症流行に伴う対応は落ち着きつつあるが、物価高騰によるランニングコストの増加は今後も続くことが予想される。同法人では、入居者に対する食事提供においても、同法人グループ内の別法人で給食センターを運営し、低コストを図りながら実施しており、支出を抑える努力はすでに取り組んでいることから、日常生活支援の質を保ちつつ、採算性の取れる持続可能な運営にするための団体側の努力には限界も見えてきている。

一方で、本部経費の按分を含めない収支実績をみると、2021 年 10 月～2022 年 10 月までの間で赤字になった月は 3 か月のみであった。同期間の収支差額を合計すると 1,590,755 円の黒字となった。

以上から、オーナー創設型のサブリースモデルの場合、団体の借入負担なく、採算性が取れる事業モデルとなる可能性が見えてきた。

ただし、この事業モデルを普及させていくには、一定の前提条件が必要であることが指摘できる。

1 つ目は、本事業のように初期費用をカバーする手立てがあることで、創設するオーナーにとってメリットのある資金計画を提示できること。

2 つ目は、入居率を高い水準で保つことができること。

3 つ目は、本部経費までカバーすることは難しいため、法人全体としての経営に負担をかけないためには、本部経費をカバーできるだけの委託事務費等の現実的かつ適正な補助金設定が必要であること。

上記の条件をクリアできれば、特に、首都圏など広い土地が見込めず、スペースが限られ、土地・建物が高額になる場合には、オーナー創設型のサブリースモデルは有効な事業モデルになりうるということが示されたといえる。

## （2）認定特定非営利活動法人抱樸「プラザ抱樸」

本事業では、プラザ抱樸（居室 110 室）を全棟購入し、日住制度だけでなく、制度・非制度を組み合わせた複合型の支援付き住宅群を形成する形を目指した。日住施設、支援付住宅、グループホームの 3 つの事業を複合的に運営する拠点として整備し、日常生活支援住居施設としては 20 室（1 部屋 1K21.7 m<sup>2</sup>）を確保する。

### ①当初収支計画

弊財団の資金調達専門アドバイザーの伴走支援を受けて、既に団体として取引関係がある九州労働金庫からの借入を決定した。物件購入費用約 3 億円に対し、休眠預金事業の助成金 4500 万円を差し引いた後、物件取得にかかる諸経費を含め、借入額を総額 2 億 6800 万円とした。

融資条件としては、借入期間 20 年、金利 1.1%（変動金利）の好条件が提示され、資金調達面で大きな問題はないと判断した。

プラザ抱樸全体の年間キャッシュフロー（償却前収支差額）約 2900 万円の計画に対し、元金返済額年 1340 万円、利息は年 150 万円程度と設定して資金計画と返済計画を策定した。

なお、当初の収支計画は下表 91「認定特定非営利活動法人抱樸 収支計画」の通り。（※当初収支計画では、元金返済額年 1275 万円で作成していたが、作成後に年 1340 万円に修正）

表 91 「認定特定非営利活動法人抱樸 収支計画」

(単位：円)					
収入	単価	人数・個数	回数	計	備考
<b>【収入内訳】</b>					
日常生活支援委託事務費				6,984,000	
ベース分	21,700	20	12	5,208,000	委託費基本額
加算分	7,400	20	12	1,776,000	職員配置加算・宿泊加算等
入居者からの利用料等				10,342,000	
基本サービス費	6,050	20	12	1,452,000	
居室使用料	29,000	20	12	6,960,000	
共益費	7,000	20	12	1,680,000	水道、ガス、消耗品、その他
雑収	250,000	1	1	250,000	
その他				0	
その他の収入				73,295,343	
支援付き住宅収入	37,250	45	12	20,115,000	
一般住宅住宅収入	43,200	14	12	7,257,600	
店舗収入	181,818	1	12	2,181,816	
グループホーム収入	24,938,199	1	1	24,938,199	12室
自立援助ホーム	15,202,728	1	1	15,202,728	6室
自立準備ホーム	3,600,000	1	1	3,600,000	2室
<b>収入計 (A)</b>				<b>90,621,343</b>	
<b>支出</b>					
支出	単価	人数・個数	回数	計	備考
<b>【支出内訳】</b>					
施設運営費				58,191,605	
人件費	3,030,700	2	1	6,061,400	日住人件費
法定福利費	487,943	2	1	975,885	日住
福利厚生費	15,000	2	1	30,000	日住
旅費・交通費	30,000	1	1	30,000	日住
消耗品費	30,000	1	1	30,000	日住
通信費	200,000	1	1	200,000	日住
水光熱費	150,000	1	12	1,800,000	日住
車両費	220,000	1	1	220,000	日住
井水メンテ	27,500	1	12	330,000	
エレベーター保守	19,640	1	12	235,680	
保険料	260,000	1	1	260,000	
清掃費	35,000	1	12	420,000	
防犯カメラ	10,260	1	12	123,120	
消防・受水槽清掃	123,500	1	1	123,500	
支払手数料	10,000	1	1	10,000	
減価償却費		1	1	0	
修繕費	5,000,000	1	1	5,000,000	
固定資産税	2,995,000	1	1	2,995,000	実行団体所有
グループホーム経費	23,166,540	1	1	23,166,540	
自立援助ホーム経費	13,606,480	1	1	13,606,480	
自立準備ホーム経費	2,574,000	1	1	2,574,000	
借入返済				15,490,716	
支払利息	2,740,716	1	1	2,740,716	
元金償還 (C)	12,750,000	1	1	12,750,000	
<b>支出計 (B)</b>				<b>73,682,321</b>	
<b>収支差額 (A-B)</b>				<b>16,939,022</b>	
※元金償還を除く収支差額 (A-B-C)				<b>29,689,022</b>	

②実績

本事業においては、開設当初より入居者数は20名定員に対して17名が入居し、2022年4月以降は満

室の状態が続いた。2023年1月末までの稼働率は平均97.3%を保持した。

年間で1490万円以上のキャッシュフローを生み出す必要があるが、2022年度のプラザの収支見込は約1800万円を見込んでおり、借入金の返済を行った上で、約460万円程度の黒字を見込んでいる。

一方で、当初の見込みよりも黒字が大きく減少した要因としては、築年数が経った中古物件であることから、物件購入後もこの1年間で断続的に小規模な修繕費（エアコン・換気扇）等が嵩んだことが挙げられる。プラザ全体にかかる燃料費が当初見込み月数万円よりも大幅に増え、月額20～30万円の支出が発生していること、また修繕費は、物件取得後、この1年間で約190万円が発生している。また、最大の黒字減少要因としては、人件費が上がったことにある。人件費上昇の理由としては、当初、日住責任者およびグループホーム責任者のみを経験者として配置し、その他は新人を配置して教育しながら支援を進めていくことで、人件費割合を抑える計画であった。しかし、実際に事業開始後、責任者だけでは教育と支援を実施していくことに限界があり、事業途中に経験者で給与の高い職員の複数配置と予定より人員配置を1名多く配置したことが要因である。そのため、予定より年間で500万円程度の支出増となった。

今後も燃料費の高騰や大規模修繕も予測されるため、プラザ抱撲全体として収入が満室状態で頭打ちであることを前提として、現状維持ないし収支改善に向けて、プラザにおける各事業の運営コスト（大規模修繕は予定しているが、各居室にかかる日常的な小規模修繕費を見込んでいなかったため、利用者負担の増額を検討）、特に人件費を見直すといった取り組みも進めていながら、収支推移を分析していく必要がある。

団体としては、今後の収入改善に向けた方策も検討している。1つは、グループホームにおいて更生保護制度を活用できる入居者の受け入れを増やすことである。一人入居者が増えると、年間200数十万の収入増が見込まれる。第二に、新たに自立準備ホームおよび自立援助ホームを設置することで、さらに活用制度の幅を広げ、多様な入居者の受け入れを実現するとともに、収入増を図ることも検討している。

本事業モデルの場合には、当初計画よりも見込んでいた黒字額が大きく減少したものの、返済金を含め年間で約460万円の黒字を確保できており、採算性の取れる施設運営が実現できている。

全100室という大規模な物件購入という事例で、借入金額も大きいことから、一定の規模と体力がある団体でなければ、本事業のようなモデル事業を取り入れることは難しいが、複数の制度を活用しながら、施設全体としての収支バランスを図っていくという手法は検討に値する。

特に、他の2団体の事例からみえてきたように、日常生活支援住居施設の制度の委託事務費が、ランニングコストを完全にカバーするだけの金額に満たないという点が浮き彫りになっていることから、日常生活支援住居施設の制度のみを活用して特化する施設よりも、複数制度を活用した施設運営の方が、採算性が図りやすくなるというメリットがあると言える。

### **（3）特定非営利活動法人ワンファミリー仙台「てらっせ東勝山」**

本事業では、日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅として「てらっせ東勝山」の新築を計画した。

#### **①当初収支計画**



自法人で整備する新築であったため、本休眠預金事業から施設整備費としての助成金 4500 万円に加えて、運転資金として 4000 万円の借入を決定した。

弊財団の資金調達専門アドバイザーの伴走支援を受けて、借入には公庫「コロナ対策資金」を利用することを決定した。当初 3 年間は利子補給により実質無利息であるのに加えて無担保であることから、将来追加借入が必要となった場合でも施設不動産を担保提供することによって円滑な資金調達が可能となる可能性が高く、団体の持続可能性を高めることにつながる。

公庫借入は 2 年据え置き、3 年目まで利子補給により利息負担なしの条件であるが、3 年目から元本の約定返済（年 300 万円強）が始まり、4 年目以降は利払い（年 53.6 万円）も加わる。

これに耐えうるために、団体は年間で 360 万円以上のキャッシュフローを生み出す必要があり、損益分岐点を勘案して入居者数 13 名と定めて、下表 92「特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 収支計画」の通り当初の収支計画を作成した。

表 92 「特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 収支計画」

					(単位：円)
収入	単価	人数・個数	回数	計	備考
<b>【収入内訳】</b>					
日常生活支援委託事務費				9,032,400	
ベース分	48,900	13	12	7,628,400	委託費基本額
加算分	9,000	13	12	1,404,000	職員配置加算・宿泊加算等
入居者からの利用料等				10,272,600	
基本サービス費	7,000	13	12	1,092,000	
居室使用料（家賃）	37,000	13	12	5,772,000	
共益費（通常水道光熱費）	11,000	13	6	858,000	
共益費（冬季水道光熱費）	16,500	13	6	1,287,000	
食費（米代）	8,100	13	12	1,263,600	
その他の収入				0	
				0	
				0	
<b>収入計（A）</b>				<b>19,305,000</b>	
支出	単価	人数・個数	回数	計	備考
<b>【支出内訳】</b>					
施設運営費				14,148,600	
地代家賃	125,000	1	12	1,500,000	
食費（米代）	8,100	13	12	1,263,600	
共益費（通常水道光熱費）	11,000	13	6	858,000	
共益費（冬季水道光熱費）	16,500	13	6	1,287,000	
人件費	200,000	3	12	7,200,000	
宿直費	4,000	1	360	1,440,000	30日×12ヶ月
その他	50,000	1	12	600,000	
借入返済				2,238,000	
支払利息				238,000	
元金償還（C）				2,000,000	※下の備考欄参照
<b>支出計（B）</b>				<b>16,386,600</b>	
<b>収支差額（A-B）</b>				<b>2,918,400</b>	
<b>※元金償還を除く収支差額（A-B-C）</b>				<b>4,918,400</b>	

## ②実績

「てらっせ東勝山」の開設直後は、入居者数6名からスタートし、4か月後には入居者は10名となった。開所後から2023年1月末までの入居者数はのべ17名となった。しかし、入居2023年1月末時点では損益分岐点として設定した13名を下回る水準となった。のべ17名の入居があったにもかかわらず、平均して入居者数が13名を下回ったのは、入居しても長期入院や逮捕となって退去せざるを得なくなったり、入居者が死亡するといった理由により、結果として短期間の入居となったためである。また、福祉事務所から照会があって入居した人のうち、生活保護受給者でない人や申請しても生活保護受給者として認定されなかった人もおり、また重点的要支援者に該当する入居者の割合が少ないといった要因によって、想定していた委託事務費や加算部分の見込みが当初の想定よりも少なくなった。これらの要因で全体として想定の入居者が少なくなった。借入返済を行い持続可能な運営を実現するためには、収入を増やす手立てとして、早急に入居者数を増やすことと、入居者に占める生活保護受給者ならびに重点的要支援者に該当する割合を増やしていく必要がある。

また支出面では、当初計画よりも人件費が増大した。当初計画では、月60万円の人件費をみこんでいたが、月によっては、70万円以上を超えており、100万円を超える月もあった。

その結果収支差額は、2022年2月～8月の7か月間だけでも、118,894円の赤字となった。

本事業モデルの場合には、前述の通り、想定よりも収入が少なかったことと、支出の中でも特に人件費が増大したことが、採算性の観点から大きな課題となった。

今回の事業モデルでみられた事象から、次の2点を指摘することができる。

1つ目は、日常生活支援住居施設の制度が対象としている生活保護受給者だけが、日常生活支援住居施設を必要としているわけではないということである。ワンファミリー仙台では、地域のニーズに応えるために、生活保護受給者かどうかに関わらず、入居を希望するどのような人々であっても、受け入れるというポリシーで取り組んでいた。その結果、生活保護受給者だけではなく、生活保護を受けていなくても、身体的・精神的疾患など抱えるなどして、行き場を失い、単独で自立して生活することが困難な様々な入居者も受け入れることとなった。故に、日常生活支援住居施設の制度が想定する入居者基準とのミスマッチが起これ、委託事務費等が支払われない、また加算対象とならない入居者が出てきたことで、日常生活支援を行っていても収入を得られないといったケースが発生し、団体側の収入が想定よりも少なくなってしまった。このことから、生活保護受給者か否かに関わらず、様々な困難を抱え、行き場を失った人々が地域に存在しており、日常生活支援住居施設でこうした人々のニーズに応えようとすると、現行制度との間でギャップが生じ、その負担を運営団体が背負う構造が生まれている。

2つ目には、日常生活支援住居施設の制度が想定している自立を目指す入居者だけではなく、手厚い支援を必要とする入居者ニーズが存在しているという点である。先述の通り、開設当初よりワンファミリー仙台では、生活保護受給者に限らず、受け入れ要請のあった人たちの入居に応えるべく取り組んできた。その結果、日常生活支援住居施設の制度が想定としている自立支援を目指す入居者ではなく、他の施設では受け入れられずにいる、刑務所出所者であったり、精神面や身体的な支援を多く必要とする人も受け入れることになった。そのため、想定よりもよりスキルと経験、また手厚い支援を必要としたことから、入居者の安全・安心を確保するためにも、常勤や宿直を含め想定よりも多くの人員配置が求められ、人件費の増大につながった。

## 2) (02) 行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる

ロジックモデルに規定された「(02) 行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる」という直接アウトカムに関連する指標（設問）の結果を記載する。

なお、ロジックモデルと対照させると次の設問が該当している。

**表 93 非式的支援のロジックモデル**

02	行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる	
	0201	全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている
	020101	自治体や行政、他団体への事業の紹介、成果報告、制度改善提案などについて情報交換の場を設定し、実行する
	020102	シンポジウムなどの開催
	020103	外部発信するための動画やパンフレットなどを制作し、配信・配布する
	020104	自治体や行政の担当者による現場訪問が行われる
	020105	事業の紹介、生活困窮者支援の問題の所在、制度改善提案などを整理した情報発信ツール（動画やパンフレット等）が制作される

### 2-1) 全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている

本事業では、日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅のソーシャルビジネスモデルとして、将来的な他地域への波及も目指して取り組んできた。事業の実践を通じて、現行制度が想定していることと現場の実態の相違点なども浮き彫りとなってきたことから、将来的な制度改善に向けた発信も必要となっており、まずは本事業で構築した事業モデルを行政等のステークホルダーに広く発信し、関心を高めることを短期アウトカムの1つとして設定した。

本事業で取り組んだ3団体では、厚労省、国交省、自治体など行政関係者をはじめ、シンクタンク・財団、企業、大学研究者や他の支援団体といった幅広いステークホルダーの方々の現場視察の受け入れを多く実施した。3団体合計で、30件以上、のべ100名近くの視察を受け入れた。

また、2022年11月29日には、「“人権としての住宅”を展望する～日住制度の改善と支援付き住宅の広がり～」と題して、会場とオンラインによるハイブリッド型のシンポジウムを開催した。シンポジウムには他の支援団体の担当者、厚労省担当者、メディア関係者等計35名程が参加した。シンポジウムでは厚労省との課題共有や継続的な議論の積み重ねの重要性、また自治体への働きかけや連携強化の必要性について言及するコメントが発せられ、民間・行政機関ともに関心の高さを伺うことができた。

また、日常生活支援住居施設の制度を活用した支援付き住宅の事業モデルの他地域への普及においては、日常生活住居施設そのものの存在に対する認知と施設への入居者のマッチングを高めていくことが課題となることから、日常生活支援住居施設の入居に適した地域の人々を見つけ、繋げていくためには地域のケースワーカー、福祉事務所、自治体職員の関心の高まりが重要となる。

3団体の日常生活支援住居施設開所後は、団体による発信の取り組みもあり、地域内外からの新規入

居に関する問い合わせ件数は、のべ50件以上と増加傾向にある。

日常生活支援住居施設の制度自体がまだ新しい制度で認知度が低いということから、本事業の事例を示しながら、パンフレットやシンポジウム、メディア取材等といったあらゆる手段を活用し、継続した情報発信と連携が必要である。なお、本事業を通じて、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台では、ケースワーカーや福祉事務所等向けに事業紹介パンフレットを制作し、事業終了後にも関心を高める活動に繋げていく取り組みも行われた。

### 3) 考察

本事業を通じて異なる3地域で、3つの日常生活支援住居施設の制度を活用した、「住まい」と「支援」を提供する支援付き住宅を整備した。

本事業のように、施設整備を行うための初期費用をカバーし、人材育成に必要となる資金的支援を行えば、持続的な運営を目指せるソーシャルビジネスを立ち上げることが可能であるということが実証された。

また、オーナー創設型の施設、複数の制度を活用した施設、地域密着型の施設などとそれぞれ特長のある異なるソーシャルビジネスモデルを構築した。うち2施設については、運営団体が借入を行って、持続可能な施設運営を目指すビジネスモデルとなった。

本事業のように、施設整備を行うための初期費用をカバーし、人材育成に必要となる資金的支援を行えば、持続的な運営を目指せるソーシャルビジネスを立ち上げることが可能であるということが実証された。

本事業の3つのモデルにおいて、採算性の取れる持続可能な運営の実現という観点からは、それぞれの立地条件、改修や新築など整備方法、借入の有無、活用する制度の多角化など前提とする条件が異なる。いずれの施設においても、整備された住まいで生活する入居者は、複合的な課題を抱えており、手厚い支援を必要としていることから、きめの細かい質の高い支援を実施するには、十分な専門性とスキルを持つ支援人材を十分に配置する必要がある。しかし、これを実践しようとする人件費が増え、現行制度の仕組みでは、十分な施設運営費用をカバーすることができず、採算性のとれる施設運営が難しいことがわかった。

また、非資金的支援では、本事業のステークホルダーに対する発信・アドボカシーに必要なツールの策定と実践を行った

本事業の出口戦略として、将来的な日常生活支援住居施設の広がり、さらに、生活保護受給者だけでなく、様々な困難を抱える人々への住宅と支援を提供するインフラを拡大していくことを目指している。本事業においては、行政や自治体（市区町村や福祉事務所等）、他の支援団体や地域の支援機関・支援者（ケースワーカー等）など様々なステークホルダーが存在する。そこで、これらのステークホルダーに対して、本事業が構築したソーシャルビジネスモデルの構築とその実践、ならびに事業を通じて得られた知見や成果、今後の取り組み課題を広く発信していくとともに、制度改善に向けた政策提言の必要性があった。非資金的支援では、こうした発信と政策提言を実現するために、シンポジウムの開催やツールとしてパンフレットの制作を実施した。

これらの取り組みにより、重要なステークホルダーにリーチすることができ、さらに事業終了後の継続的なアドボカシー活動を実施する手立てを準備することができた。

## 第4部：まとめと提言

### 【サマリー】

第4部「まとめと提言」では、まず、改めて評価結果のまとめと成果を記述した。そのうえで、本事業によって得られた教訓と提言をまとめた。

本事業で得られた教訓は「①住まいを社会保障に！」、「②人権としての日本型社会住宅の普及の必要性」、「③日常生活支援住居施設に期待される役割」の3点である。ここでは、本事業による「支援付き住宅の普及」は現在、社会に求められている「安価で支援が付いている住宅」を実現しようとしたものであること、「住居は人権の基盤」であり、「支援付き住宅」の将来像として「日本型社会住宅」が必要であること、それを実現するためには、政策上で家賃補助、住宅提供、支援サービスの給付の必要性や「居住支援基本法」などの議論も必要なこと、以上を踏まえた上で、日常生活支援住居施設に期待される様々な役割について述べている。

また、本事業で得られた提言は「①日常生活支援住居施設整備のための初期投資に対する公的資金を給付する仕組みの整備が必要」、「②委託事務費単価の引き上げ、手厚い人員配置や支援内容と均衡する加算の仕組みづくりが必要」、「③制度対象者を、現状の生活保護受給者から、多様な困難を抱える全世代の困難者へと拡大することが必要」の3点である。



## 第4部：まとめと提言

### 1. 評価結果のまとめと成果

本項では、これまで述べてきた、第2部 資金的支援に関する事業評価と、第3部 非資金的支援に関する事業評価について、それぞれその評価結果と成果をまとめる。

#### 1) 資金的支援に関する事業評価のまとめと成果

本項、資金的支援の事業評価では、まず、資金分配団体が行った資金的支援の実施プロセスと資金的支援の実施内容の結果得られた成果について述べる。次に、これらの資金的支援によって行われた実行団体の取り組みとその成果、さらには最終受益者である入居者にどのような変化と成果を生むことができたのかについてまとめる。

##### (1) 資金分配団体が行った資金的支援の実施プロセスと資金的支援の実施内容の結果得られた成果

#### ① 効果的な助成プログラム設計と実効性の高いソーシャルビジネスモデルを構築できる実行団体の選定を実現した

資金分配団体のプロセス評価では、公募要項の策定プロセス、審査基準の設計、審査委員会の設置、実行団体の選定プロセスについて評価を行った。

公募要項の策定プロセスでは、生活困窮者支援で実績があり、ノウハウと知見を持つ支援団体のヒヤリング、困窮者向けの住宅事情や法制度に精通する、有識者へのヒヤリングで得た情報を分析し、公募要項に反映した。また、施設整備やケースによっては借入を伴う事業となることから、建築・不動産専門家アドバイザーならびに資金専門家アドバイザーの助言を受けながら、JANPIAより指定されている書類以外に、ハード整備の審査のために必要となる書類の設計、本事業独自の資金計画書や収支計画といった応募提出書類の策定を行った。さらに、具体的な審査基準やより効果的な助成金給付の形を設計することができた。

また、今回は施設整備に助成金を給付することになるため、事業終了後も転用を防ぎ、継続的に支援付き住宅として活用されるために、資金分配団体と実行団体との間で締結する契約書も工夫した。

契約書内には「事業終了後10年間（法人税法に定める減価償却資産の耐用年数が10年以内のものについては、その耐用期間に相当する期間とする）は、本事業の実施のためにのみ使用するものとし、事前の書面による承諾なく、本事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行わない」とする契約を実行団体との間で締結した。

なお、土地・建物が団体所有でない場合においても、前述の通り、実行団体の選定要件として、賃貸借契約期間を最低10年以上結ぶこととしており、事業終了後も事業目的に沿って整備した土地・建物が活用されるようにした。

審査プロセスでは、建築・不動産専門家アドバイザーである、村林正次氏（アーバンクロス技術士事務所 代表）によるその水準に対する事前の評価チェックを行った。

ハード整備面の要求水準としては、関連法制度、基準条例の遵守の他、工事費用の妥当性、様々な支援を必要とする入居者を想定した共同生活住居としての適切性といった観点を盛り込んだ。

審査委員会の設置においては、困窮者向けの法制度の変遷や課題に精通する有識者と、ソーシャルビ

ビジネスという経営的視点を持つ異なる分野の複数の審査委員で構成される審査会を設置できた。

実行団体の選定プロセスでは、本事業が目指す、政府が進める制度改革を活用しつつ、社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりを目指しながら、質の高い生活支援人材の育成を通じ、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデルの構築に合致する実行団体を3団体選定できた。日常生活支援住居施設の制度を活用しながら運営される施設整備という共通項を持ちつつ、ニーズの高い異なる地域の事業が全国で3か所選定されたことは、大変有意義であった。

## (2) 実行団体の取り組みとその成果

評価結果から見てきた、実行団体の取り組みとその成果を以下にまとめる。

### ①3つの異なる地域で計51名の入居者を受け入れられる日常生活支援住居施設が整備された

本事業を通じて、3つの異なる地域で、それぞれ15名、16名、20名の計51名の入居者を受け入れられる施設を整備し、いずれの施設も日常生活支援住居施設としての認定を受けて運営を開始した。3か所ともに、日常生活支援住居施設の制度を活用し、様々な困難を抱え、行き場を失った人々への住居と日常生活支援をセットで提供する環境を整備した。

また整備した施設において、開所時から2023年1月末までの入居率は、2か所においてはいずれも入居率平均約98%とほぼ満室の状態となり、3か所全体でも入居率平均約84%となり、各地域において日常生活支援住居施設のニーズが高いことがわかった。

### ②きめの細かい支援と日常生活支援の専門性を持ちつつ、地域福祉や政策制度までの広い視野を持った人材育成を実践した

人材育成では、3事業でそれぞれの団体方針と日常生活支援住居施設の運営方針に照らして、入居者に対する質の高い支援を提供するための人材育成に取り組んだ。いずれの団体においても、外部研修を積極的活用しながら、内部研修やOJTによる日常的な指導を通じて、専門性を高め、スキルアップに取り組んだ。いずれの団体においても、手厚い支援を必要とする入居者を意識し、きめの細かい支援が行き届く人材育成を実践した。

また、入居者に対する施設内での日常的な支援にとどまらず、入居者が地域で暮らしていくこと、将来的に施設ではなく地域で暮らしていくことを前提とした、地域全体の福祉という俯瞰的な視点をもって、地域とのかかわりや政策提言を視野に入れた人材の育成にも取り組んだ。

本事業を通じて、日常生活支援の専門性を持ち合わせるとともに、地域福祉や政策制度までの広い視野を持った人材育成に取り組んだことは、今後の日常生活支援住居施設だけにとどまらず、多様な困難を抱える人々への生活支援を地域で実現していくことを目指す上で、重要であったと言える。

### ③日常生活支援住居施設として共通のロジックモデルと入居者に対する質の高い支援の工夫を盛り込んだ支援のコツリストを策定できた

事業推進プロセスでは、実行団体3団体が協議を行い、日常生活支援住居施設の共通のロジックモデルと、入居者が「生きていて良かった」と思える生活を営む上で必要な効果的援助要素をリスト化した

支援のコツリストが策定された。新しい制度を活用した日常生活支援住居施設自体の目指す姿が明確でない中で、これら3事業がモデルケースとして、共通のロジックモデルを策定できたことは有用であった。また共通のロジックモデルに基づき、入居者が「生きていて良かった」と思える生活の実現という最終アウトカムを目指して支援のコツリストを策定する過程では、それぞれの実行団体の取り組みやアイデアが詳細に反映され、入居者に対する質の高い支援を提供するための工夫を盛り込むことができた。本事業を通じて策定した支援のコツリストは、様々な困難を抱える入居者に対する質の高い支援を行う1つの指針を示すことができ、今後、日常生活支援住居施設の整備と運営に取り組む他の支援団体にとって、参考になる重要なアウトプットとなった。

### **(3) 最終受益者におきた変化と成果**

次に、評価活動の一環として、策定した支援のコツリストを活用し実行団体を対象に行ったアンケート調査、3事業共通のロジックモデルに基づいて設計した入居者を対象のアンケートならびにヒヤリング調査結果から、入居者に対する支援の実施状況や最終受益者である入居者におきた変化についてまとめる。

まず、実行団体を対象に行ったアンケート調査結果から、入居者に対する支援実施状況についてわかったことを以下に述べる。

#### **①3 団体共通して手厚い人員配置と丁寧な支援を展開していた**

人員配置を支援者一人あたりの入居者人数を低く設定し、宿直者を配置するなど、丁寧な支援を展開していた。

#### **②入居者が希望する生活の継続、孤立せず安心できる生活、経済的に困らない取り組みが実践された**

実行団体3団体ともに支援のコツリスト（フィデリティ尺度）はおおむね高く、多くの部分が3団体の全てで実施されていた。「整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取り組み」や「入居者が孤立せず安心できる生活を送るための取り組み（施設内に相談できる人がいて、十分な対応が得られるようにする）」、「入居者が経済的に困らない状況になるための取り組み」の実践を確認できた。

#### **③入居者が社会的つながりを感じ、役割をもって居場所を見つける取り組みの強化が課題**

一方で「入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所をもつための取り組み」の実施度合いが低かった。この背景としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった。事業期間中は、入居者の外出や施設内でのイベントの開催といった行動制限があったことが影響していたといえる。いずれの施設も、開所時期がコロナ禍であったこと、また開所から1年不足ということらを考慮すると、いずれの団体においても、事業終了後に、こうした取り組みの強化がなされると想定されるため、今後の追跡調査等で確認できるとよい。

次に、入居者を対象にして行ったアンケートならびにヒヤリング調査結果から、施設での支援により最終受益者である入居者におきた変化について、次の通りまとめる。



#### ④入居前におかれていた入居者の状況として、頼れる家族の不在、複合的な課題を抱えているが、その多くが支援サービスにつながっていないことがわかった

アンケート調査から、入居者の約6割は家族がおらず、「家族がいる」と回答した入居者の多くは「連絡ととっていない」もしくは「助けを得ることはできない」と回答しており、ほとんどの入居者は何かがあっても家族に頼ることが難しく、孤立している実態がわかった。

また入居者の状況では、「介護保険の要支援者または要介護者」が約半数にのぼり、障がい者に該当するのが約3割、精神疾患により通院している入居者が約2割と回答しており、多くの入居者が複合的な課題を抱えており支援を必要としていることがわかった。

一方で、生活保護以外に「何かしらの制度・サービス」を利用している人は約3割にとどまっており、複合的な課題を抱えているにも関わらず、社会福祉制度等のサービスを受けている入居者が多くないことがわかった。

#### ⑤入居後に入居者が支援サービスに繋がることができた

入居者へのアンケート調査により、入居前に何らかの支援が開始された方の割合が約4割だったのに対し、本事業で整備した施設入居後に、支援が開始された入居者の割合は約6割であった。

日常生活支援住居施設に入居できたことで、入居者が必要とする支援サービスに繋がることのできたという成果がみられた。

#### ⑥入居者が希望する生活の継続、孤立を防ぎ安心した生活を実現している

入居者へのアンケート調査の結果では「入居者が希望する生活を継続できる」と回答した人が全体の約7割を占めていた。ヒヤリング調査からも「何不自由なく暮らせている」、「希望通りにやってくれている。色々なサポートしてくれている」という回答が寄せられ、入居者の多くが自身の希望する生活を継続できていることがわかり、満足度の高さをうかがうことができた。

「支援者が気持ちを理解してくれているか」という問いには、「理解してくれている」と回答した入居者が約8割であった。また、「不安な時に話せる（相談できる）人がいるか」という問いに対して、入居前にあてはまらないと回答した人が約5割を占めていたのに対し、入居後にあてはまらないと回答した人が約3割に減少し、改善傾向にあることがわかった。「トラブル（困ったこと）が頻繁に起こるか？」という問いに対しても、入居前後で改善傾向がみられた。

施設での支援を受けることにより、不安な時に話せる人ができ、トラブルが頻繁に起こる度合いも減少傾向にあることから、「入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができている」という点において、一定程度の達成と成果がうまれていることがわかった。

以上から、これまで複合的な課題と不安を抱えながらも行きどころのなかった方々に、本事業を通じて整備した施設に入居することで、孤立を防ぎ、入居者を理解する支援者が存在する安心した居場所を提供することができているという成果を生んだことがわかった。

#### ⑦施設に入居したことで、経済的に困らない生活を実現することができた

複合的な課題と不安を抱えて地域で孤立していた方々が経済的な不安を抱えずに生活できる環境を整

えることは重要である。

今回実施した調査では「食事に困らない程度のお金をもっているか」という点において、入居前後で大きな改善傾向がみられた。また「自分自身でお金のやりくりができる」ないし「金銭管理を手伝ってくれる人がいる」という点において、入居前後で大きな改善傾向がみられた。

以上から、本事業で整備した施設に入居して支援を受けることで、自立的にお金のやりくりができるようになった方や、自身でできなくても、金銭管理を手伝ってくれる支援や支援サービスを受けることで、経済的に困ることなく安心して暮らせる環境を入居者に対して提供できるという成果が生まれた。

#### ⑧「地域で安心して暮らせる」、「生きていて良かった」と思える入居者が増えた

本事業の中間アウトカムで掲げている「入居者が地域で安心して暮らせる」という点、また最終アウトカムである「入居者が『生きててよかった』と思える」という点においては、今回の調査結果において入居前後で良好な変化を確認することができた。

#### ⑨今後の課題は「社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割を持っていられる居場所づくり」の取り組み

入居者を対象に行った調査結果から、前述の⑤～⑧に述べた通り、施設入居前後で、ポジティブな結果を得られた。

一方で、「入居者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割を持っていられる居場所が存在する」という点においては、入居前後の良好な変化が見られず、比較的ネガティブな語りをする入居者も見られた。この背景には、事業期間中が新型コロナウイルス感染症拡大の時期と重なり、入居者に対する行動制限をせざるを得ず、人が集うイベントや行事の開催といった取り組みを行うことが困難であったという状況下にあったことが影響していると言える。

また、いずれの施設も開所から1年程度しか経過しておらず、地域社会とのつながりと人間関係の構築や入居者自身の存在価値を認識することができるまでには、一定の期間を必要とすることから、今後の支援の取り組み強化に期待したい。

以上で述べてきた事後評価結果から総合して、本事業を通じて日常生活支援住居施設の整備し、十分な人員配置によってきめの細かい質の高い支援を実践したことにより、複合的な課題と不安を抱えてながらも、行き場をなくし孤立状態にあった方々が、必要とする支援サービスにも繋がり、安心して自身が希望する暮らせる居場所を得ることができたことがわかった。

さらには、入居者の気持ちを理解してくれる支援者の存在に支えられながら、「生きててよかった」と思えるまでの生活を取り戻すことができた入居者も存在するという大きな成果を生んだことも明らかとなった。

入居者が生きる力を取り戻し、地域でより豊かな人生を送るために、地域社会とのつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所づくりに向けて、各施設におけるさらなる支援の取り組みが期待されるとともに、これらの実現には一定の期間が必要となることから、今後の追跡調査等を通じて、本事業の発展と生み出される成果を確認していきたい。

## 2) 非資金的支援に関する事業評価のまとめと成果

本項では、非資金的支援に関する事業評価のまとめと成果について述べる。

### (1) 非資金的支援で実施した専門家による伴走支援の成果

本事業の非資金的支援では、資金分配団体事務局と専門家アドバイザーによる実行団体の支援を行った。これらの伴走支援プロセスの評価と成果について以下の通り記載する。

#### ①建築ならびに資金専門家アドバイザーによる確実な施設整備の遂行と現実的で実効性の高い資金計画ならびに収支計画の策定と実施

本事業では、資金分配団体の事務局とともに、建築・不動産専門家アドバイザーと資金専門家アドバイザーによる伴走支援を実施した。

建築・不動産専門家アドバイザーは、審査プロセスの段階から関わり、事業の目的と照らして実現可能性が高く適切な建築設計となっているかという視点で分析を行い、審査員への有益なインプットを行った。実行団体決定後は、現地訪問を行い、書類の確認や実行団体側の建築設計者や事務所との意見交換などを通じて、必要に応じてアドバイスを実施することで、事務局の伴走支援ではカバーしきれない、専門的な知見による事業の推進に寄与した。

資金専門家アドバイザーは、主に借入を必要とする実行団体2団体に対する伴走支援を行った。融資金額の設定、借入先の選定や交渉にも立ち会うとともに、月1ペースで実行団体とコミュニケーションを図りながら、適切な資金計画の策定と収支計画の策定などに専門的知見からのアドバイスをを行った。借入が初めてという団体、大きな借入額を必要とした団体であったことから、各団体が現実的かつ適切な計画をもって、事業推進にあたることができたのは、有益な伴走支援であったと言える。

### (2) 「住まい」と「支援」を提供しながら、採算性の取れる持続可能なソーシャルビジネスモデルの構築と実践

本事業を通じて異なる3地域で、日常生活支援住居施設の制度を活用した、「住まい」と「支援」を提供する支援付き住宅を整備した。

本事業のように、施設整備を行うための初期費用をカバーし、人材育成に必要となる資金的支援を行えば、持続的な運営を目指せるソーシャルビジネスを立ち上げることが可能であるということが実証された。

また、オーナー創設型の施設、複数の制度を活用した施設などそれぞれ特長のある異なるソーシャルビジネスモデルを構築した。うち2施設については、運営団体が借入を行って、持続可能な施設運営を目指すビジネスモデルとなった。

本事業の3つのモデルにおいて、採算性の取れる持続可能な運営の実現という観点からは、それぞれの立地条件、改修や新築など整備方法、借入の有無、活用する制度の多角化など前提とする条件が異なる。

これらの3つのモデル事業の特長をまとめたものを表94に示す。

表 94 3つのソーシャルビジネスモデル事業の特長

	特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会 (ふるさと福久井荘)	特定非営利活動法人抱樸 (プラザ抱樸)	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 (てらっせ東勝山)
施設建設手法	オーナー創設型・新築 土地・建物はオーナー所有。オーナーによる借入。	団体所有の中古マンション購入・改修型 土地・建物は運営団体所有。ワンルームタイプの中古マンションを購入して改修。	団体所有・新築型 土地は借地、建物は運営団体所有。新築を建設。
活用制度	日常生活支援住居施設の制度を活用。	日常生活支援住居施設の制度の他、障害者グループホーム制度を活用。	日常生活支援住居施設の制度を活用。
入居者の特長	入居者全員が生活保護受給者、単身高齢者。 その他要介護、障害など複合的困難を抱える。 入居前にいた場所は、ほとんど別の無料低額宿泊所。 入居者 15 名（退所者を含めるとのべ 20 名） 重点的要支援者は過半数 ※2023 年 1 月末時点	20 代～80 代までの幅広い年齢層の入居者。入居者全員が生活保護受給者。その他要介護、障害、療育など複合的困難を抱える。 入居前にいた場所は、半数にあたる 10 名は同法人内の別の支援付き住宅から移行。残り半数は、今回の整備に伴い新規に入居した 10 名で、入居前の居場所の内訳は次の通り。 自立支援センター4 名、グループホーム 1 名、一般住居（居宅支援）4 名、無料低額宿泊所施設 1 名。 入居者 20 名重点的要支援者は 100% ※2023 年 1 月末時点	入居者の多くが生活保護受給者、60 代～70 代の単身高齢者。その他要介護など複合的困難を抱える。ただし、生活保護受給者でない入居者もいる。 入居前にいた場所は、刑務所、精神科病院、更生保護施設、シェルター、特別養護老人ホーム、路上など様々。 入居者 10 名（退所者を含めるとのべ 17 名） 重点的要支援者は 6 割程度 ※2023 年 1 月末時点
職員配置	5 : 1	5 : 1	5 : 1

いずれの施設においても、整備された住まいで生活する入居者は、複合的な課題を抱えており、手厚い支援を必要としていることから、きめの細かい質の高い支援を実施するには、十分な専門性とスキルを持つ支援人材を十分に配置する必要がある。しかし、これを実践しようとするると人件費が増え、現行制度の仕組みでは、十分な施設運営費用をカバーすることができず、採算性のとれる施設運営が難しいことがわかった。

### (3) 本事業のステークホルダーに対する発信・アドボカシーに必要なツールの策定と実践

本事業の出口戦略として、将来的な日常生活支援住居施設の広がりとともに、生活保護受給者だけでなく、様々な困難を抱える人々への住宅と支援を提供するインフラを拡大していくことを目指している。本事業においては、行政や自治体（市区町村や福祉事務所等）、他の支援団体や地域の支援機関・支援者（ケースワーカー等）など様々なステークホルダーが存在する。そこで、これらのステークホルダーに対して、本事業が構築したソーシャルビジネスモデルの構築とその実践、ならびに事業を通じて得られた知見や成果、今後の取り組み課題を広く発信していくとともに、制度改善に向けた政策提言の必要性があった。非資金的支援では、こうした発信と政策提言を実現するために、シンポジウムの開催やツールとしてパンフレットの制作を実施した。

これらの取り組みにより、重要なステークホルダーにリーチすることができ、さらに事業終了後の継続的なアドボカシー活動を実施する手立てを準備することができた。

## 2. 得られた教訓

本項では、本事業を通じて得られた教訓についてまとめる。

### 1) 住まいを社会保障に！

2017年に始まった住宅セーフティネット制度において「住宅確保要配慮者」とされたのは次の方々である。

#### (1) 法律で定める者

- ①低額所得者（月収 15.8 万円（収入分位 25%）以下）
- ②被災者（発災後 3 年以内）
- ③高齢者
- ④障害者
- ⑤子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者**

#### (2) 国土交通省令で定める者

上記⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者、とは以下の方々である。

##### ①外国人等

条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV 被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など

##### ②東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災から 3 年以上経過）

##### ③都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設

退所者、LGBT、UIJ ターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる

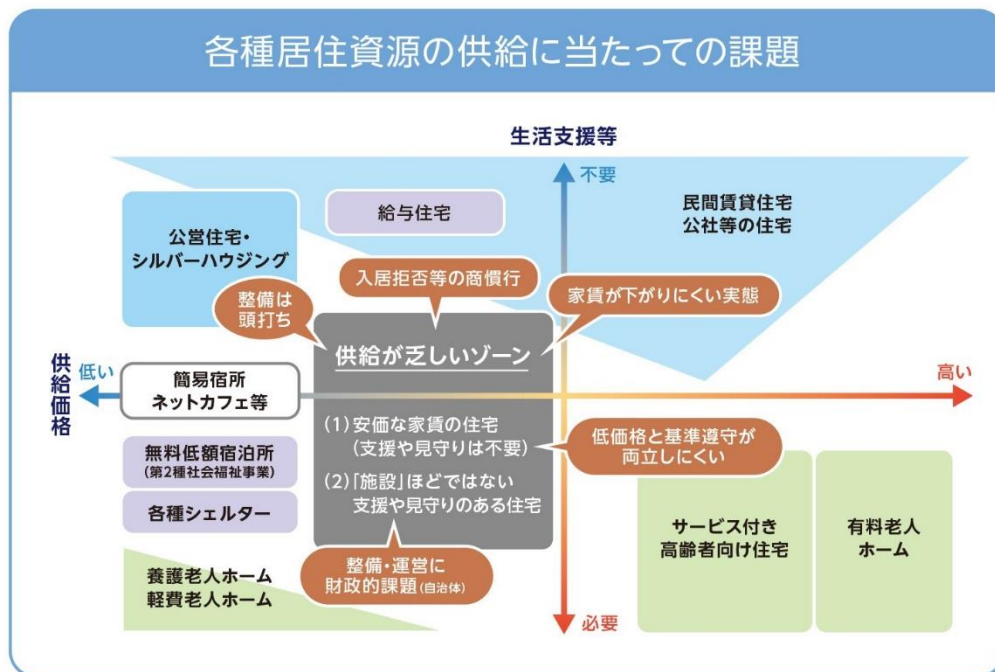
「省令で定める者」の最後に「必要な生活支援等を行う」ことが触れられている。単身化（単身世帯約4割）が進む中、従来家族が担ってきた部分、つまり「生活支援」を担う人がいないことが問題となっている。

この「生活支援がない」という「家族不在」の状況は、「入居当事者」において問題であると共に「大家（住宅供給側）」にとっても「相談先がない」事態を意味している。空き家が約1000万戸あるにもかかわらず「貸し渋り」が起きているのは、この「大家の不安」が起因していると言える。社会的孤立や単身化が進む中、「生活支援」が付加された「支援付きの住宅」のニーズは「入居者」「大家」両者にとって重要な課題であると言える。

平成27年度（2015年度）社会福祉推進事業として実施された調査研究「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」では、今後必要となる「居住資源」について以下のような報告がなされた（図8）。①安価な家賃の住宅（支援や見守りは不要）、②「施設」ほどではない支援や見守りのある住宅。当然、この二つを合わせた「安価な支援付き住宅」も必要である。

今回の休眠預金活用による「支援付き住宅の普及」は、すでにあったニーズに加え、コロナ禍による経済的困窮が深刻化する中で「安価で支援が付いている住宅」を実現しようとしたものだ。

図8 各種居住資源の供給に当たっての課題



平成27年度（2015年度）社会福祉推進事業「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書（株式会社野村総合研究所）より

## 2) 人権としての日本型社会住宅の普及の必要性

住居は人権の基盤である。住居がない状態はあらゆる権利行使ができないだけでなく、社会的孤立

を助長する。そのため、「支援付き住宅」の将来像として「日本型社会住宅」が必要である。オランダなどで発展した「社会住宅」は、低廉かつ居住環境の良さ（最低60～70㎡）、さらに社会参加の仕組みや住民互助などがセットであるが、日本においては「空き家活用型」の「日本型社会住宅」の創設を検討すべきと考える。

日本の住宅（あるいは住宅政策）は一部の公営住宅を除き、賃貸住宅や持ち家という「民間住宅市場」で担われてきた。市場の「需要と供給」のバランスの中で住宅は造られてきたが、人口減少もあり、空き家の増加が課題である。

このような事態を受け、国交省は2017年「住宅セーフティネット制度」を整え「民間住宅」を社会的ニーズに活用できる「登録住宅」の整備を進めた。すでに71万戸以上を確保しているが、現状としては「施設ほどではないが支援や見守りのある住宅」には至っておらず、「入居を拒まない住宅」に留まっている。今後、「居住支援法人」やNPOが「生活支援」を担う仕組みが必要となる。

そこで「社会保障としての住まい保障」を考える上でのポイントを整理したい（図9）。

第一に家賃支援としての「現金給付」の仕組みである。現在、「無年金者」が100万人、「基礎年金のみの者」が900万人と言われ、平均受給額は5万円を下回る。「生活保護」を含め、既存の家賃支援の強化や新たな「現金給付（家賃補助）」をどう考えるかが課題となる。

第二に「住宅提供」としての「現物給付」である。ポイントは「民間住宅」、特に一般市場において取り扱いが低調である「廉価物件」を「社会的に活用できるか」である。さらに「空き家」物件を居住支援法人等が廉価でマスターリースし、生活保護基準（住宅扶助）程度でサブリースをするソーシャルビジネスモデルも検討すべきである。この際、発生する家賃差益を「生活支援費」の一部に充てること出来る。その上でイニシャルコストや住宅改修コストなどへの公的支援の検討も必要である。

第三に「生活支援」や「見守り」、地域との「つながりをコーディネート」する「サービス給付」である。「住宅確保要配慮者」に対しての入居支援に加え、入居後に従来家族が担ってきた機能を代替える「家族機能の社会化」の仕組みである。「支援者」の存在は「大家」にとっても安心の条件となる。

「居住支援」には、「入居・転居支援」や「自立支援」という「点の支援」＝「解決型支援」と共に、制度とのつながりや看取り、死後事務までの長いつながりの「線の支援」＝「伴走型支援」が必要である。支援にかかる費用は公的負担やソーシャルビジネスからの収益を組み合わせることが重要である。当然、人材育成も課題となる。「住宅の形」は、年代、家族構成などによって変化するが、包括的な生活支援の体系は一貫して必要である。

第四に「居住ケアマネージャー」である。これら包括的な居住支援を構築するために、省庁や自治体窓口、民間の縦割りを超え一体的にコーディネートする「居住ケアマネージャー」の設置を検討したい。

また、居住支援法人の中に「認定居住支援法人」という枠づけを創り、制度や官民の枠組みを超えたトータルコーディネーターの役割を持たせる。さらに「認定居住支援法人」は、「日本型社会住宅」の管理者、あるいはマスターリースの主体としても期待される。

以上の4つが政策を進める上で必要となるが、各省庁の住宅に関する施策に横串を刺すために、「居住支援基本法」なども議論される必要がある。

図9 政策上必要な4つのパート



### 3) 日常生活支援住居施設に期待される役割

独居高齢者、生活困窮者にとって、地域社会で生活する基盤である住まいは質量ともに不足している。特に都市部において、認知症の人や障害のある人が、地域で最期まで暮らし続けることは難しいのが現実である。この問題を如実に表したのが、2009年に起きた群馬県渋川市の高齢者入所施設「静養ホームたまゆら」の火災事件であった。

「たまゆらの悲劇を繰り返さない」——そのソリューションは、低廉で適切な住宅を地域の中に創出し、「支え合い」の中で生活を営む「支援付き住宅」の取り組みによって、模索が続けられてきた。また、仕組みとして広がるよう、実践者や研究者たちは、長年にわたり、「支援付き住宅」の制度化を提言してきた。

その一つの形態として、無料低額宿泊所の中で行われてきた取り組みが、2018年の生活保護法改正により、日常生活支援住居施設の位置づけを得た。こうして、日常生活上の支援を要する生活保護受給者については、福祉事務所が日常生活支援住居施設に、日常生活上の支援を委託することができる制度が始まった。

日常生活支援住居施設の特徴は、地域の医療、介護、福祉等のサービスを、一人ひとりの利用者に合わせてコーディネートしていく支援体制にある。また、コミュニティの一員として、地域の民間・公的な社会資源のネットワークの中で運営しており、地域ごとのプラットフォームをつくる拠点のひとつにもなっている（図10）。

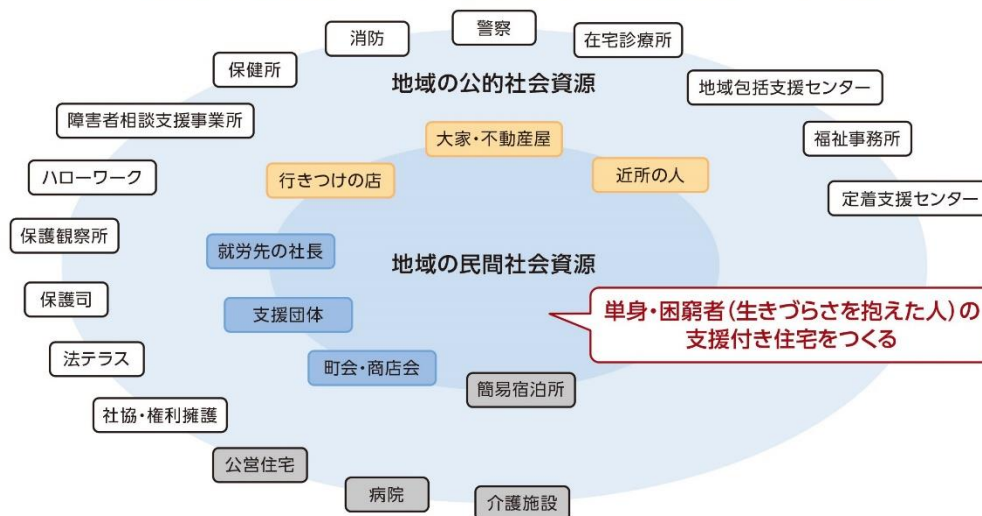
しかし、日常生活支援住居施設は全国的に数が少なく、かつ地域的に偏在している。また、生活保護受給者以外も利用しており、幅広いニーズがあることから、普及のための取り組みや、さらに柔軟な制度運用が必要だ。将来的には、日常生活支援住居施設への入所に限らず、今いるところで必要な生活支援を利用できるような仕組みづくりも目指している。

地域の空き家を活用し、非営利セクターやソーシャルファームが供給する支援付き住宅＝日本型社会住宅は、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために欠かせない社会資源になり始めている。



図 10 日常生活支援住居施設の特徴

まず目指すのは、日常生活支援住居施設を活用しながら、  
 単身・困窮者の社会資源をつくり、地域の民間・公的社会資源につなぐ仕組み



### 3. 今後の課題と提言

現在、日本では生活保護受給者のほか、低所得のひとり親世帯や単身高齢者、障がい者、精神疾患・認知症など複合的な課題を抱える生活困窮者が、地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、地域社会で生活する基盤である住まいは質量ともに不足している。特に都市部において、認知症の人や障害のある人が、地域で最期まで暮らし続けることが難しい状況がうまれている。

社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりが急務となっている。

こうした社会的背景を踏まえ、休眠預金等活用事業の一事業として実施された本事業は、「貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援」制度を活用し、無料低額宿泊所の新基準に対応する改修・建替え費用を助成すると同時に、質の高い生活支援人材の育成を通じ、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデルの構築を目指した。

本事業の3施設は、いずれも日常生活支援住居施設の制度を活用した日常生活支援住居施設である。その特徴は、単に地域に様々な困難を抱え住居を失った人々に対して住まいと日常生活支援を提供する施設として存在するだけでなく、地域の医療、介護、福祉等のサービスを、一人ひとりの利用者に合わせてコーディネートしていく支援拠点であることだ。

しかし現状は、そうした日常生活支援住居施設は全国的に数が少なく、かつ地域的に偏在している。さらには、こうした施設を生活保護受給者以外も利用している現状があり、また入居者ひとりひとりの幅広いニーズがあることから、今後の全国的な普及のためには、現行制度の改善やさらに柔軟な制度運用が必要となることから、本事業を通じて見えてきた。

本事業の3つの異なるソーシャルビジネスモデルの評価結果を踏まえ、今後の制度改善に向けて以下の3点について提言したい。

## 1) 日常生活支援住居施設整備のための初期投資に対する公的資金を給付する仕組みの整備が必要

提言の1つ目は「日常生活支援住居施設整備のための初期投資に対する公的資金を給付する仕組み整備の必要性」である。前述したとおり、生活困窮者が地域で生活するための住まいは質量ともに不足している。まずは、この住まいを十分に備えることが必要である。ただ、住まいを備えるためには大きな費用が必要になってしまうことから、この取組みはなかなか前進していかない状況がある。

本事業の3つのソーシャルビジネスモデルでは、休眠預金を活用した施設整備のための初期費用を一定額投入することで、この住まい不足という社会課題の改善・軽減に取組み、限定された地域での実践ではあったが、これを実現した。この成果は本報告書の第2部「3-1. 日常生活支援住居施設の居住者数及び生活支援に従事する支援人材の数」、にまとめられているとおり、人が暮らしていくのにふさわしい住居が備えられ、実際に3施設で延べ人数50人程の方が生活されている。加えて、第3部「2-1. 事務局と建築・不動産専門家アドバイザーによる伴走支援」や「2-2. 事務局と資金専門家アドバイザーによる伴走支援」、そして「3-1. ロジックモデルに基づくアウトカム評価」にて述べたとおり、本事業をとおして、建築段階から専門家による適切なサポートを受けることで、採算がとれる事業運営も可能であることを明らかにした。

また、オーナーや団体より一部借入が発生したとしても、本事業のように初期費用を十分にカバーする資金を獲得することができれば、現行制度のいくつかの課題はあるものの、自立的な施設運営は目指せる可能性があることがみえてきた。したがって、公的資金を給付する仕組みの確立は、投資対効果が期待できるということが指摘できる。

現状の制度では、日常生活支援住居施設の施設運営に対して委託事務費という形でランニングコストの一部をカバーするだけの公的資金にとどまっている。将来的に増大するニーズに応えるべく、日常生活支援住居施設の全国的な普及と整備を進めるためには、本事業がまさに示している通り、施設整備のために、一定規模の十分な初期費用をカバーするだけの公的資金の投入が必要不可欠である。

## 2) 委託事務費単価の引き上げ、手厚い人員配置や支援内容と均衡する加算の仕組みづくりが必要

提言の2つ目は「委託事務費単価の引き上げ、手厚い人員配置や支援内容と均衡する加算の仕組みづくりの必要性」である。本事業の3つのモデルは、それぞれの立地条件、改修や新築など整備方法、借入の有無、活用する制度の多角化など前提とする条件が異なる。一方で、提言の1つ目で指摘したことが制度的に十分にカバーされ、住まいが十分に確保されたとしても、そこで展開される支援の質が低ければ生活困窮者の生活、人生は良い方向には向かわない。

本事業で設けられた3つの施設（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会（ふるさと福久井荘）、特定非営利活動法人抱樸（プラザ抱樸）、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（てらっせ東勝山））では入居者に対して適切で丁寧な支援が実践され、その結果、入居者の望ましい変化を十分に達成していたことが明らかになった。この成果は本報告書の第2部「2-2. 支援のコツリストに基づく取組みの実施状況」及び「3-1. ロジックモデルに基づくアウトカム評価」にまとめられている。

特に、資金的支援のロジックモデルに規定された活動のうち、「(01 領域) 整備した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続するための取組み」や「(02 領域) 入居者が孤立せず安心できる生活を送るための取組み（施設内に相談できる人がいて、十分な対応が得られるようにする）」、「(04 領域) 入居者が経済的に困らない状況になるための取組み」を十分の行うことができ、その結果、「(01) 整備

した支援付き住宅において入居者が希望する生活を継続できる」、「(02) 入居者が孤立せずに安心できる生活を送ることができる」、「(04) 入居者が経済的に困らない状況にある」、そして「(中間アウトカム) 入居者が地域で安心して暮らせる(『まあいいか、ここにいて』と思える)」、「(最終アウトカム) 入居者が『生きてて良かった』と思える」の成果を十分に達成することができていた。

こうしたことが可能だったのも、本報告書第2部「2-2. 支援のコツリストに基づく取組みの実施状況」のうち、「施設の人員配置(表14)」及び「該当する加算の対象(表15)」に示したとおり、3つのモデルはいずれも手厚い人員配置(入居者:生活支援員=5:1)で支援が展開されていたことが大きな理由として挙げられる。本報告書でも示されたように入居者の多くが「支援者(職員)と良い関係が築けている」と語ったのも、こうした手厚い人員配置での支援展開が行われているためであると考えられる。当然ながら、1人の生活支援員に対して入居者数が多くなっていけばそれだけ丁寧な見守りや関わりが困難になる。

一方で実態としては、日常生活支援住居施設の制度が前提としている条件、基準を超える入居者数や入居者の属性を確保できないと、収入が大きく減り、施設運営の採算性を保つことが難しくなるということがわかった。具体的には、①日常生活支援住居施設の制度が前提としている、入居者が生活保護受給者であることや重点的要支援者の割合を高くするなど、委託事務費と加算条件を一定程度クリアしなければ、施設運営に大きな負担となること、②人材育成や施設維持に間接的にかかる団体本部経費まではカバーできていないこと、③制度が想定する人員配置と加算に対して日常的に手厚い支援を必要とする入居者とのギャップにより発生する人件費の増大が大きな負担を生んでいることが明らかとなった。このように、想定されている現行制度の前提と、現場の実態との間でギャップが生まれていることが浮き彫りとなり、それらの費用負担が運営団体に大きくのしかかることで、採算性の取れる施設運営を阻むことがわかった。

こうしたことは、運営団体側の経営努力だけでは克服し難い現状があり、これらの支出をカバーでき、耐えられる団体でなければ、日常生活支援住居施設の運営は困難であると言わざるを得ない状況であることから、現行の日常生活支援住居施設の制度の見直しと改善が必要である。

### 3) 制度対象者を、現状の生活保護受給者から、多様な困難を抱える全世代の困窮者へと拡大することが必要

提言の3つ目は「制度対象者を、現状の生活保護受給者から、多様な困難を抱える全世代の困窮者へと拡大することの必要性」である。提言の2つ目で述べたとおり、こうした支援付き住居における丁寧な支援の提供は、入居者のより良い生活、人生に大きな影響を与えている。そして、こうした支援を望んでいる人々は生活保護受給者に限らないことを最後に指摘したい。

本報告書第2部「3-1. ロジックモデルに基づくアウトカム評価」のうち、「制度・サービスの利用状況(表25)」を確認すると、調査対象になった入居者の全員が「生活保護受給者」であることがわかる。しかし実は、この方々のなかには、入居するまで生活保護の対象になっていなかった方々も少なくない。さらに、同じ表を確認すると、生活保護受給者であることに加え、「障がい者総合支援法のサービス利用者」、「介護保険法のサービス利用者」がそれぞれ7人(18.9%)存在していることがわかる。

このように、「住まいを必要としている人」は生活保護受給者以外にも多々存在しているものと思われるが、現行の日常生活支援住居施設の制度では、委託事務費の算出根拠として、入居者の中の重点的

要支援者数の割合が設定されており、入居者が生活保護受給者であることを前提としている。

しかし、本事業のモデルの中でも示されたように、入居者の背景やニーズは多様化しており、日常生活支援住居施設への入居を必要とする人々は、必ずしも生活保護受給者とは限らない。本事業が前提としている社会的背景においても、低所得のひとり親世帯や単身高齢者、障がい者、精神疾患・認知症など複合的な課題を抱える人々が、こうした施設を必要としており、今後そのニーズは拡大していくことが見込まれる。

したがって、制度対象者は、多様な困難を抱える全世代の困窮者へと拡大していく必要性があることを提言する。

# 資料

1. ロジックモデル（資金的支援・非資金的支援）
2. 支援のコツリスト
3. フィデリティ尺度
4. アウトカム評価調査票
5. 事業計画書・資金計画書
6. 公募要項・応募書類
7. パンフレット「“人権としての日本型社会住宅” 制度創設を目指して」



# 最終(長期)アウトカム

入所者が「生きてて良かった」と思える

## 中間(中期)アウトカム 作戦目的

入所者が地域で安心して暮らせる(「まあいいか、ここにいて」と思える)

## 直接(短期)アウトカム

(01) 入所者本人の希望したような生活を継続することができる

(02) 入所者が不安な時に話せる人がいる(場所がある)、知っている人がいる

(03) 入所者がヒマを持て余さない(すべきことがある生活を送れる)

(04) 入所者が食事に困らないで済む(そのくらいのお金は手元に残せる)

### 【日住をつくる 取組み】

### 【日住を適切に 運営するための 取組み】

### 【支援者の理解 力を高める取 組み】

### 【支援者の力量 を高める取組 み】

### 【居場所づくり の支援】

### 【友人づくりの 支援】

### 【役割づくりの 支援】

### 【社会サービス (活動系)との 接続支援】

### 【お金のやりくり 支援】

### 【社会サービス (金銭管理等支 援系)との接続 支援】

(0101) 全ての困った人が入所できる場所(日住)がつけられる

(0102) 行政から指導されない(必要な人が日住を利用できる)

(0201) 支援者が入所者の気持ちを理解することができる

(0202) 支援者が入所者の変な行動に寛容である(適切な対応ができる)

(0301) 入所者が住まいの他に居場所をみつけられる

(0302) 入所者に友達ができる

(0303) 入所者が生活の中に役割をもつ

(0304) 入所者が社会サービスにつながり、希望に叶う活動を得られる

(0401) 入所者が(ある程度)自分でお金のやりくりができるようになる

(0402) 入所者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる

## 活動

・厚生労働省に(日住に関する)説明会の開催を要望する  
・対外的に日住の課題や成果を発信する  
・地元(特にケースワーカーが来れる場所)に日住をつくる

・福祉事務所に広報を行う(日住を理解してもらう)  
・行政に丁寧な説明を行う  
・行政にお金をつけてもらうように交渉する(特にハード面)

・支援者を対象にアンカーマネジメント研修を行う  
・支援者が入所者とたくさん話をするように促す(日常的な安否確認のみではなく、面談・相談の時間をつくる)  
・入所者の異変にすぐに気が付けるよう、支援者同士で相互に気を付けておく  
・入居者との間で「死後事務委任契約」を結ぶ(これで居者の想い、考えを理解する)

・支援者に対して、入居者の様々な行動は「個性」であると思うように促す  
・支援者に対して、入居者の様々な行動の背景を考えるよう促す  
・個別ではない支援計画をつくる(いくつかの課題ごとに支援方法(対応方法)を整理しておく)  
・支援者向けのノウハウの整理とその伝達を行う

・入所者の通院に同行する  
・イベントを開催する(発表会などを行う)  
・サロンを開催する  
・入所者と支援者が一緒に、地域のプログラムに参加する

・友達づくり旅行を行う(温泉旅行など)  
・ピアサポートグループをつくる  
・入所者と支援者が一緒に、地域のプログラムに参加する

・日住を入所者の働く場にする(日住で何か手伝いをお願いする)  
・法人業務を分解し、入所者のための仕事を生み出す

・支援者が社会サービス(活動系)等について学ぶ  
・地域の社会サービス(活動系)リスト・マップを作成する  
・日住(の支援者)が社会サービス(活動系)の紹介などの役割を担う  
・相談支援機関やソーシャルワーカー等、社会サービス(活動系)のつなぎ役と連携する

・当面は一緒に金銭管理を行う

・支援者が社会サービス(金銭管理等支援系)等について学ぶ  
・地域の社会サービス(金銭管理等支援系)リスト・マップを作成する  
・日住(の支援者)が社会サービス(金銭管理等支援系)の紹介などの役割を担う  
・相談支援機関やソーシャルワーカー等、社会サービス(金銭管理等支援系)のつなぎ役と連携する



最終(長期)アウトカム

・超高齢化社会の住宅セーフティネットの構築  
・入所者が「生きてて良かった」と思える

中間(中期)アウトカム  
作戦目的

・支援地域において、居住が困難な人へのすまいの提供と日常生活支援が確保された地域になる  
(超高齢社会の住宅セーフティネットの実現)  
・入所者が地域で安心して暮らせる(「まあいいか、ここにいる」と思える)

直接(短期)アウトカム

(01) 実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される

(02) 行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる

【改修計画をつくる取組み】

【資金調達計画をつくる取組み】

【人材育成の取組み】

【モデル事業・成果・改善策をステークホルダーに共有する取組み】

(0101) 実行団体において、無料低額宿泊所の新築、改築ないし改修計画が策定される

(0102) 実行団体において、休眠預金以外の資金調達計画ができる

(0103) 実行団体において、居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される

(0201) 全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業や成果、今後の改善策が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている

活動

・実行団体において受益者ニーズと物件の成約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定に際し、プロセス管理と助言を行う  
・資金分配団体の建築計画に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする  
・専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する  
・実行団体における、新築、改築、改修計画の実現のための資金調達計画の策定支援  
・資金分配団体の資金調達に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする

・実行団体において受益者ニーズと物件の成約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定に際し、プロセス管理と助言を行う  
・資金分配団体の建築計画に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする  
・専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する  
・実行団体における、新築、改築、改修計画の実現のための資金調達計画の策定支援  
・資金分配団体の資金調達に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする

・居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材育成を行う研修団体リストの作成  
・各研修団体との研修実施に関する協議、調整

・自治体や行政、他団体への事業の紹介、成果報告、制度改善提案などについて情報交換の場を設定し、実行する  
・シンポジウムなどの開催  
・外部発信するための動画やパンフレットなどを制作し、配信・配布する  
・自治体や行政の担当者による現場訪問が行われる  
・事業の紹介、生活困窮者支援の問題の所在、制度改善提案などを整理した情報発信ツール(動画やパンフレット等)が制作される

# 支援付き住宅における《支援のコツ》リスト

## 《支援のコツ》とは

ここでの《支援のコツ》とは、支援付き住宅という実践が、意図した成果の達成を目指すうえで重要となる要素（成果の達成に繋がる活動の詳細）のことを意味しています。

2023年3月6日時点、この支援付き住宅（プログラム）は、4つの領域、10の項目、54のチェックボックスで構成されています。

## 【01 領域】整備した支援付き住宅において入所者が希望する生活を継続するための取組み

入所者が地域で安心して暮らしていくために、まずはそれが叶う住居があることが重要です。加えて、この住居の機能や果たすべき役割を関係者等が正しく理解し、必要な人々に提供できることも重要になります。そのため、この領域は次の2項目から構成されています。

### 【0101 項目】すべての困った人が入所できる場所をつくる（日常生活支援住居施設をそのような場にするを含む）

全ての困った人が入所できる住居をつくります。この項目では「どのようにして住居づくりを進めるのか」、「どのような住居をつくるのか」という観点からコツが整理されています。

#### 日常生活支援住居施設建設の機運を高める<a>

- 厚生労働省等に（日住に関する）説明・要望の機会をもつ  
（例えば、次のような内容を説明・要望している場合に☑をする）
  - △ 日住をつくるときに一定の補助金を出す仕組みづくりを要望する（ハード面の支援）
  - △ 日住が生活保護受給者以外の困った人でも利用可能な制度になるよう、厚生労働省等に働きかけを行う
- 対外的に日住の課題や成果を発信する
- 必要であれば、地元の行政に対して適切な日住の運営（委託費の適切な執行）を要望する

#### 日常生活支援住居施設を建設する<b>

- 個室を整備する
- ケースワーカーが来られる（容易く様子を見に来られる）場所に日住を建設する
- 買い物や通院等に大きな不便がない場所に日住を建設する（あるいは外出支援等でこの部分を補う）
- 日住（施設）のなかに入所者が集まれる場所を備える

## ●この項目を実施する際の工夫





- 支援者の多くは伴走型支援士認定資格を有している

#### 日々の支援で行うべきこと<b>

- 支援者が入所者とたくさん話をするように心がける（安否確認のみではなく、面談・相談の時間等をつくる）
- 支援者同士で十分な情報共有を行う（勤務入れ替わり時の引継ぎやケース会議等の実施）
- 入所者との間で「死後事務委任契約」を結ぶ（この契約を通して、入所者の想いを理解するように努める）

#### ●この項目を実施する際の工夫

#### 【0202 項目】支援者が日々適切な支援を実践するための取組み

時に、入所者のなかには対応の難しい行動に及ぶ人もいます（勿論、入所者それぞれに理由があつての行動です）。この項目では、そのような状況等で適切な支援を行うという観点からコツが整理されています。

- 入所者の様々な行動の背景を考える
- 入所者が行う様々な行動は、彼ら・彼女らの「個性」であると考え
- 入所者支援に関するノウハウを整理し、それを共有する
- いくつかの課題ごとに支援方法（対応方法）を整理し、マニュアル等を作成しておく
- 医師や心理専門職等の専門家から支援者がアドバイス（コンサルテーション）を受ける機会を設ける
- 全国日常生活支援住居施設協議会等、外部機関との連携関係がある（支援者を孤立させない）

#### ●この項目を実施する際の工夫

#### 【03 領域】入所者が社会的なつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所を見つけるための取組み

入所者が地域で安心して暮らしていくために、良い人間関係等が構築され、日々の生活のなかで何かすべきことがあり、それなりに充実した生活を送れることも重要です。そのため、この領

域は次の4項目から構成されています。

### 【0301 項目】入所者が住まいの他に居場所を見つけるための支援

入所者が地域のなかで心地よく過ごせる場所等を見つけることを支援します。この項目ではこうした観点からコツが整理されています。

- 入所者の通院に同行する
- 入所者と一緒に地域を散策する（買い物や外食の同行を含む）
- "        地域清掃を行う
- "        地域のイベントに参加する
- 入所者が自身の意志で自由に外出・外泊ができるようにしておく

●この項目を実施する際の工夫

### 【0302 項目】入所者に友達をつくるための支援

日住（施設）内外での取組みを通して、入所者の友達づくりを支援します。この項目ではこうした観点からコツが整理されています。

- 日住（施設）のなかでイベント（サロンや食事会、パーティーなど）を開催する
- 複数人の入所者が一緒に外出する機会を設ける（買い物・外食など）
- 旅行等の外出イベントを行う
- 日住（施設）外も含めた当事者同士の交流を支援する（ピアサポートグループの立ち上げ、紹介など）

●この項目を実施する際の工夫

### 【0303 項目】入所者が生活の中に役割をもつための支援

日住（施設）内外での取組みを通して、入所者が役割を見つけることを支援します。この項目ではこうした観点からコツが整理されています。

- 入所者の希望や状況をアセスメントする
- 入所者の希望に基づく支援計画を作成する（支援計画には入所者自身の希望が記載されている）

- 自身の部屋を清潔に保つなど、入所者自身がすべきことはしてもらうよう促す
- 日住（施設）や運営法人内で仕事（役割）を切り出し、入所者に願う（無給）
- 入所者自身の住居ではない施設や運営法人内で仕事（役割）を切り出し、入所者に願う（有給）（このチェックボックスに☑がつけば、上の1要素（無給）にも☑がつく）

●この項目を実施する際の工夫

- ・ここでのアセスメントでは全国日常生活支援住居施設協議会が作成したアセスメントシートの使用を推奨します。
- ・自立支援の一環として、入所者自身が有給の仕事（役割）を見つけることは有効であると考えられます。ただ、入所者自身がお住まいの住居においてこれを行うわけではありません。
- ・また、有給の仕事（役割）を見つける際も、極端に低い給与で、入所者ご本人の意に沿わない仕事（有償ボランティア）をさせるわけではありません。

**【0304 項目】入所者の社会サービスとの接続と希望に叶う活動獲得の支援**

入所者が必要な社会資源（社会サービス）と繋がることを支援します。この項目ではこうした観点からコツが整理されています。

- 支援者が社会サービス等（活動系）についてある程度知っている  
（次の全てについて、多くの支援者がある程度知っている場合☑をする）
  - △ 介護保険法
  - △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
  - △ 刑務所出所者支援関係の制度
- 地域の社会サービス（活動系）をリスト化・マップ化しておく
- 入所者の相談に応じて、適切な社会サービス等（活動系）を紹介する
- 地域のソーシャルワーカー・ケアマネージャー等（社会サービスのつなぎ役）と連携する

●この項目を実施する際の工夫

- ・ここでの社会サービスとのつなぎ役には、ケースワーカー、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業、障害者総合支援法における相談支援専門員（相談支援事業所）や介護保険法における介護支援専門員（ケアマネージャー）などが想定されます。

**【04 領域】入所者が経済的に困らない状況になるための取組み**

入所者が地域で安心して暮らしていくために、まずは食事に困らない程度のお金を手元に残せることが必要で、この部分に大きな課題があり、支援の重要性が生じます。そのため、この領域は次の2項目から構成されています。



- △ その他 ( )
- 必要に応じて、社会サービスのつなぎ役と連携する  
(必要に応じて、次の人たちと連携できる場合はをする)
- △ ケースワーカー
- △ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業
- △ 障害者総合支援法における相談支援専門員 (相談支援事業所)
- △ 介護保険法における介護支援専門員 (ケアマネージャー)
- △ その他 ( )

●この項目を実施する際の工夫

**【この調査票の記入方法】**

発送 ( 年 月 日 )  
返送期限 ( 年 月 日 )

①

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
0101 全ての困った人が入所できる場所をつくる(日常生活支援住居施設をそのような場にするを含む) ●全ての困った人が入所できる住居をつくります。 <u>日常生活支援住居施設建設の機運を高める&lt;a&gt;</u> <input type="checkbox"/> 厚生労働省等に(日住に関する)説明・要望の機会をもつ (例えば、次のような内容を説明・要望している場合に <input checked="" type="checkbox"/> をする) △日住をつくるときに一定の補助金を出す仕組みづくりを要望する(ハード面の支援) △日住が生活保護受給者以外の困った人でも利用可能な制度になるよう、厚生労働省等に働きかけを行う <input type="checkbox"/> 対外的に日住の課題や成果を発信する <input type="checkbox"/> 必要であれば、地元の行政に対して適切な日住の運営(委託費の適切な執行)を要望する <u>日常生活支援住居施設を建設する&lt;b&gt;</u> <input type="checkbox"/> 個室を整備する <input type="checkbox"/> ケースワーカーが来られる(容易く様子を見に来られる)場所に日住を建設する <input type="checkbox"/> 買い物や通院等に大きな不便がない場所に日住を建設する(あるいは外出支援等でこの部分を補う) <input type="checkbox"/> 日住(施設)のなかに入所者が集まれる場所を確保する	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1~2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3~4 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 5~6 個を満たし、かつ <b>の全てを満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

②

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

①自己チェックシートでは、左側の全ての項目について、一つ一つ確認をし、にを入れて頂きます。その後、の個数に応じて右側の「評価・アンカーポイント」中の該当する数字に○印をつけます。

②また、項目によっては、当該項目をチェックする際の注意事項を記入しておりますので、チェックの前にお読みくださるようお願いいたします。

※お忙しい中、誠に恐縮でございますが、ご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
<p>0101 <b>すべての困った人が入所できる場所をつくる(日常生活支援住居施設をそのような場にするを含む)</b></p> <p>●全ての困った人が入所できる住居をつくります。  <u>日常生活支援住居施設建設の機運を高める&lt;a&gt;</u>  <input type="checkbox"/>厚生労働省等に(日住に関する)説明・要望の機会をもつ                      (例えば、次のような内容を説明・要望している場合に<input checked="" type="checkbox"/>をする)                      △日住をつくるときに一定の補助金を出す仕組みづくりを要望する(ハード面の支援)                      △日住が生活保護受給者以外の困った人でも利用可能な制度になるよう、厚生労働省等に働きかけを行う  <input type="checkbox"/>対外的に日住の課題や成果を発信する  <input type="checkbox"/>必要であれば、地元の行政に対して適切な日住の運営(委託費の適切な執行)を要望する  <u>日常生活支援住居施設を建設する&lt;b&gt;</u>  <input type="checkbox"/>個室を整備する  <input type="checkbox"/>ケースワーカーが来られる(容易く様子を見に来られる)場所に日住を建設する  <input type="checkbox"/>買い物や通院等に大きな不便がない場所に日住を建設する(あるいは外出支援等でこの部分を補う)  <input type="checkbox"/>日住(施設)のなかに入所者が集まれる場所を備える</p>	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1～2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3～4 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 5～6 個を満たし、かつ <b>の全てを満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※



チェック項目		評価・アンカーポイント				
		1	2	3	4	5
0102	<p><b>必要な人に日住を利用してもらうための取組み</b></p> <p>●必要な人にこの支援(仕組み)が届けられるよう、行政機関等関係者のこの支援(仕組み)を正しく理解してもらいます。</p> <p><input type="checkbox"/>日住(施設)を知ってもらうためのパンフレットを作成する</p> <p><input type="checkbox"/>自治体担当者等を訪問し、説明する</p> <p><input type="checkbox"/>〃 の視察を受け入れる</p> <p><input type="checkbox"/>日住(施設)について聞きたいという問い合わせに対応する</p> <p><input type="checkbox"/>厚生労働省等に働きかけ、自治体担当者等の視察・見学の促進を図る</p>	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1~2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 4 個を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
<p><b>支援者が入所者の気持ちを理解するための取組み</b></p> <p>●支援者が入所者の気持ちを理解するよう努めます。</p> <p><u>支援者を養成する(支援力の向上を図る①)&lt;a&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/>定期的に支援者を対象にした研修を実施する (例えば、次のようなテーマで研修を実施している場合<input checked="" type="checkbox"/>をする)</p> <p>△アンガーマネジメント △ソーシャル・スキル・トレーニング(SST) △障害特性の理解 △介護保険制度や障害者自立支援制度など、制度・サービスの理解 △その他( )</p> <p><input type="checkbox"/>管理者等は「日常生活支援住居施設管理職員等質向上研修」を受講している</p> <p><input type="checkbox"/>若手支援者がベテラン支援者の実践から直接学べる機会(OJT)を備える</p> <p><u>支援者の資格取得を支援する(支援力の向上を図る②)&lt;b&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/>支援者の多くは社会福祉主事任用資格を有している(社会福祉士等を有している場合は<input checked="" type="checkbox"/>になる)</p> <p><input type="checkbox"/>支援者の多くは伴走型支援士認定資格を有している</p> <p><u>日々の支援で行うべきこと&lt;b&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/>支援者が入所者とたくさん話をするように心がける(安否確認のみではなく、面談・相談の時間等をつくる)</p> <p><input type="checkbox"/>支援者同士で十分な情報共有を行う(勤務入れ替わり時の引継ぎやケース会議等の実施)</p> <p><input type="checkbox"/>入所者との間で「死後事務委任契約」を結ぶ(この契約を通して、入所者の想いを理解するように努める)</p>	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1～3 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 4～5 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 6～7 個を満たし、かつ <b>の全てを満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
0202 <b>支援者が日々適切な支援を実践するための取組み</b> ●入所者に対して適切な支援を実践します。 <input type="checkbox"/> 入所者の様々な行動の背景を考える <input type="checkbox"/> 入所者が行う様々な行動は、彼ら・彼女らの「個性」であると考え <input type="checkbox"/> 入所者支援に関するノウハウを整理し、それを共有する <input type="checkbox"/> いくつかの課題ごとに支援方法(対応方法)を整理し、マニュアル等を作成しておく <input type="checkbox"/> 医師や心理専門職等の専門家から支援者がアドバイス(コンサルテーション)を受ける機会を設ける <input type="checkbox"/> 全国日常生活支援住居施設協議会等、外部機関との連携関係がある(支援者を孤立させない)	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1～2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3～4 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 5 個を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

0301 <b>入所者が住まいの他に居場所を見つけるための支援</b> ●入所者が地域のなかで心地よく過ごせる場所等を見つけることを支援します。 <input type="checkbox"/> 入所者の通院に同行する <input type="checkbox"/> 入所者と一緒に地域を散策する(買い物や外食の同行を含む) <input type="checkbox"/> " 地域清掃を行う <input type="checkbox"/> " 地域のイベントに参加する <input type="checkbox"/> 入所者が自身の意志で自由に外出・外泊ができるようにしておく	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1～2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 4 個を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす
---	------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
0302 <b>入所者に友達をつくるための支援</b> ●日住(施設)内外での取組みを通して、入所者の友達づくりを支援します。 <input type="checkbox"/> 日住(施設)のなかでイベント(サロンや食事会、パーティーなど)を開催する <input type="checkbox"/> 複数人の入所者が一緒に外出する機会を設ける(買い物・外食など) <input type="checkbox"/> 旅行等の外出イベントを行う <input type="checkbox"/> 日住(施設)外も含めた当事者同士の交流を支援する(ピアサポートグループの立ち上げ、紹介など)	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3 個を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

0303 <b>入所者が生活の中に役割をもつための支援</b> ●日住(施設)内外での取組みを通して、入所者が役割を見つけることを支援します。 <input type="checkbox"/> 入所者の希望や状況をアセスメントする <input type="checkbox"/> 入所者の希望に基づく支援計画を作成する(支援計画には入所者自身の希望が記載されている) <input type="checkbox"/> 自身の部屋を清潔に保つなど、入所者自身がすべきことはしてもらうよう促す <input type="checkbox"/> 日住(施設)や運営法人内で仕事(役割)を切り出し、入所者にお願ひする(無給) <input type="checkbox"/> 入所者自身の住居ではない施設や運営法人内で仕事(役割)を切り出し、入所者にお願ひする(有給)(このチェックボックスに☑がつけば、上の1要素(無給)にも☑がつく)	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1 ~2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 4 個を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす
---	------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※自立支援の一環として、入所者自身が有給の仕事(役割)を見つけることは有効であると考えられます。ただ、入所者自身がお住まいの住居においてこれを行うわけではありません。

※有給の仕事(役割)を見つける際も、極端に低い給与で、入所者ご本人の意に沿わない仕事(有償ボランティア)をさせるわけではありません。

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
0304 <b>入所者の社会サービスとの接続と希望に叶う活動獲得の支援</b> ●入所者が必要な社会資源(社会サービス)と繋がることを支援します。 <input type="checkbox"/> 支援者が社会サービス等(活動系)についてある程度知っている (次の全てについて、ある程度知っている場合 <input checked="" type="checkbox"/> をする) △生活困窮者自立支援制度 △介護保険法 △障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) <input type="checkbox"/> 地域の社会サービス(活動系)をリスト化・マップ化しておく <input type="checkbox"/> 入所者の相談に応じて、適切な社会サービス等(活動系)を紹介する <input type="checkbox"/> 地域のソーシャルワーカー・ケアマネージャー等(社会サービスのつなぎ役)と連携する	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3 個を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
<p><b>入所者がある程度自分でお金のやりくりをできるようになるための支援</b></p> <p>●食事に困らないよう、入所者の金銭管理能力を高めます。</p> <p><u>支援内容の検討と合意&lt;a&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/>入所者と金銭管理支援の内容について話し合い、合意する(金銭管理委託契約を結び、支援計画に金銭管理支援の内容が記載される)</p> <p><u>具体的な金銭管理支援&lt;b&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて、必要な生活費を分割して手渡す支援を行う(例えば、週ごとなど)</p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて、一緒に買い物計画を立て、それを実行するなど、お金の使い方支援を行う</p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて、一緒に貯金の計画を立て、それを実行するなど、貯金の支援を行う</p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて、現金出納帳(家計簿・帳簿等)を作成し、入所者と一緒に確認したりする機会を設ける</p> <p><u>食事に困らないための支援&lt;c&gt;</u></p> <p><input type="checkbox"/>日住(施設)で食事提供の支援等(買い物動向等を含む)も行い、これもお金の使い方支援のひとつとして備える</p>	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1～2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3～4 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 5 個を満たすかつ<a>を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

チェック項目	評価・アンカーポイント				
	1	2	3	4	5
0402 <b>入所者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られるようになるための取組み</b> ●社会サービスを活用して金銭管理支援を行います。 □支援者が社会サービス等についてある程度知っている (次のうち、1つ以上をある程度知っている場合☑とする) △日常生活自立支援事業(実施主体は社会福祉協議会) △成年後見制度 △その他( ) □地域の社会サービス(金銭管理系)をリスト化・マップ化しておく □入所者の相談に応じて、適切な社会サービス等(金銭管理系)を紹介する(必要に応じて、次のものを紹介している場合☑とする) △日常生活自立支援事業(実施主体は社会福祉協議会) △成年後見制度 △その他( ) □必要に応じて、社会サービスのつなぎ役と連携する(必要に応じて、次の人たちと連携できる場合は☑をする) △ケースワーカー △生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業 △障害者総合支援法における相談支援専門員(相談支援事業所) △介護保険法における介護支援専門員(ケアマネージャー) △その他( )	示されたいずれのチェックボックスも満たさない	示されたチェックボックスのうち 1 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 2 個を満たす	示されたチェックボックスのうち 3 個を満たす	示されたチェックボックスの全てを満たす

【この項目をチェックするうえでの注意事項】

※

★施設の基本情報についてうかがいます。

問 1. 貴施設の定員と現在の入居者数はそれぞれ何人でしょうか。

定員	人	現在の入居者数	人
----	---	---------	---

問 2. 貴施設の人員配置(入居者:生活支援員)はどれが最も近いでしょうか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1) 15:1	2) 10:1	3) 7.5:1	4) 5:1
---------	---------	----------	--------

問 3. 次のうち、貴施設に該当する加算の対象はあるでしょうか。あてはまるもの全てに○をつけてください(○は区分の欄に記載された数字に記入をお願いします)。なお、あてはまるものがなければ無回答をお願いします。

区分	要件	
1	支援体制加算	①生活支援員の員数が常勤換算方法で入所定員を10で除した得た数以上である。 ②重点的要支援者に該当する入所者が全入所者の25%以上である。
2		①生活支援員の員数が常勤換算方法で入所定員を7.5で除した得た数以上である。 ②重点的要支援者に該当する入所者が全入所者の50%以上である。
3		①生活支援員の員数が常勤換算方法で入所定員を5で除した得た数以上である。 ②重点的要支援者に該当する入所者が全入所者の50%以上である。
4	宿直体制加算	①宿直勤務を行う職員を配置している。 ②重点的要支援者に該当する入所者が全入所者の50%以上である。

問 4. 次のうち、貴施設に該当する減算の対象はあるでしょうか。あてはまるもの全てに○をつけてください(○は区分の欄に記載された数字に記入をお願いします)。なお、あてはまるものがなければ無回答をお願いします。

区分	減算される場合
1 人員欠如の減算	日常生活支援住居施設の職員配置に人員欠如が生じ、省令が定める次の人員配置要件を満たさなくなった場合 ①省令第10条 ア 入所定員を15で除して得た数以上の生活支援員を配置しなければならない。 イ 生活支援員のうち次の人数は生活支援提供責任者としなければならない。 ・ 入所定員30人以下の場合には1人以上 ・ 入所定員30人を超える場合は、1に、30又はその端数を増すごとに1を加えて得た人数 ② 省令第11条 施設に専任の管理者(生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。)を置かなければならない。 ③ 省令第12条 ・ 管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ・ 生活支援提供責任者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない
2 不適切な個別支援計画の減算	個別支援計画の策定が適切に行われていない場合(例) ① 個別支援計画(原案)について実施機関と協議を行っていない、又は同意を得るよう努めていない。 ② 個別支援計画の内容について、入所者に説明していない、又は入所者の同意を得るよう努めていない。 ③ 6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。 ④ 個別支援計画が保管されていない。⑤ 生活支援提供責任者の要件を満たしていない者が個別支援計画を作成している。



●●にお住まいの皆様

公益財団法人パブリックリソース財団  
黒木明日丘・五十嵐航  
日本社会事業大学社会福祉学部  
新藤健太

## インタビュー調査ご協力のおねがい

時下、ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

このたび、●●にお住まいの皆様にとってどのような場であるのか、●●での暮らしは皆様にとどのような影響を与えているのか、などを明らかにすることを目的に次の調査を実施させていただきたく思います。

皆様のお役に立つ調査にしたいと思っておりますので、ご協力をいただけましたら幸いです。

### 1. 調査の時期

①令和●年●月●日(●)●時～●時の間

②令和●年●月●日(●)●時～●時の間

※おひとり様、おおよそ30分程度の調査です。①もしくは②のどちらかでご協力いただけましたら幸いです。

### 2. 調査の方法

・インタビュー調査(調査員数名がご訪問し、別紙のアンケートにもとづいて、あなたの思いや状況を直接お聞きする調査です)

### 3. 調査の内容

- ・●●での暮らしについて
  - ・地域での生活(楽しみなど)について
  - ・金銭管理など、お金のことについて
  - ・あなたご自身のことについて など
- ※答えづらい質問は無理にはお聞きしませんのでご安心ください。

### 4. 調査協力のお礼

・調査にご協力いただいた皆様には、少額で申し訳ないのですが、1000円分のクオカードをお渡しさせていただきます。

★是非、調査へのご協力をお願い申し上げます。

にゆうきよしやさま  
〇〇〇〇入居者様アンケート

**【アンケートの目的】**

- ・このアンケートは、入居者の皆様の現在の生活状況についてお聞きし、〇〇〇〇での支援をより良くしていくことを目的としています。
- ・アンケートへの回答は自由です(ご協力いただける方のみご回答ください)。

★まずは、あなたの〇〇〇〇での生活についておうかがいします。

問 1-1. あなたが〇〇〇〇に入居したのはいつ頃ですか？

ねん 年	がっころ 月頃
---------	------------

問 1-2. あなたはあなたが希望したような生活を送れていますか？次のなかからあてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1) 希望した生活を送れている    2) 少しは希望した生活を送れている    3) どちらともいえない  
4) 希望した生活はあまり送れていない    5) 希望した生活は全く送れていない

問 1-3. 支援者はあなたの気持ちを理解してくれていると思いますか？次のなかからあてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1) とても理解してくれている    2) 少しは理解してくれている    3) どちらともいえない  
4) あまり理解してくれていない    5) 全く理解してくれていない

★次に、あなたの生活状況についておうかがいします。

	〇〇〇〇入居前					現在(いまの状況)				
	まったくあてはまらなかった	あまりあてはまらなかった	どちらともいえなかった	すこしはあてはまった	とてもあてはまった	まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	すこしはあてはまる	とてもあてはまる
<p>※それぞれの質問について、〇〇〇〇入居前(左側の回答らん)と、現在(いまの状況)(右側の回答らん)の両方に回答してください。</p> <p>※それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。</p>										
問 2-1. 不安な時に話せる(相談できる)人がいる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 2-2. トラブル(困ったこと)が頻繁に起こる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

★次に、あなたの地域での生活状況についておうかがいします。

問 3-1. あなたは〇〇〇〇以外に居場所(地域で過ごす場所や用事など)がありますか？次のなかからあてはまるもの 1 つに〇をつけてください。

- 1) たくさんある    2) 少しはある    3) どちらともいえない    4) あまりない    5) 全くない

問 3-2. あなたは〇〇〇〇が提供するサロンなどの活動に参加していますか？次のなかからあてはまるもの 1 つに〇をつけてください。

- 1) よく参加している    2) 少しは参加している    3) どちらともいえない  
4) あまり参加していない    5) 全く参加していない

※それぞれの質問について、〇〇〇〇入居前(左側の回答らん)と、現在(いまの状況)(右側の回答らん)の両方に回答してください。 ※それぞれあてはまるもの 1 つに〇をつけてください。	〇〇〇〇入居前					現在(いまの状況)				
	まったくあてはまらなかった	あまりあてはまらなかった	どちらともいえなかった	すこしはあてはまった	とてもあてはまった	まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	すこしはあてはまる	とてもあてはまる
問 3-3. それなりに忙しく過ごしている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 3-4. 地域で過ごす場所や用事などがある(食事処など)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 3-5. 地域の人たちとのかわり(交流)がある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 3-6. 〇〇〇〇の内外に友達(仲の良い人)がいる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 3-7. 日中活動する場がある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 3-8. 社会(他者)から期待されているもの(こと)がある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 3-9. 社会(他者)に対して自分自身の役割を発揮している	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問 3-10. 社会福祉のサービスなどを利用している	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

★次に、あなたの金銭管理(お金の使い方)の状況についておうかがいします。

※それぞれの質問について、○ ○○○入居前(左側の回答らん) と、現在(いまの状況)(右側の 回答らん)の両方に回答してくだ さい。 ※それぞれあてはまるもの1つに ○をつけてください。	○○○○入居前					現在(いまの状況)				
	まったくあてはまらなかった	あまりあてはまらなかった	どちらともいえなかった	すこしはあてはまった	とてもあてはまった	まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともえない	すこしはあてはまる	とてもあてはまる
問4-1. 食事に困らない程度のお 金はもっている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問4-2. 自分自身でお金のやりく りができる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問4-3. 金銭管理を手伝ってくれ る人がいる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問4-4. 毎日の食事に困っていな い(食べれないことはない)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

★次に、あなたの人生(生き方)の状況についておうかがいします。

※それぞれの質問について、○ ○○○入居前(左側の回答らん) と、現在(いまの状況)(右側の 回答らん)の両方に回答してくだ さい。 ※それぞれあてはまるもの1つに ○をつけてください。	○○○○入居前					現在(いまの状況)				
	まったくあてはまらなかった	あまりあてはまらなかった	どちらともいえなかった	すこしはあてはまった	とてもあてはまった	まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともえない	すこしはあてはまる	とてもあてはまる
問5-1. 生きていて良かったと思 える	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問5-2. 何かしら生きづらい状況 がある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問5-3. 安心した生活ができる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
問5-4. 何かトラブルがあっても 解決することができる	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

<p>※それぞれの質問について、○○○○ 入居前(左側の回答らん)と、現在(いまの 状況)(右側の回答らん)の両方に回答してく ださい。 ※それぞれあてはまるもの1つに○をつけて ください。</p>	○○○○入居前				現在(いまの状況)			
	まったく なかった	あまり なかった	すこ しはあ った	よく あつた	ま ったく ない	あ まり ない	す こ しは あ る	よ く あ る
問 5-5. 孤独を感じることもある	1	2	3	4	1	2	3	4

★最後にあなた自身のことについておうかがいします(この部分は職員さんから聞き取り)。

問 6. あなたの年齢について、次のなかからあてはまるもの1つに○をつけてください。

1) 20代	2) 30代	3) 40代	4) 50代	5) 60代	6) 70代	7) 80代以上
--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------

問 7. あなたの性別について、次のなかからあてはまるもの1つに○をつけてください。

1) 男性	2) 女性
-------	-------

問 8. ご家族等はいらっしゃいますか？

1) いる	2) いない
-------	--------

問 9. あなたの措置元は○○○○がある地域と同じでしょうか。

1) 同じ	2) 違う
-------	-------

問 10. 問 9 で「2) 違う」と回答した方にお聞きします。あなたの措置元はどちらの地域でしょうか。

--

問 11. あなたご自身は次のなかで当てはまるものがあるでしょうか。あてはまるもの全てに○をつけてください

<p>1) 介護保険法の要支援者または要介護者 2) 障害者(身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている者) 3) 精神科病院から退院した者 (退院から3年以内) 4) 精神疾患により継続的に通院している者(自立支援医療費の支給 認定を受けている者) 5) 刑余者(矯正施設若しくは更生保護施設の退所等から3年以内) 6) その他これらと同等の支援が必要な者(保護の実施機関が認めた者)</p>
---

問 12. ○○○○以外に利用しているサービスはありますか？ 次のなかからあてはまるもの全てに○をつけてください。

<p>1) 生活保護 2) 生活困窮者自立支援制度(自立相談支援事業・住居確保給付金など) 3) 障害者総合支援法に基づくサービス 4) 介護保険法に基づくサービス 6) その他( )</p>
--

★★これでアンケートはおわりになります。ご協力、ありがとうございました★★

事業名	支援付住宅建設・人材育成事業
資金分配団体	公益財団法人パブリックリソース財団
実行団体	

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域		分野	課題	
			<input type="checkbox"/>	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
			<input checked="" type="checkbox"/>	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input checked="" type="checkbox"/>	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<input checked="" type="checkbox"/>	④働くことが困難な人への支援	
<input checked="" type="checkbox"/>	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援	
		<input type="checkbox"/>	⑥地域の働く場づくりの支援	
		<input checked="" type="checkbox"/>	⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット
1. 貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を
10. 人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障
11. 住み続けられるまちづくりを	11.1 2030年までに、全ての人々の、
17. パートナリーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パー

実施時期	2019年10月～ 2023年 3月	直接的対象グループ	日常生活支援住居施設	間接的対象グループ	同左入居者
対象地域	全国	人数	3か所	人数	30～90人

I. 団体の社会的役割

<p><b>(1) 団体の目的</b></p> <p>当財団のミッションは、「意志ある寄付で社会を変える」という革新的な寄付文化の醸成である。社会貢献を考える市民や企業と、効果的な活動を行うNPO、社会的企業を、寄付によってつなぎ、助成金、奨学金、表彰、人材育成、調査研究など様々な社会的事業を立案、実施することを通じ、所得の1%がソーシャルセクターで活用される社会の実現をビジョンに掲げ、活動している。</p>	175
<p><b>(2) 団体の概要・活動・業務</b></p> <p>寄付者の志をしっかりと聴くことを原点に、寄付金を活用した、助成事業の実施にあたっては、資金を提供するだけでなく、組織診断、メンター派遣、テクニカルアシスタンス、マネジメントコンサルティングなど各種の非資金的支援を併行して実施することで、インパクトを高めることを目指している。また成果評価にもSROIなど様々な手法で取り組み、寄付者に対して寄付の手ごたえを感じてもらうことを目指している。</p>	193

II. 事業の背景・課題

<p><b>(1) 社会課題</b></p> <p>無料低額宿泊所は社会福祉法に基づく困窮者向けの施設で、全国537か所、生活保護受給者等約1万5600人が暮らす。加えて無届施設も1,236か所あり、ホームレスだけでなく、低所得単身高齢者、障がい、精神疾患・認知症など地域や家族から孤立し、既存の福祉・医療から疎外された多様な人の居住の受け皿となっており、そのニーズは高い。他方、一部では悪質な「貧困ビジネス」化や、脆弱な住宅設備が問題となっている。</p>
<p><b>(2) 課題に対する行政等による既存の取組み状況</b></p> <p>現在、無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化(社会福祉法改正)と、良質な無料低額宿泊所において単独での居住が困難な人への日常生活支援を実施する基準の創設(生活保護法改正)が進められており、2020年4月より施行されることとなっている。規制強化に伴い、既存施設の改築、建替え等が迫られるものの、ハード整備に対する公的支援は極めて限定的なものにとどまっている。</p>
<p><b>(3) 休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義</b></p> <p>法律改正を機に、休眠預金により施設のハード整備を進め、制度のはざまから漏れ落ちている住宅難民に、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスを構築することは、今後の超高齢社会の住宅セーフティネットとして、緊急性、重要性が高い。また支援人材育成というソフト面での公的支援は皆無なので、休眠預金を活用して質の高い支援人材の育成を行い、悪質な貧困ビジネス化を防ぐ意義は高い。</p>



## Ⅲ. 事業設計:目標設定

(1)中長期アウトカム		指標			
支援地域において、居住が困難な人へのすまいの提供と日常生活支援が確保された地域になる(超高齢社会の住宅セイフティネットの実現)。入所者(受益者)が地域で安心して暮らすことができる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルの成立。</li> <li>・「住まい」と「生活支援」を同時提供する施設の全国における数</li> <li>・各施設における居住者数</li> <li>・各施設における支援人材の数</li> <li>・入所者(受益者)の満足度の高さ、割合</li> </ul>			
(2)短期アウトカム (資金的支援)		指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
(00)新築・改築・改修された無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設として運営されている		日常生活支援住居施設の居住者数	ゼロ	1か所あたり1~20人	2021~2022年
(00)新築・改築・改修された無料低額宿泊所において、入所者に寄り添った生活支援力を持つ人材が活動している		雇用されて、生活支援に従事する支援人材の数	ゼロ	3か所の施設で5~10人増	2021~2022年
(01)整備した支援付き住宅における入居者が、入居の本人が希望する生活を継続することができる		<p>定期的に入居者の希望を確認し支援計画が策定されている</p> <p>入所者が希望する生活が送れていると実感できている(入居者アンケート・ヒアリング調査)</p>	<p>計画なし</p> <p>希望した状態にない</p>	<p>半年毎に個別支援計画が見直されている</p> <p>5段階評価で4以上</p>	2023年2月まで
(02)入所者が孤立せず安心できる生活を送ることができる		<p>入居者が不安な時に、一人で抱えこまずに、話せる人がいる環境がある</p> <p>入居者の気持ちを理解してくれる支援者がいる環境がある</p> <p>入居者の様々な言動に寛容な支援者がいる環境がある</p> <p>(入居者アンケート・ヒアリング調査)</p>	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
(03)入所者が社会的つながりを感じ、何がしかの役割をもっていられる居場所が存在する		<p>入居者が施設の内外に居場所を見つけられている状態にある</p> <p>入居者が友人を持つことができる</p> <p>入居者が生活の中で何がしかの役割を担う環境がある</p> <p>入居者が必要とする・希望する社会サービスにつながる事ができている</p> <p>(入居者アンケート・ヒアリング調査)</p>	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで

(04)入所者が経済的に困らない状況にある	入居者が自立的に金銭管理ができるような支援を受けている、もしくは、入居者が社会サービスにつながり金銭管理の支援を得られている (職員ヒアリング、入居者アンケート・ヒアリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
<b>(2)短期アウトカム (非資金的支援)</b>	<b>指標</b>	<b>初期値/初期状態</b>	<b>目標値/目標状態</b>	<b>目標達成時期</b>
実行団体において「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルが構築される。	実行団体における収支状況	ゼロ	持続可能な収支状況が3団体において確立する	2023年2月まで
行政の「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルへの関心が高まる	厚労省担当の関心の高まり 自治体担当の関心の高まり	制度への誤解、理解が低い	改善	2023年2月まで

<b>(3)アウトプット(資金的支援)</b>	<b>指標</b>	<b>初期値/初期状態</b>	<b>目標値/目標状態</b>	<b>目標達成時期</b>
(0000)地域で様々な困難を抱えて住まいを失った人が入所することができる支援付き住宅がつけられる【日住をつくる取り組み】	施設数	ゼロ	3か所	2021～2022年
(0000)入居者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される。	生活支援力に関する研修参加者数	ゼロ	5～10人	2021～2022年
(0102)支援付き住宅を適切に運営することができる (行政からの指導をうけていない、採算性のとれる定員、困っている人たちが入居できる状態にある)	入居者数	ゼロ	定員に対して7割入居(採算が取れる状態)	2023年2月まで
(0201)入所者の気持ちを理解し寄り添える支援者が育成されており、かつ必要十分に配置されている	支援者数 支援者は気持ちを理解してくれているか (入居者アンケート・ヒアリング調査)	ゼロ 5段階評価	各施設の職員配置目標数 5段階評価で4以上	2023年2月まで
(0202)入所者の言動に寛容で適切な対応ができるだけの力量を持つ支援者が配置されている	研修を終了した支援者数	ゼロ	各施設の職員配置目標数	2023年2月まで



(0301)入所者が住まいの他に居場所を見つけられる支援がなされている	地域で過ごす場所や用事などがある(食事処等)地域の人たちとかかわり(交流など)がある(入居者アンケート・ヒアリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
(0302)入所者に友達ができる支援や環境となっている	入居している支援付き住宅の内外に友達や仲の良い人がいる(入居者アンケート・ヒアリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
(0303)入所者が生活の中に役割を持つ支援や環境となっている	日中活動する場がある社会や他者から期待されているもの、ことがある社会、他者に対して、入居者自身の役割を發揮していると感じられている(入居者アンケート・ヒアリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
(0304)入所者が必要とする社会サービスにつながり、入所者の希望に叶う活動を得られる支援が行われている	社会福祉のサービスなどを利用している(利用状況の確認、ヒアリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
(0401)入所者が自立的に金銭管理を行えるよう支援を受けている	入居者自身で自立的に金銭管理ができるよう支援を受けられている(職員ヒアリング、入居者アンケート・ヒアリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
(0403)入所者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる	入居者が自立的に行うことが難しい場合でも、金銭管理を行うための支援を受けられている(職員ヒアリング、入居者アンケート・ヒアリング調査)	入居前後の比較	入居前より改善していること	2023年2月まで
<b>(3)アウトプット(非資金的支援)</b>	<b>指標</b>	<b>初期値/初期状態</b>	<b>目標値/目標状態</b>	<b>目標達成時期</b>
(0101)実行団体において、無料低額宿泊所の新築、改築ないし改修計画が策定される。	適切かつ効果的な改築、改修計画	ゼロ	3か所の実行団体別新築、改築、改修計画	2020～2021年
(0102)実行団体において、休眠預金以外の資金調達計画ができる。	現実的な資金調達計画	ゼロ	3か所の実行団体別資金調達計画	2020～2021年
(0201)全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている	本事業の外部発信の媒体数、発信回数(シンポジウムの開催、動画配信、WEBや配布資料等を活用した発信)	ゼロ	数回	2023年2月まで
(0202)支援付き住宅のモデル事業を実行する上で見えてきた成果、現行制度の改善等について、適切なステークホルダーに対して発信、共有されている	自治体、行政等のステークホルダー向けの発信の回数 会合の回数  現行制度の課題や改善がわかりやすく整理したアドボカシー活動に活用される媒体が制作される	ゼロ	数回	2023年2月まで

## IV. 事業設計:具体的な活動

(1)活動(資金的支援)	時期
【アウトプット「地域で様々な困難を抱えて住まいを失った人が入所することができる支援付き住宅がつくられる」に対する活動】	
1-1. 受益者ニーズの量、質の確認	2020年度中
1-2. 受益者を含む関係者との建築、改築計画に関する合意形成	2020年度中
1-3. 受益者ニーズと物件のもつ制約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定	2020年度中
1-4. 資金計画の策定	2020年度中
1-5. 業者の選定	2020年度中
1-6. 工事の実施と必要に応じ計画の修正	2021年
1-7. 竣工検査	2022年
【アウトプット「入居者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される」に対する活動】	
2-1. 資金分配団体の提示する研修団体リストの中から、自団体にあった研修団体の選定	2020年度中
2-2. 研修派遣人材の人選、研修派遣中のローテーション計画の策定	2020年度中
2-3. 研修実施	2020年度、2021年度
2-4. 研修成果の組織内共有、自団体に即した吸収・消化	2021年度、2022年度
【アウトプット共通の活動】	
3-1. 全実行団体共通の支援付き住宅事業のロジックモデルの策定	
3-2. 全実行団体共通の支援付き住宅事業の指標設定、支援方針の策定 (専門アドバイザーとともに資金分配団体がリードして実施する)	2021年度、2022年度

(1)活動(非資金的支援)	時期
<p>【アウトプット「実行団体において、居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材が育成される」に対する活動】</p> <p>1.居住者に寄り添った生活支援力をもつ人材育成を行う研修団体リストの作成</p> <p>2.各研修団体との研修実施に関する協議、調整</p>	<p>2019年度</p> <p>2019年度</p>
<p>【アウトプット「実行団体において、無料低額宿泊所の改築、改修計画が策定される」に対する活動】</p> <p>1.実行団体において受益者ニーズと物件の成約を踏まえた現実的な改築、改修計画の策定に際し、プロセス管理と助言を行う。</p> <p>2.資金分配団体の建築計画に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする</p> <p>3.専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する。</p>	<p>2019年度～2020年度</p> <p>2020年度</p> <p>2020年度</p>
<p>【アウトプット「実行団体において、休眠預金以外の資金調達計画ができる」に対する活動】</p> <p>1. 実行団体における、改築、改修計画の実現のための資金調達計画の策定支援</p> <p>2. 資金分配団体の資金調達に関する専門アドバイザーとの協議をセッティングする。</p> <p>3. 専門アドバイザーによるアドバイスを踏まえた計画の決定、実行団体内合意を確認する。</p>	<p>2019～2020年度</p> <p>2020年度</p> <p>2020年度</p>
<p>【アウトプット「全国3か所で構築された質の高い支援付き住宅のモデル事業が外部に発信され、他団体や他地域、ステークホルダーに共有されている」に対する活動】</p> <p>1. 自治体や行政、他団体への事業の紹介、成果報告、制度改善提案などについて情報交換の場を設定し、実行する</p> <p>2. シンポジウムなどの開催</p> <p>3. 外部発信するための動画やパンフレットなどを制作し、配信・配布する</p>	<p>2022年度</p> <p>2022年度</p> <p>2022年度</p>
<p>【アウトプット「支援付き住宅のモデル事業を実行する上で見てきた成果、現行制度の改善等について、適切なステークホルダーに対して発信、共有されている」に対する活動】</p> <p>1. 自治体や行政、他団体への事業の紹介、成果報告、制度改善提案などについて情報交換の場を設定し、実行する</p> <p>2. 自治体や行政の担当者による現場訪問が行われる</p> <p>3. 事業の紹介、生活困窮者支援の問題の所在、制度改善提案などを整理した情報発信ツール(動画やパンフレット等)が制作される</p>	<p>2022年度</p> <p>2022年度</p> <p>2022年度</p>
<p>【すべてのアウトプットに共通する活動】</p> <p>1. 施設建設、人材育成の進捗管理(資金分配団体による非資金的支援)</p> <p>2. 中間評価(実行団体の自己評価)の支援(点検・検証)(資金分配団体が外部人材に委託)</p> <p>3. 事業終盤期</p> <p>①事後評価(実行団体の自己評価)の支援(点検・検証)(資金分配団体が外部人材に委託)</p> <p>②次の段階への展開の方向の設定支援(資金分配団体が実施)</p> <p>4. 事業終了後(2年後に実施)</p> <p>○事業成果追跡評価(実行団体の自己評価)の支援(点検・検証)(資金分配団体が実施)</p>	<p>5-1. 2019～2022年度</p> <p>5-2. 2021年度</p> <p>5-3. 2022年度</p> <p>5-4. 2025年</p>

IVインプット

インプット						
資金	①事業費 (自己資金含む)	内訳: 助成金等充当	管理的経費	②PO伴走支援活動費	③評価関連経費	
	¥219,333,160	¥180,150,000	¥39,183,160	¥26,848,964	¥10,701,000	
人材	内部: 合計8人(プログラム・オフィサー2人、担当理事2人、プログラムディレクター1人、データベース・広報担当1人、アシスタント1人、経理担当1人) 外部: 合計8人(資金調達アドバイザー1人、建設アドバイザー1人、評価アドバイザー3人、コンサルタント3人)					
資機材						
その他						

## 様式 3. 資金計画書

## 様式3-1: 調達の内訳

2021年7月付けで助成金 22,350,230 円を  
2020年度から2021年度に繰り越し。その際、  
2020年度計画を減額していないため、正しい  
助成金限度額は別紙2を参照すること。

申請事業名： 支援付住宅建設・人材育成事業

申請団体名： 公益財団法人パブリックリソース財団（東京都）

## 1. 事業費の調達

	2019年度*	2020年度*	2021年度	2022年度	合計（円）
A. 助成金申請額	3,312,267	50,819,440	133,433,853	20,017,240	207,582,800
B. 自己資金・民間資金	1,011,830	1,360,119	2,935,919	3,550,000	8,857,868
合計（A+B）	4,324,097	52,179,559	136,369,772	23,567,240	216,440,668
補助率（A/(A+B)）%	76.6%	97.4%	97.8%	84.9%	95.9%

\*2019年度に行う資金分配団体への助成金の支払いについて、2020年度分を含めて行います。

特例申請の有無 特例を希望される場合には、事業年度毎に希望する比率と理由及び根拠となる資料を別添資料としてお付けください。	希望する
--	------

## 2. 別枠C. プログラム・オフィサーの伴走支援の活動費

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計（円）
プログラム・オフィサーの伴走支援の活動費	2,046,665	7,347,988	6,765,759	10,688,552	26,848,964

## 3. 別枠D. 評価関連経費

	%	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計（円）
資金分配団体用	4.3%	-	2,905,000	34,255	5,979,745	8,919,000
実行団体用	2.5%		770,000	2,364,340	1,407,000	4,541,340
合計		0	3,675,000	2,398,595	7,386,745	13,460,340

## 4. 助成金の合計

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計（円）
合計（A+C+D）	5,358,932	61,842,428	142,598,207	38,092,537	247,892,104

注1) 様式3への記載方法は、「積算の手引き」に従って記述してください。

注2) 黄色セルは自動計算セルのため、入力不要です。

### 様式3. 資金計画書

#### 様式3-2:自己資金・民間資金（様式3-1のB)の明細

事業費の調達に占める自己資金又は民間資金について、その内訳を記載ください。

資金の種類	金額（円）	調達確度 （A:確定済、B:内諾 済、C:調整中、D:計 画段階）	備考 （調達時期等）
自己資金	1,011,830	A：確定済	
民間資金	0		
2019年度小計	<b>1,011,830</b>		
自己資金	1,360,119	A：確定済	
民間資金	0		
2020年度小計	<b>1,360,119</b>		
自己資金	2,935,919	A：確定済	
民間資金	0		
2021年度小計	<b>2,935,919</b>		
自己資金	3,550,000	B：内諾済	
民間資金	0		
2022年度小計	<b>3,550,000</b>		
<b>合計</b>	<b>8,857,868</b>		

注1) 黄色セルは自動計算セルのため、入力不要です。

注2) 行が足りない場合には適宜、行を挿入してご利用ください。



### 様式3. 資金計画書

様式3-3:事業費（様式3-1の A+B)の明細

#### (1) 事業費の支出明細

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計（円）
A. 助成金申請額	実行団体への助成等に充当される費用		41,850,000	126,630,976	11,340,000	<b>179,820,976</b>
	管理的経費	3,312,267	8,969,440	6,802,877	8,677,240	<b>27,761,824</b>
	管理的経費の割合	<b>100.0%</b>	<b>17.6%</b>	<b>5.1%</b>	<b>43.3%</b>	<b>15.0%</b>
B. 自己資金・民間資金	実行団体への助成等に充当される費用					<b>0</b>
	管理的経費	1,011,830	1,360,119	2,935,919	3,550,000	<b>8,857,868</b>
	管理的経費の割合	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
ERROR表示が出る場合は、助成金申請額に占める管理的経費が15%を超えていますので、管理的経費を見直してください。		<b>ERROR</b>	<b>ERROR</b>		<b>ERROR</b>	

14.9875%

#### (2) 実行団体への助成等に充当される費用の年度別概算

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計（円）
実行団体への助成等に充当される費用	0	41,850,000	126,630,976	11,340,000	179,820,976
事業費に占める割合	<b>0.0%</b>	<b>80.2%</b>	<b>92.9%</b>	<b>48.1%</b>	<b>83.1%</b>

注1) 黄色セルは自動計算セルのため、入力不要です。

様式 3. 資金計画書

様式3-4: 管理的経費の明細

(1) 管理的経費の年度別概算

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計 (円)
管理的経費	4,324,097	10,329,559	9,738,796	12,227,240	36,619,692

(2) 管理的経費の内訳

科目	金額	算出根拠 (計算式によりがたい場合は適宜自由記述にしてください)										
		項目	単価(円)	x	値	単位	x	値	単位	=	小計	按分根拠
役員報酬	480,000	役員報酬1	265,000	X	0.2	人	X	5	月	=	265,000	
		役員報酬2	215,000	X	0.2	人	X	5	月	=	215,000	
給料手当	1,405,500	事務職員給与	380,000	X	0.50	人	X	5	月	=	950,000	ディレクター38万円×0.5
		福利厚生費含む	333,000	X	0.20	人	X	5	月	=	333,000	データベース、広報担当33.3万円×0.1×2人
			245,000	X	0.10	人	X	5	月	=	122,500	経理担当24.5万円×0.1
臨時雇用費	645,000	臨時雇賃金	129,000	X	1	人	X	5	月	=	645,000	アシスタント月額258,000円×0.5=129,000
地代家賃	671,400		280	X	16,785		X	0.1	(6/42)月	=	671,400	2018年実績2,073,600円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用280円
水道光熱費	122,291		51	X	16,785		X	0.1	(6/42)月	=	122,291	2018年実績373,865円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用51円
リース代	422,023		176	X	16,785		X	0.1	(6/42)月	=	422,023	2018年実績1,302,385円(複合機、パソコン等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用176円
通信運搬費	577,884		241	X	16,785		X	0.1	(6/42)月	=	577,884	2018年実績1,782,978円(発送費、電話代等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用241円
2019年度小計	4,324,097											
役員報酬	672,000	役員報酬1	265,000	X	0.1	人	X	14	月	=	371,000	
		役員報酬2	215,000	X	0.1	人	X	14	月	=	301,000	
給料手当	4,001,400	事務職員給与	380,000	X	0.50	人	X	14	月	=	2,660,000	ディレクター38万円×0.5
		福利厚生費含む	333,000	X	0.20	人	X	14	月	=	932,400	データベース、広報担当33.3万円×0.1×2人
			245,000	X	0.10	人	X	14	月	=	343,000	経理担当24.5万円×0.1
			22,000	X	1.00	人	X	3	月	=	66,000	PO1人分の法定福利費・通勤手当
臨時雇用費	1,548,000	臨時雇賃金	129,000	X	1	人	X	12	月	=	1,548,000	アシスタント月額258,000円×0.5=129,000
委託費	1,400,000	資金調達アドバイザー	50,000	X	1	人	X	12	月	=	600,000	実行団体の資金調達に関し、POを専門的に補佐する。
		建設アドバイザー	100,000	X	1	人	X	8	月	=	800,000	実行団体の建物建設に関し、POを専門的に補佐する。
出張費	200,000	アドバイザー旅費	50,000	X	2	回	X	2	団体	=	200,000	
地代家賃	1,342,800		280	X	16,785		X	0.3	(12/42)月	=	1,342,800	2018年実績2,073,600円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用280円
水道光熱費	244,581		51	X	16,785		X	0.3	(12/42)月	=	244,581	2018年実績373,865円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用51円
リース代	844,046		176	X	16,785		X	0.3	(12/42)月	=	844,046	2018年実績1,302,385円(複合機、パソコン等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用176円
通信運搬費	76,731		16	X	16,785		X	0.3	(12/42)月	=	76,731	2018年実績116,995円(発送費、電話代等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用16円
2020年度小計	10,329,559											
役員報酬	660,000	役員報酬1	27,500	X	1.0	人	X	12	月	=	330,000	代表理事27.5万円×0.1
		役員報酬2	27,500	X	1.0	人	X	12	月	=	330,000	代表理事27.5万円×0.1
給料手当	3,761,460	事務職員給与	97,001	X	1.0	人	X	14	月	=	1,358,014	ディレクター38万円×0.4
		福利厚生費含む	31,230	X	2.0	人	X	14	月	=	874,440	データベース、広報担当33.3万円×0.1×2人
			28,783	X	1.0	人	X	14	月	=	402,962	経理担当24.5万円×0.1
			31,279	X	3.0	人	X	12	月	=	1,126,044	PO3人分の法定福利費・通勤手当
臨時雇用費	1,308,624	臨時雇賃金	109,052	X	1.0	人	X	12	月	=	1,308,624	アシスタント月額258,000円×0.5=129,000
出張費	78,400	アドバイザー旅費	0	X							外部専門家アドバイザー旅費	
		理事現状調査旅費	78,400	X	1	回	X				78,400	理事・役員による支援付き住宅市場の現状分析調査



科目	金額	算出根拠 (計算式によりがたい場合は適宜自由記述にしてください)										
		項目	単価(円)	x	値	単位	x	値	単位	=	小計	按分根拠
使用料	1,421,424	ITサーバー使用	118,452	X	12	月	X				1,421,424	ITサーバーや各種システムツール等の使用料
地代家賃	1,370,424		114,202	X	12	月	X				1,370,424	2018年実績2,073,600円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用280円
水道光熱費	281,496		23,458	X	12	月	X				281,496	2018年実績373,865円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用51円
リース代	670,428		55,869	X	12	月	X				670,428	2018年実績1,302,385円(複合機、パソコン等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用176円
通信運搬費	185,808		15,484	X	12	月	X				185,808	2018年実績116,995円(発送費、電話代等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用16円
雑費	732		61	X	12	月	X				732	振込手数料等
2021年度小計	9,738,796											
役員報酬	880,512	役員報酬1	36,688	X	1.0	人	X	12	月	=	440,256	代表理事27.5万円×0.1(7月から39.7万円)
		役員報酬2	36,688	X	1.0	人	X	12	月	=	440,256	代表理事27.5万円×0.1(7月から39.7万円)
給料手当	5,002,348	事務職員給与賞与	63,058	X	1.0	人	X	14	月	=	882,812	ディレクター38万円×0.5
		福利厚生費含む	35,218	X	2.0	人	X	14	月	=	986,104	データベース、広報担当33.3万円×0.1×2人
			67,267	X	2.0	人	X	14	月	=	1,883,476	経理担当24.5万円×0.1
		PO法定福利費	34,721	X	3.0	人	X	12	月	=	1,249,956	PO3人分の法定福利費・通勤手当
臨時雇用費	1,813,336	臨時雇賃金	64,762	X	2.0	人	X	14	月	=	1,813,336	アシスタント月額258,000円×0.5=129,000
委託費	1,800,000	資金調達アドバイザー	0	X								実行団体の資金調達に関し、POを専門的に補佐する。
		建設アドバイザー	0	X								実行団体の建物建設に関し、POを専門的に補佐する。
		経理業務委託	150,000	X	12	月					1,800,000	休眠預金における経理業務・精算作業の一部委託
出張費		アドバイザー旅費	0	X								
		理事現状調査旅費	0	X								理事・役員による支援助け住宅市場の現状分析調査
使用料	869,664	ITサーバー使用	72,472	X	12	月	X				869,664	ITサーバーや各種システムツール等の使用料
地代家賃	1,268,040		105,670	X	12	月	X				1,268,040	2018年実績2,073,600円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用280円
水道光熱費	181,572		15,131	X	12	月	X				181,572	2018年実績373,865円 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用51円
リース代	232,356		19,363	X	12	月	X				232,356	2018年実績1,302,385円(複合機、パソコン等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用176円
通信運搬費	173,412		14,451	X	12	月	X				173,412	2018年実績116,995円(発送費、電話代等) 昨年度助成金支払実績73,951,117円。 ⇒助成金1万円あたり費用16円⇒コロナによる増
雑費	6,000		500	X	12	月	X				6,000	振込手数料等
2022年度小計	12,227,240											
合計	36,619,692											

注1) 黄色セルは自動計算セルのため、入力不要です。

注2) 行が足りない場合には適宜、行を挿入してご利用ください。

注3) 使用する科目は申請団体の財務諸表で使用している経常費用科目をご使用下さい。

様式3. 資金計画書

様式3-5: C(様式3-1)の支出明細

(1) プログラム・オフィサーの伴走支援の活動費の年度別概算

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計 (円)
プログラム・オフィサーの伴走支援の活動費	2,046,665	7,347,988	6,765,759	10,688,552	26,848,964
うちプログラム・オフィサーの人件費	895,000	4,999,992	4,210,128	6,789,856	16,894,976
うちその他の活動費	1,151,665	2,347,996	2,555,631	3,898,696	9,953,988

(2) プログラム・オフィサーの伴走支援の活動費の内訳

科目	金額	算出根拠 (計算式によりがたい場合は適宜自由記述にしてください)										備考
		項目	単価(円)	x	値	単位	x	値	単位	=	小計	
<b>人件費</b>												
給料手当	895,000	PO給与・賞与	179,000	X	5	月	X				895,000	2名のPOが担当し、協力して作業にあたる
<b>その他の活動費</b>												
出張費	36,000	PO・アシスタント旅費	3,000	X	3	人	X	4	カ月	=	36,000	
印刷製本費	40,000	パンフレット印刷	40,000		1	式					40,000	1000部
通信運搬費	60,000	パンフレット発送	200	X	50	箇所					10,000	
		WIFI契約	5,000	X	2	人	X	5	月	=	50,000	PO2人分
什器備品費	41,665	パソコン購入	8,333	X	1	台	X	5	月	=	41,665	30万円の機種を3年間分割払いとして、1か月あたり8,333円
支払保険料	20,000	パソコン保険料	4,000	X	1	式	X	5	月	=	20,000	
委託費	540,000	資金調達アドバイザー	50,000	X	1	式	X	3	月	=	150,000	公募要領作成(資金面)に関し、プログラムオフィサーを専門的に補佐す
		建設アドバイザー	130,000	X	1	式	X	3	月	=	390,000	公募要領作成(建築面)に関し、プログラムオフィサーを専門的に補佐す
消耗品費	300,000	PC関連用品	50,000	X	1	式	X	4	月	=	200,000	
		デスクチェア	25,000	X	4	脚	X				100,000	
雑費	114,000	その他経費	28,500	X	4	カ月	X				114,000	
2019年度小計	2,046,665											
<b>人件費</b>												
給料手当	4,999,992	PO給与・賞与	416,666	X	12	月	X				4,999,992	3名のPOが担当し、協力して作業にあたる
<b>その他の活動費</b>												
委託費	300,000	ロジックモデル	100,000	X	1	式	X	3	団体	=	300,000	
		評価支援	0	X	1	式	X	3	団体	=		
出張費	1,278,000	団体訪問	50,000	X	7	回	X	3	団体	=	1,050,000	ロジックモデル、評価支援各2回、事務局訪問4回
		審査員旅費	30,000	X	2		X	1	回	=	60,000	
		実行団体旅費	30,000	X	2	団体	X	1	回	=	60,000	
		PO・アシスタント旅費	3,000	X	3	人	X	12	カ月	=	108,000	
諸謝金	150,000	審査委員会	30,000	X	5	人	X	1	回	=	150,000	

科目	金額	算出根拠（計算式によりがたい場合は適宜自由記述にしてください）										
		項目	単価(円)	x	値	単位	x	値	単位	=	小計	備考
会議費	90,000	審査委員会	30,000	X	1	回					30,000	
		研修実施団体打合せ	5,000	X	6	回	X				30,000	
		外部コンサルタント打ち合わせ	5,000	X	2	回	X	3	団体	=	30,000	
研究費	100,000	研修費を含む	50,000	X	2	人					100,000	
通信運搬費	120,000	WIFI契約	5,000	X	2	人	X	12	月	=	120,000	
什器備品費	99,996	パソコン購入	8,333	X	1	台	X	12	月		99,996	30万円の機種を3年間分割払いとして、1か月あたり8,333円
支払保険料	48,000	パソコン保険料	4,000	X	1	式	X	12	月	=	48,000	
消耗品費	42,000	PC関連用品	3,500	X	12	月					42,000	
雑費	120,000	その他	10,000	X	12	月	X				120,000	
2020年度小計	7,347,988											
人件費												
	4,210,128	PO給与・賞与	116,948	X	3	人	X	12	月	=	4,210,128	3名のPOが担当し、協力して作業にあたる
		PO給与賞与（繰越分）	0	X								
その他の活動費												
委託費	1,282,500	評価支援	0	X								中間評価に向けたデータ収集、分析支援
		資金調達アドバイザー委託	600,000		1	人		2	団体	=	1,200,000	資金調達専門家アドバイザーの伴走支援委託
		ITシステム活用委託料	16,500	X	5	月	X				82,500	ITシステムやセールスフォースデータ等の管理・活用等
出張費	322,298	団体訪問	36,045	X	3	団体	X	2	回	=	216,270	伴走支援、新築住宅視察等
		専門家アドバイザー旅費	26,507	X	2	団体	X	2	回	=	106,028	専門家アドバイザーの実行団体訪問に係る旅費
		PO・アシスタント旅費	0	X								各種手続きに伴う近隣交通費
諸謝金	180,000	審査委員会	30,000	X	5	人	X	1	回	=	150,000	継続審査委員会
		専門家アドバイザー謝金	30,000	X	1	人	X	1	回	=	30,000	建設専門家アドバイザーの新築住宅視察に係る謝礼
会議費		審査委員会	0	X								
		研修実施団体打合せ	0	X								
		外部コンサル打合せ	0	X								
研究費		研修費を含む	0	X								
通信運搬費	290,040	WIFI・モバイル通信料	24,170	X	12	月	X				290,040	
使用料	117,960	ITシステム等使用料	9,830	X	12	月	X				117,960	PO業務に用いるITシステムや各種ツールの使用料等
		精算システム等利用料	0	X								休眠経費の精算に用いるシステム使用料
什器備品費	249,925	パソコン購入	249,925	X	1	台	X				249,925	2019年度に購入したPCの残金一括支払い
支払保険料	50,400	パソコン保険料	4,200	X	1	式	X	12	月	=	50,400	
消耗品費	55,632	PC関連用品等	4,636	X	12	月					55,632	
		ノートパソコン	0	X								
雑費	6,876	その他	573	X	12	カ月	X				6,876	振込手数料等
2021年度小計	6,765,759											
人件費												
	6,789,856	PO給与・賞与	174,184	X	3	人	X	12	月	=	6,270,624	3名のPOが担当し、協力して作業にあたる
		PO給与賞与（繰越分）	519,232	X							519,232	
その他の活動費												
委託費	2,000,000	広報・PRコンサル委託	700,000	X	1	人	X				700,000	支援付き住宅の取組みや課題を社会に発信する支援業務
		資金調達アドバイザー委託	525,000		1	人		2	団体	=	1,050,000	資金調達専門家アドバイザーの伴走支援委託
		ITシステム活用委託料	50,000	X	5	月	X				250,000	ITシステムやセールスフォースデータ等の管理・活用等

科目	金額	算出根拠（計算式によりがたい場合は適宜自由記述にしてください）										
		項目	単価(円)	x	値	単位	x	値	単位	=	小計	備考
出張費	498,000	団体訪問	30,000	X	3	回	X	3	団体	=	270,000	伴走支援、新築住宅視察等
		審査員旅費	30,000	X	2	人	X	1	回	=	60,000	審査委員の住宅視察に係る旅費
		専門家アドバイザー旅費	30,000	X	2	団体	X	2	回	=	120,000	専門家アドバイザーの実行団体訪問に係る旅費
		PO・アシスタント旅費	2,000	X	2	人	X	12	カ月	=	48,000	各種手続きに伴う近隣交通費
諸謝金	180,000	審査委員会	30,000	X	5	人	X	1	回	=	150,000	継続審査委員会
		建築専門家謝金	30,000	X	1	人	X			=	30,000	実行団体の住宅完成後の視察確認
会議費	50,000	審査委員会	20,000	X	1	回	X			=	20,000	継続審査委員会
		フォーラム実施会場	30,000	X	1	回	X			=	30,000	事業成果報告、シンポジウム開催
研究費	0	研修費を含む	0	X								
通信運搬費	300,000	WiFi契約	12,000	X	2	人	X	12	月	=	288,000	
		切手代	1,000	X	12	月	X			=	12,000	
使用料	600,000	ITシステム等使用料	10,000	X	12	月	X			=	120,000	伴走支援に用いるITシステムや各種ツールの使用料等
		精算システム等利用料	40,000	X	12	月	X			=	480,000	休眠経費の精算に用いるシステム使用料
支払保険料	50,400	パソコン保険料	4,200	X	1	式	X	12	月	=	50,400	
消耗品費	208,296	ノートパソコン	93,240	X	1	台				=	93,240	
		その他消耗品	115,056	X						=	115,056	
雑費	12,000	その他	1,000	X	12	カ月	X			=	12,000	振込手数料等
2022年度小計	10,688,552											
人件費の合計	16,894,976											
その他の活動費の合計	9,953,988											

注1) 黄色セルは自動計算セルのため、入力不要です。

注2) 行が足りない場合には適宜、行を挿入してご利用ください。

注3) 使用する科目は申請団体の財務諸表で使用している経常費用科目をご使用下さい。





科目	金額	算出根拠（計算式によりがたい場合は適宜自由記述にしてください）										
		項目	単価(円)	x	値	単位	x	値	単位	=	小計	備考
消耗品費		事務用品等	0	X								
雑費	1,444	振込手数料等	1,444	X							1,444	
2021年度小計	34,255											
委託費	3,204,000	評価コンサル委託	1,800,000	X	1	人	X				1,800,000	最終評価に向けた設計・アドバイス等の委託
		アドボカシー活動委託	84,000	X	5	ヶ月	X				420,000	本事業の社会課題に関するアドボカシー・ロビーイング活動
		フォーラム開催委託	984,000	X	1	回	X				984,000	実行団体の取組みや成果・課題を発信するイベント開催
会議費	12,000	ロジックモデル作成	12,000	X	1	回	X				12,000	
諸謝金	146,800	評価アシスタント謝金	20,000	X	5	回	X				100,000	ふるさとの会1回、抱樸2回、ワンファミリー仙台2回
		ヒアリング対象者御礼	1,040	X	45	人	X				46,800	ふるさとの会16人、抱樸20人、ワンファミリー仙台9人
出張費	840,000	評価活動現地訪問	60,000	X	4	回	X	3	団体	=	720,000	
		評価アシスタント旅費	60,000	X	2	回	X				120,000	抱樸2日、ワンファミリー仙台2日
印刷製本費	1,520,000	最終評価報告書作成	720,000	X	1	式	X				720,000	
		パンフレット作成	800,000	X	1	式	X				800,000	
通信運搬費	10,000	モバイルwifi	5,000	X							5,000	
		切手代	1,000	X							1,000	
		送料	4,000	X							4,000	
研究費	50,000	文献調査費	50,000	X							50,000	専門書や文献データの購入・研究等
消耗品費	184,945	オンライン映像発信器機	96,781	X	1	台	X				96,781	
		事務用品等	88,164	X							88,164	
雑費	12,000	振込手数料等	1,000	X	12	月	X				12,000	
2022年度小計	5,979,745											
合計	8,919,000											

注1) 黄色セルは自動計算セルのため、入力不要です。

注2) 行が足りない場合には適宜、行を挿入してご利用ください。

注3) 使用する科目は申請団体の財務諸表で使用している経常費用科目をご使用下さい。

休眠預金等活用法に基づくソーシャルビジネス形成支援事業

## 支援付き住宅建設・人材育成事業

～生活困窮者のための安心できる支援付住宅の建設と支援人材の育成～

### 応募要項

応募締切：2020年5月29日（金）まで

公益財団法人パブリックリソース財団

※本応募要項は「支援付き住宅建設・人材育成事業」に特化した内容を掲載しており、休眠預金制度の助成全般に係る規定や注意事項等は、別紙「実行団体公募要領」をご参照ください。

## 1 はじめに

パブリックリソース財団は、休眠預金等活用法に基づく、休眠預金を活用した民間公益活動の促進の一環として、生活困窮者や様々な理由から地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい人を対象に、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデル構築を支援することで、超高齢社会の住宅セイフティネットの構築を目指す「支援付き住宅建設・人材育成事業」を開始します。

現在、生活保護受給者のほか、低所得のひとり親世帯や単身高齢者、障がい者、精神疾患・認知症など複合的な課題を抱える生活困窮者が、地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい状態にある「住宅難民」が増加しています。

一方で、社会福祉法に基づく困窮者向けの施設である無料低額宿泊所は、全国に 537 か所（2015 年 6 月現在）あり、生活保護受給者など約 1 万 5600 人が暮らしています。無届の法的位置づけのない施設も 1,236 か所あるとされ、行き場を失った人々の居住の受け皿となっています。

しかし、そうした施設の一部では、生活保護受給者を囲い込んで収入源とする悪質な「貧困ビジネス」が問題となっています。

2018 年の社会福祉法改正により、無料定額宿泊所の規制強化が図られ、既存施設の改修・建替え等が迫られるものの、ハード整備に対する公的支援は極めて限定的なものにとどまっています。

政府が進める制度改革を活用しつつ、社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組みづくりが急務となっています。

本事業では、こうした社会背景と課題を踏まえ、2020 年 4 月から政府が実施する予定の「貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援」制度を活用し、無料低額宿泊所の新基準に対応する改修・建替え費用を助成すると同時に、質の高い生活支援人材の育成を通じ、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデルの構築を支援します。



## 2 本事業の目的

本事業は、生活保護受給者のほか、低所得の単身高齢者、障害者、精神疾患・認知症など地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい人に対し、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するビジネスモデルを確立することを目的とします。そのために、以下の側面から支援を行います。（※助成全体像は本要項 P8 の「図1」のとおり）

### （1）資金助成

①居住施設の整備（改修・建替え・新規建設）に要する費用、②生活支援にあたる人材育成の費用を助成します。また助成金額の5.4%以内を上限に、事業評価にかかる費用を別枠で助成します。

### （2）非資金的支援

#### ①専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

建築専門家アドバイザーや資金調達専門家アドバイザーを派遣し、事業の円滑な実施と成果の実現を支援します。

#### ②企業の現物寄付による支援

実行団体のニーズに応じ、居住施設の設備や機材の調達に関し、企業の現物寄付の推進を支援します。

#### ③事業評価支援

実行団体が行う自己評価の実施にあたり、評価専門家を派遣して、アドバイスを行います。

## 3 本事業の成果目標

短期的には、3年間の事業終了時に、良質な日常生活支援住居施設のモデル施設が全国で3か所誕生し、質の高い生活支援人材を養成、確保し、ビジネスモデルを確立することを成果目標とします。

中期的には、「住まい」と「生活支援」を同時提供するビジネスモデルを成立させ、各施設が毎年10～30人の入居者に、安心できる生活拠点を提供していくことを成果目標とします。

長期的には、同様のモデルが全国に波及していき、超高齢社会の住宅セイフティネットが構築されると同時に、入居者本人が望む生活や本人の意思決定を尊重する支援、生活介助や支え合いの仕組みの構築、地域コミュニティにおける関係づくりなどを通じ、入居者が生きづらさや不安定さを軽減させ、安心して住めるようになることを成果目標として目指します。

#### 4 本事業の助成対象について

(1) 助成対象団体：**3団体**を想定

(2) 助成対象地域：**全国**

#### 5 実行団体の要件

(1) 生活困窮者に対して宿泊場所を提供し、日常生活支援を付随して行ってきた**実績が**  
**3年以上**ある団体

(2) 次にあげる法人格を持つ**非営利組織の団体**（NPO 法人、社会福祉法人、社団・財団法人など）

(3) 本事業を担当する有給職員が**1名以上**いること

(4) 整備する住宅や土地について、具体的な**想定プラン**が既にあること

(5) 建物や土地の所有者が実行団体と異なる場合は、賃貸借契約の期間を**最低 10 年以上**結ぶこと  
※行政の制度上の大きな変化やオーナーとの手続き上問題のない限り、本事業を 10 年以上  
継続することを前提としています。

#### 【施設整備上の留意事項】

住宅の新築・改修工事にあたっては、関連法令（建築基準法、消防法、社会福祉法、生活保護法等）、及び整備地域の条例に基づき、実行団体が自ら関連機関等に確認の上、実行団体自身が責任をもって遵守してください。またこれら関連法令等に基づき必要となる申請手続き、関連法令等に求められる設置設備の設置等については、実行団体の責任において実施してください。

本助成事業としての採択通知は、関連法令に基づく許認可等ではありませんので、ご注意ください。なお、これらの申請手続きや設備設置に係る費用については、助成対象経費とすることができます。

#### 【申請対象外となるケースについて】

- ・ 同一の事業テーマで、同時期に複数の資金分配団体に申請することはできません。
- ・ 今回申請する事業費について、国や地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を含む）を受けている場合は、助成対象外となります。
- ・ 実行団体の要件に関しては、「実行団体公募要領 P5、P7」もご覧ください。

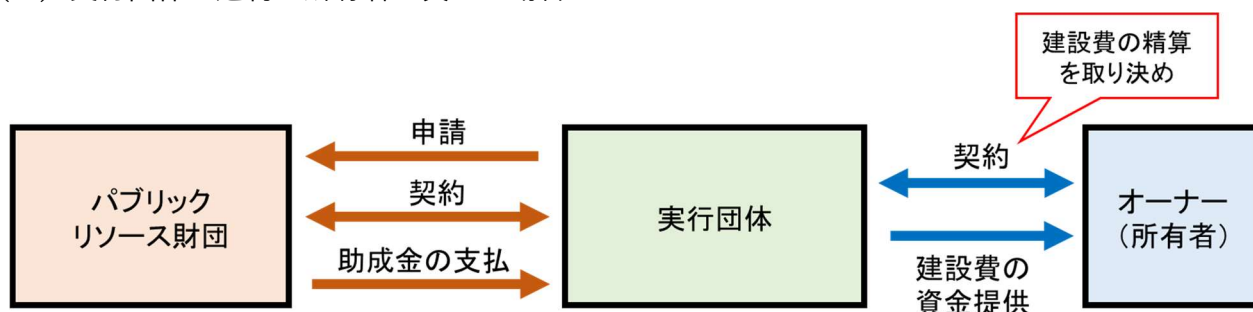
## 6 助成対象者と実施体制

本助成事業における助成対象者と実施体制のイメージは、以下のようになります。  
実行団体が必要に応じて、第三者（不動産事業者等）に業務の一部を委託することも可能です。  
また、その場合の経費も助成対象となります。

### (1) 実行団体と建物の所有者が同一の場合



### (2) 実行団体と建物の所有者が異なる場合



※この場合、助成金を受ける者は実行団体です。実行団体は当助成金を原資に、オーナーに対して建設費の資金提供をしてください。また、実行団体とオーナーとの間で必ず契約を結び、施設整備内容と資金提供に関する取り決めを行い、建設費の精算を行ってください。

## 7 資金助成の内容

### (1) 資金助成メニュー

#### ①施設整備費

社会福祉法改正後の最低基準等に対応するための施設改修や建て替え、新築に要する費用に対して 4,500万円 を上限に助成します。

#### ②日常生活支援を行う人材の育成費

良質な日常生活支援を行う人材の育成のために、基礎的・先駆的な研修を受けるための受講料やその他資格認定研修の受講料（※）、旅費、会議や連絡等を行うための費用、及びその人材育成を行う担当職員の人件費について、1年あたり上限 350万円 の助成を行います。

(※) 良質な日常生活支援を行う人材育成のために、基礎的・先駆的な外部研修の受講を推奨します。また、必要に応じて、社会福祉主事の任用資格や全社協施設長の資格の認定、その他資格を受けるための研修等の受講費用も助成対象としますので、(様式 1-1) 応募用紙の中の 1-1.(4)③育成計画において、外部研修受講計画も盛り込んでください。なお、採択後に実行団体に対して、必要に応じて事務局から外部研修に関する情報を提供させていただきます。

#### <本事業の補助率は 80%以内とします>

- ・本事業では、実行団体の総事業費の 80%以内を助成金として資金支援します。総事業費のうち残り 20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。
- ・ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的に自己負担分を減じることを検討します。しかし、3年目には補助率を原則である 80%以下にさせていただきます。
- ・特別な理由により補助率が 80%を超える年度については、「(様式 9)自己資金に関する申請書」を提出してください。(本要項 12.(2)応募書類 P10 を参照)

#### (2) 助成期間

初年度は 2020 年 10 月 (契約締結日以降) ~2021 年 3 月末まで

2 年目は 2021 年 4 月 1 日~2022 年 3 月末まで

3 年目は 2022 年 4 月 1 日~2023 年 3 月末まで

#### (3) 助成金支払い時期

原則として、半年ごとに前払いで支払い、事業終了後に精算して助成額を確定します。

詳細な資金提供スケジュールは、別紙「助成スケジュール表」をご参照ください。

#### 【2020 年度の助成金の上限について】

採択団体には各年度ごとに助成対象事業費の 80%を助成しますが、2020 年度に限り提供できる助成金額に上限があります。2020 年度の助成金は、施設整備費・人材育成費を合わせて、1 団体あたり 2020 万円が上限となります。

資金計画を作成する際には、支払い時期を後ろ倒しにするなど、上限に留意して作成してください。(※詳細はホームページに掲載している FAQ をご覧ください。)

#### (4) 助成対象経費

助成金の対象となる事業費は、下記の事例を想定しています。その他、事業実施に直接必要な経費として認められるものが対象となります。

事業費の費目は、実行団体が通常使用している勘定科目を使って申請してください。

##### ① 施設改修費

施設整備費	施設の改修、建て替え、新築費用
備品費	施設備品、家具、電気機器類、事務機器類
委託費	各種調査や実施設計・監理業務の委託費 (検査済証を取得するための委託費等を含む)
手数料	確認申請等を行う際の支払い手数料
仕入・材料費	改修等に必要の原材料、資材、部品等の購入費用

##### ② 人材育成費

人件費	人材育成を担当する職員の人件費
報償費	講師、専門家、外部協力者、個人等に対する謝金
教育・研修費	人材育成・研修参加費など
旅費・交通費	交通費、宿泊費等、送迎時の費用を含む
会議費	会議開催費
備品費	オフィス器具・電気機器類、事務機器類
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代等
委託費	各種調査や育成業務の委託費
仕入・材料費	育成事業に必要な原材料、副資材、部品等の購入費用

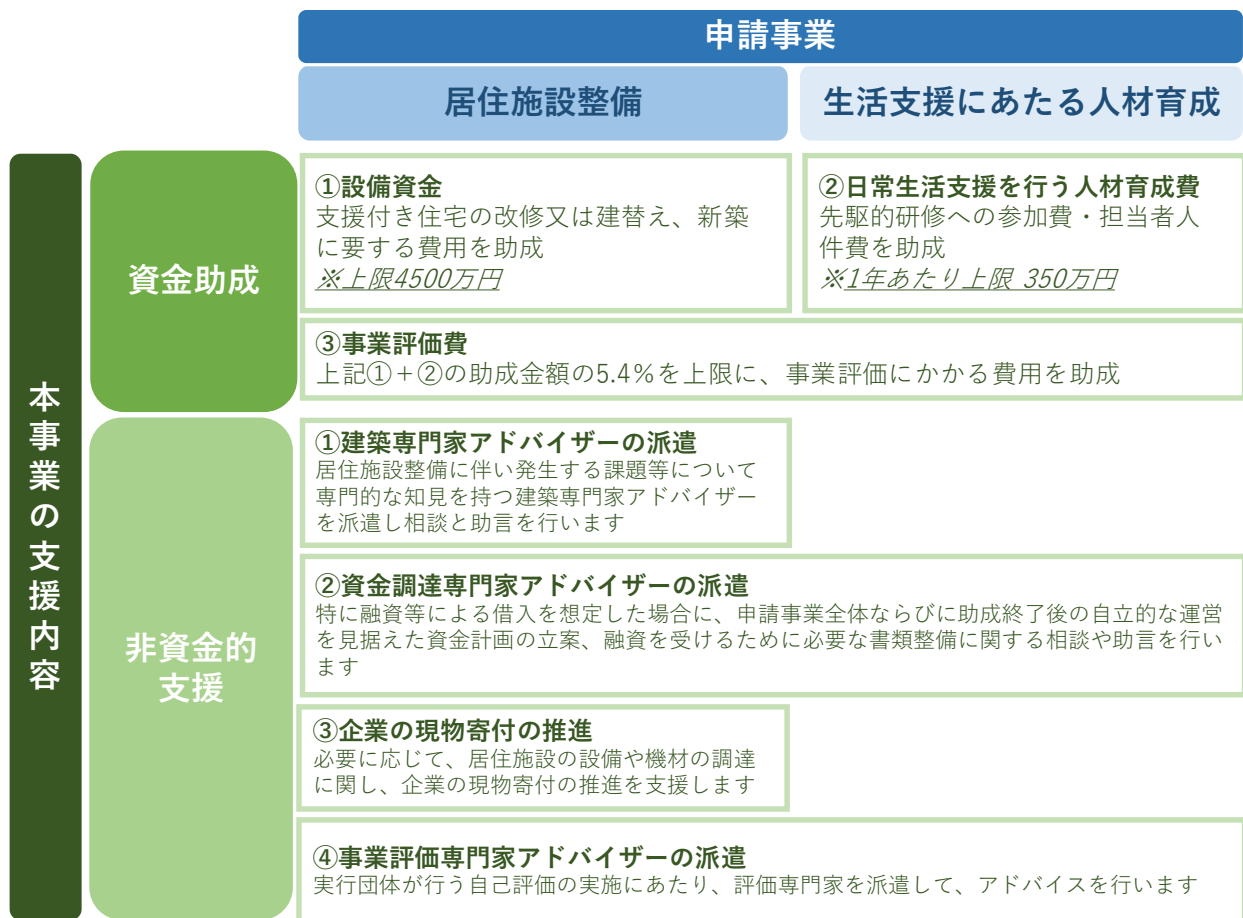
#### 【注意事項（対象外経費等）】

- ・ 土地取得費用、資本金、敷金、保証金、保険金等は助成対象外となります。
- ・ 住宅の一般的な維持管理・運営にかかる費用（管理的経費）は対象外となります。
- ・ 人件費は、1人25万円/月を上限とした12カ月以内の給与を対象とします。  
上限を超える給与・賞与は各組織の自己負担とします。社会保険の団体負担分も対象外です。
- ・ 通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料は対象外です。
- ・ ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車等の特別料金、会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの、個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等は対象外です。
- ・ 上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合などは事前にご相談ください。（別紙公募要領 P8～9 参照）

8 非資金的支援の内容（※以下の費用は助成金額には含みません。）

- ① 専門家アドバイザーによる民間資金の調達や、建設面での建築設計に関する相談や助言
- ② 生活支援人材の育成に関して、先駆的研修を提供している団体の情報提供及び研修機会の提供
- ③ 実行団体からの要望に応じて、住宅施設の設備や機材の調達に関し、弊財団が企業からの現物寄付の推進を支援します。
- ④ 助成終了後の展開の方向性のアドバイス

図1 本助成事業による支援内容について



9 事業評価の内容

本事業では、事業・プロジェクトのロジックモデル策定・成果指標の設定を行い、それをもとに、実行団体は、以下の自己評価を行います。評価にかかる費用は助成金には含まれません。別途助成金額の5.4%以内の使用を目途に計画を立案していただきます。

なお、評価は実行団体が主体となり実施しますが、弊財団も側面的支援を行います。詳細は助成団体決定後に、採択団体と個別に調整し、決定します。

- ①事前評価：事業開始前にロジックモデルの策定、実施計画の策定を行い、事業の精緻化をはかり、今後の事業の進捗管理に活用します。同時に継続的にデータ収集可能なアウトプット指標、アウトカム指標を設定し、評価計画を設計します。
- ②中間評価：予算・人材・方法の投入が適切に行われているか、事業は適切に進捗しているか、アウトプットが出ているか、アウトプット目標の達成状況、事業実施を通じて学びはあるか等を把握し、プロセス分析を行い、事業の見直しの必要性について検討を加え、事業終了時のアウトカムの拡大を目指します。
- ③事後評価：事業を通じアウトカムが発現しているか、事業が効率的に遂行されたかを中心に、分析します。また当初の想定外で発生した波及効果についても、把握します。
- ④追跡評価：事業終了後、日常生活支援が安定的に供給される可能性を分析するほか、生活困窮者の生活環境の変化を抽出し、成功要因の分析を行い、今後の事業の改善、展開拡大につなげます。

## 10 選考について

### (1) 審査方法

第三者の専門家による審査会を設置し、書面による審査を行います。

※審査に先立ち、必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

### (2) 選考結果の通知

全応募団体に書面にて選考結果を通知します。

## 11 選考基準

審査基準としては以下（①～③）の視点で審査を行います。

### ① 実行団体としての適格性

- これまで実施してきた「住まいの提供事業」や「生活支援」の実績は、ニーズに基づく十分な質を保った内容であるか
- ソーシャルビジネスとして運営されている組織であり、信頼できる組織であるか

### ② 本事業の目的に沿っているか

- ニーズに合致した生活支援が計画されているか
- 生活支援のあり方に見合った、ニーズに応える居住空間が保たれた建設計画になっているか（※居住地域の特性も踏まえ、居室数や面積、共有スペース等にも配慮されていること）
- ニーズに応える生活支援ができる人材育成が計画されているか
- 地域住民や地域コミュニティとの関わりをつくり出す工夫がされているか

### ③ 計画の妥当性・実現可能性

- 施設整備計画が、関係法令や条例に基づく基準を満たしているか（※）
- 事業計画の内容が、目的、方法、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか
- 助成事業終了後に、自立的かつ継続的に運営できる見込みがあるか

※参考：第8回 社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会 資料より

資料1：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000554662.pdf>

資料2：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（解釈通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000554635.pdf>

その他、各地方自治体が定める「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」も遵守していること

## 1.2 応募手続き

### (1) 応募期間

2020年4月1日（水）～2020年5月29日（金）

### (2) 応募書類

#### 【指定書式】

- (様式 1-1) 応募用紙（団体概要・事業計画書等）
- (様式 1-2) 実施スケジュール
- (様式 2) 収支計画書
- (様式 3) 資金計画書
- (様式 4) 欠格事由に関する誓約書
- (様式 5) 業務に関する確認書
- (様式 6) 役員名簿
- (様式 7) 情報公開承諾書
- (様式 8) 重複申請に関する誓約書
- (様式 9) 自己資金に関する特例申請書
- (様式 10) 提出書類に関する誓約書
- (様式 11) 規程類に含める必須項目確認書
- (様式 12) 申請書類チェックリスト
- (様式 13) 助成申請書

#### 【団体情報書類】

- 定款
- 登記事項証明書（発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し）
- 事業報告書（過去3年分）



## 【決算報告書類】

- 貸借対照表
  - 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
  - 監事及び会計監査人による監査報告書
- ※すべて直近3年分

## 【規定関係書類】（※実行団体公募要領 P17「別添1」を参照）

- 社員総会・評議員会の運営に関する規程
- 理事会の運営に関する規程
- 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- 職員の給与等に関する規程
- 理事の職務権限に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 倫理に関する規程
- 利益相反防止に関する規程
- コンプライアンスに関する規程
- 公益通報者保護に関する規程
- 情報公開に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 文書管理に関する規程【※事業終了までに提出可】
- リスク管理に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 監事の監査に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 経理に関する規程
- 組織（事務局）に関する規程【※事業終了までに提出可】

## 【整備する住宅に関する書類】

### 《必須書類①》

- 基本設計図
    - 周辺関係図（縮尺は自由）当該物件の敷地回り関係（外構、接道状況や隣接の建築物等の状況がわかるもの）
    - 平面図（縮尺は1/50あるいは1/100）
      - －内法寸方（天井高含む）記載
      - －建具伏図含む（想定しているベッド、建具を記載）
    - 展開図（縮尺は1/50,1/100）
      - －標準個所、その他
    - 防災・避難計画図（縮尺は自由）
      - －二方向避難経路（隣接敷地との関係等の明示等）、消防法の充足
- ※改築・改修の場合には「避難施設等に関する工事」の工事完了後の完了検査も添付

- 基本設計及び現況の説明書（※以下の規定様式をお使いください）
  - ・改築・改修の場合 … 別紙1-1（現況説明）、別紙2-1（基本設計の内容）
  - ・新築の場合 … 別紙1-2（現況説明）、別紙2-2（基本設計の内容）

- 見積書（費目別に算定したもの）
  - ※基本設計に基づく概算で構いません

#### 《必須書類②》（※既存物件の改築・改修の場合のみ提出）

- 現況図面
  - 平面図（縮尺1/100）
  - 展開図（縮尺1/100）
- 建物の写真
  - 外観・内観（外壁、屋根、基礎・土台がわかるもの）
- 登記事項証明書

※既存の整備対象施設について、お手元があれば以下の書類もご提出ください

- 確認済証
- 検査済証
- 設計図書
- 消防法適合通知書
- インスペクション（建物状況調査）の報告書 ※過去数年以内のもの

#### 《任意書類》

- 実施設計図

#### (3) 応募方法

応募書類は 2020年5月29日（金） までに、書面にて一式を郵送してください。

（※5月29日消印有効。配達記録が残る郵便または宅配便にてお送りください。）

また、【様式1-1】、【様式1-2】、【様式2】、【様式3】、【様式4】、【様式6】については、電子データの提供もお願いします。下記アドレス宛てにデータを添付し、5月29日（金）までにメール送信をお願いします。

応募に関してのお問い合わせは、メールにて「支援付き住宅に関する質問（団体名）」と件名をご記入の上、下記アドレスへご送信ください。また、お電話によるお問い合わせも受け付けております。

#### (4) 応募書類の送付先・問い合わせ先

公益財団法人パブリックリソース財団【資金分配団体】

事務局（担当：黒木、五十嵐）

電話：03-5540-6256（月～金、10:00～17:00） FAX：03-5540-1030

E-mail：[kyumin.jutaku@public.or.jp](mailto:kyumin.jutaku@public.or.jp) / URL：<http://www.public.or.jp>

※個人情報の取り扱い・問い合わせ先についてはパブリックリソース財団 個人情報保護方針  
(<http://www.public.or.jp/PRF/privacy/>) をご覧ください。

#### 1.3 スケジュール（助成事業開始まで）

2020年

4月1日～5月29日	公募
6月～8月	書類審査
8月下旬	審査委員会開催・採択団体内定
9月～10月	現地確認（事務局と建築専門家アドバイザーによる訪問） 整備対象施設のインスペクションの実施（改築・改修の場合） 事務局と実行団体との各種計画・契約内容の調整
10月末	契約締結
11月	助成事業開始 2020年度分の資金提供（2021年3月末までの概算払い）

※スケジュールは現時点でのものであり、変更される場合があります。

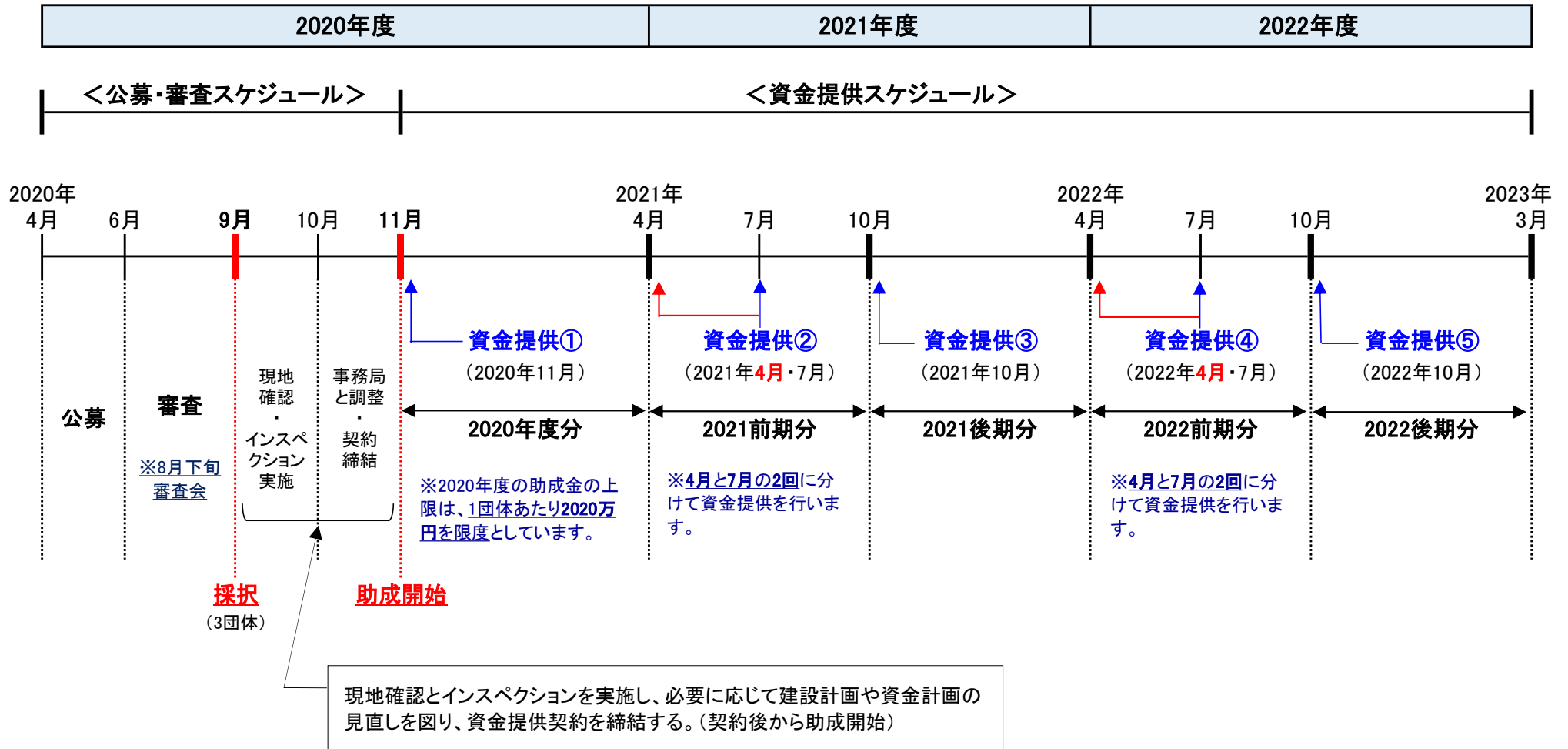
#### 1.4 その他注意事項等

- ・助成決定後、実行団体とパブリックリソース財団は「資金提供契約書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。（契約前の支払いは助成対象外となります。）
- ・助成金は、上記の助成手続き完了後1ヵ月以内に振り込みます。
- ・助成開始後6ヵ月ごとに「活動報告書」を提出していただきます。（各年度3月・9月に報告）
- ・報告会で活動報告していただく場合があります。
- ・助成を継続するか否かは、1年ごとに継続審査を経て決定します。
- ・助成開始後に組織概要や活動状況等をパブリックリソース財団のWEBサイト等にて公開します。
- ・助成開始後、事務局による非資金的支援に伴い、毎月進捗状況に関する打ち合わせをもつ他、複数回現場のご訪問をさせていただきますので、ご協力ください。
- ・助成決定した事業がやむを得ない理由により継続できなくなった場合や、目的や内容を大幅に変更する場合は、速やかに当財団に連絡し、所定の手続きを行ってください。

- ・当助成事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく助成制度です。当応募要項に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項等を全て遵守する必要があります。詳細は別紙「実行団体公募要領」に記載されていますので、必ずお読みになり、確認した上でご応募ください。

以上

【支援付き住宅建設・人材育成事業】(別紙)助成スケジュール表



別紙 1-1 施設現況（既存建物改修タイプ）

応募団体名称			
土地所有者		建物所有者	
住所・地番	住居表示： 地番：		
位置図（当該案件の広域的な位置条件が分かるもの）1/1000~1/2000 程度			
確認済証、検査済証	<input type="checkbox"/> 有：番号（ ） <input type="checkbox"/> 無		
施設概要	階数： 階	築年数： 年	構造：
	敷地面積： m <sup>2</sup>	用途：	
	建築面積： m <sup>2</sup>	延べ床面積： m <sup>2</sup>	
地域地区等	用途地域：	建蔽率： %容積率： %	
	防火地域： <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
	その他：		
既存不適格	<input type="checkbox"/> 該当（内容： ） <input type="checkbox"/> 非該当		

配置図（敷地と建物との関係が分かるもの） 1/500~1/1000 程度

外観写真（四方向から、撮影方向を記載）

別紙 1-2 現況図（新築タイプ）

応募団体名称			
土地所有者			
住所・地番		住居表示： 地番       ：	
地域地区等	用途地域：	建蔽率：	%、容積率：       %
	防火地域   ： <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
	その他：		
位置図（当該案件（敷地）の広域的な位置条件が分かるもの）1/1000~1/2000 程度			
外観写真（四方向から、撮影方向を記載）			



別紙 2 - 1 基本設計の内容（既存建物改修ケース）

建物所有形態	<input type="checkbox"/> 実行団体所有 <input type="checkbox"/> オーナー所有 ※賃貸借期間（契約期間： 年から 年まで 以降 年更新予定） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
土地所有形態	<input type="checkbox"/> 実行団体所有 <input type="checkbox"/> オーナー所有 ※賃貸借期間（契約期間： 年から 年まで 以降 年更新予定） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
建物概要	形式： <input type="checkbox"/> 住居（ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 施設（棟数： ）	
	階数： 階 高さ： m	構造：
	敷地面積 m <sup>2</sup>	居室数：
	建蔽率： %	容積率： %
	建築面積： m <sup>2</sup>	延べ床面積： m <sup>2</sup>
	居室面積： m <sup>2</sup>	共用部分面積： m <sup>2</sup>
※平面図、展開図等は別途提出すること		
施設計画の概要・特徴（1）全体構成（工夫した事項等）		
<div style="border: 1px solid black; height: 380px; width: 100%;"></div>		

施設計画の概要・特徴（２）リノベーション関係（工夫した事項等）

防災計画（基本方針及び避難経路、防災設備等）

別紙 2 - 2 基本設計の内容（新築ケース）

建物所有形態	<input type="checkbox"/> 実行団体所有 <input type="checkbox"/> オーナー所有 ※賃貸借期間（契約期間： 年から 年まで 以降 年更新予定） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
土地所有形態	<input type="checkbox"/> 実行団体所有 <input type="checkbox"/> オーナー所有 ※賃貸借期間（契約期間： 年から 年まで 以降 年更新予定） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
建物概要	形式： <input type="checkbox"/> 住居（ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 施設（棟数： ）	
	階数： 階 高さ： m	構造：
	敷地面積 m <sup>2</sup>	居室数：
	建蔽率： %	容積率： %
	建築面積： m <sup>2</sup>	延べ床面積： m <sup>2</sup>
	居室面積： m <sup>2</sup>	共用部分面積： m <sup>2</sup>
※平面図、展開図等は別途提出すること		
施設計画の概要・特徴（1）全体構成（工夫した事項等）		
<div style="border: 1px solid black; height: 380px;"></div>		

防災計画（基本方針及び避難経路、防災設備等）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく事業  
(ソーシャルビジネス支援事業)

**支援付き住宅建設・人材育成事業  
応募用紙:様式 1-1**

事務局記入 月 日 受付 No.

- ・申請用紙の枠などは自由に広げて構いません。また、図や写真の挿入もできます。
- ・例示の文章（グレーの文字）は削除して構いません。

**団体の基本情報**

申請年月日	西暦 年 月 日
申請団体名	
団体概要（200 字程度）	
法人格種類	※法人格の種類をご記載ください。（特定非営利活動法人、社会福祉法人等）
所在地および連絡先	〒
	住所:
	TEL: ( ) FAX: ( )
	Email: @
	URL:
代表者名	[役職]
	[氏名] [フリガナ]
担当者名	[役職]
	[氏名] [フリガナ]
担当者 連絡先	TEL: ( )

(常時連絡可能なもの)	Email: _____ @ _____		
活動開始年月	年度（西暦）	年	月
組織構成	職員数	[有給] 人	
	会員数	人	
経常収入	今年度予算		円
	前年度決算		円
前年度の経常収入内訳	会費	円	%
	寄付金	円	%
	助成金/補助金	円	%
	自主事業	円	%
	受託事業	円	%
	その他	円	%
組織体制 ※図を挿入しても結構です			

これまで受けた企業寄付・助成金・行政補助金・行政委託（新しいものから3件）

助成金あるいは委託事業名称	企業名あるいは機関名	金額	年

**団体概要および活動について**

<p>(1) 団体設立の目的と背景をお書きください</p>	
<p>(2) 団体のミッションをお書きください</p>	
<p>(3) 団体が実施している主要事業について記述してください</p>	
<p>(4) 現在実施している「住まいの提供事業」について記述してください ※実績値は2019年12月末時点のもので結構です</p>	
<p>① 事業開始年月</p>	<p>年 月</p>
<p>② 居住者数</p>	
<p>③ 居住者の属性</p>	
<p>④ 提供している住まいの概況</p> <p>※参考資料として写真等がありましたら別添をお願いします</p>	<p>※広さ、居室数、間取り等、また居住空間を活用した工夫についても具体的に記述してください</p>

⑤ 今後に向けて抱えている課題	
(5) 現在実施している「生活支援」について記述してください ※実績値は2019年12月末時点のもので結構です	
① 活動開始年月	年 月
② 対象者数	
③ 対象者の抱える課題・ニーズ	
④ 提供している生活支援の概況	※団体としての生活支援の方針、具体的な取り組み状況がわかるように記載してください
⑤ 生活支援を行っている人員体制	※直接生活支援を提供しているスタッフの人数、経験年数など具体的な人員体制がわかるように記載をしてください。



⑥ 今後に向けての課題	

**申請事業について**

**1-1. 申請事業概要**

(1) 申請事業名	
(2) プロジェクト概要 (300字以内)	
(3) プロジェクト詳細	
<p>※本助成事業の目的である支援付き住宅建設・人材育成に関するビジネスモデル構築という観点から、下記の項目に沿って申請事業の詳細について記述してください</p>	
① 今回の申請に至った背景	
② 申請事業の対象者と対象者が抱えている課題・ニーズ	
③ 課題・ニーズに対応する支援付き住宅のコンセプト	<p>※整備する居住施設と提供したい支援の両面におけるコンセプトを記載してください。</p> <p>居住施設</p> <p>提供したい支援</p>

<p>④ 育成したい支援人材像</p>	
<p>⑤ 目指す地域コミュニティとの関係構築やネットワーキングの方針、協力体制や連携の姿</p> <p>※つながる地域のアクターとネットワーキングのイメージを示した図を挿入頂いても構いません。</p>	<p>※施設が地域コミュニティと共存するために工夫していくこと、生活支援を提供するうえで連携したい外部の主なステークホルダーとの協働関係について記載してください</p>
<p><b>(4) 日常生活支援を行う人材育成について</b></p> <p>前述の(3)プロジェクト詳細 ④育成したい人材像 を目指した人材育成方針・計画を記載してください。</p> <p>※支援付き住宅に配置する職員に求められる基本姿勢、知識と技術については、支援付き住宅のコンセプト、対象者像、地域の社会資源との連携によって異なります。また、支援の質を保つために、基礎的要件としてどのような資格(社会福祉主事任用資格、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、サービス介助士、介護職員初任者研修修了、介護福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、看護師、保健師等)を求めるのかは様々です。</p> <p>また、支援付き住宅に特に必要なサービスのための人材育成も必要とされています。</p> <p>これらを踏まえたうえで、団体としての日常生活支援を行う人材育成の方針と計画について以下に記載してください。</p>	
<p>① スタッフの現状と課題</p>	<p>※(3)プロジェクト詳細④育成したい人材像を踏まえて、今回の事業で取り組みたい人材育成の現状と課題を記載してください。</p> <p>職員に求められる基本姿勢、習得すべき知識や技術など可能な限り具体的に記載してください。</p>

<p>② 目指す人的体制</p>	<p>※今後実現したい人的体制について、具体的にどのような基本的要件を満たしている職員をどれだけ配置する計画か具体的に記載してください。</p>
<p>③ 育成計画 前述①と②を踏まえた育成計画を記載してください。</p>	<p>【現場研修】※申請事業期間を通じて、団体内や現場でどのように人材育成に取り組むか記載してください。</p> <p>【外部研修受講計画】※各種の資格取得研修、更新研修および生活支援に特化した各種の事業者団体が実施している実践的研修、受講人数なども含めて、可能な限り具体的に記載ください。</p>

1-2. 申請事業予算

申請金額	助成金申請		自己資金	
	初年度	円	初年度	円
	2年目	円	2年目	円
	3年目	円	3年目	円
	総助成金額	円	総自己資金額	円
	補助率	%	うち借入金	円

※様式3 資金計画書から転記してください。

2. 応募事業の実施方針と具体的な活動内容

助成1年目（2020年11月～2021年3月末）	
居住施設の整備	※2020年11月助成事業開始を想定して活動内容を記載してください。
人材育成	
ビジネスモデルの検討	
助成2年目（2021年4月～2022年3月末）	
居住施設の整備	
人材育成	

ビジネスモデルの検討	
助成3年目（2022年4月～2023年3月末）	
居住施設の整備	
人材育成	
ビジネスモデルの検討	

### 3. 助成期間終了後の展望

（※本事業の目的であるビジネスモデル構築を前提として、ニーズに応える支援付き住宅の持続可能な運営と拠点を通じた地域コミュニティの発展を意識した展望を具体的に記述してください。）

#### 4. 申請事業の成果評価について

本申請事業のビジネスモデルが構築されることによって、どのような道筋で社会的成果が拡大しますか

支援対象となる入居者にはどのような影響をもたらしますか

その社会的成果の拡大は、どのように確認しますか

※定量的に確認すること

※定性的に確認すること

**5. 申請事業の実施体制（外部協力者を含む）**

**（1）実施体制図**

（応募要項「6 助成対象者と実施体制」を参照し、実施体制図を記載してください。なお、助成対象となる実行団体（申請団体）が明確に分かるようにしてください。）

**（2）実施体制の構成員**

氏名・所属	団体との関係	申請事業における役割

以上



(様式1-2)

■事業実施スケジュール (様式1-1)2. 応募事業の実施方針と具体的な活動内容 と整合性が合うようにスケジュールを作成してください。

具体的な内容	2020年度					2021年度									2022年度														
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※実施する事業項目毎に枠を作成し、実施スケジュールを記載して下さい。

※必要に応じて行を追加・削除して下さい。

支援付き住宅建設・人材育成事業

様式2 収支計画書

本事業の助成終了後、支援付き住宅事業の経営が軌道に乗った年度を標準年として想定し、単年度の収支計画を作成してください。  
項目は例として記載していますので、それぞれの団体の実情にあわせて自由に変更してください。（行の追加可）

（単位：円）

収入	単価	人数・個数	回数	計	備考
<b>【収入内訳】</b>					
<b>日常生活支援委託事務費</b>				0	
ベース分				0	委託費基本額
加算分				0	職員配置加算・宿泊加算等
<b>入居者からの利用料等</b>				0	
基本サービス費				0	
居室使用料				0	
共益費				0	
食事提供費用				0	
その他				0	
<b>その他の収入</b>				0	
〇〇〇〇〇				0	
〇〇〇〇〇				0	
<b>収入計（A）</b>				<b>0</b>	
<b>支出</b>					
<b>【支出内訳】</b>					
<b>施設運営費</b>				0	
人件費					
光熱水費					
備品費					
仕入・材料費					
消耗品費					
会議費					
旅費・交通費					
通信運搬費					
オーナーへの支払い					賃料（消費税、共益費を含む）
〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇					
<b>借入返済</b>				0	
支払利息					
元金償還（C）					
<b>支出計（B）</b>				<b>0</b>	
<b>収支差額（A-B）</b>				<b>0</b>	
<b>※元金償還を除く収支差額（A-B-C）</b>				<b>0</b>	

【参考】※融資を受ける予定の団体のみ記入してください。

項目	備考
借入予定額（円）	様式3_資金計画書の「自己資金等」のうち借入額（L）を記入
元金償還年数（年）	様式3_資金計画書の「融資返済計画」の償還年数を記入
1年あたりの元金償還額（円）	#DIV/0!
借入金返済能力試算	#DIV/0!
妥当性評価	#DIV/0!

申請事業名 : ○○○○○○○○○○○○○○

申請団体名 : ○○○○○○○○○○○○○○

1. 事業費の調達計画

収入	資金の種類	金額	備考
助成申請額 (A)	—	20,200,000	※(A+B)の80%以下とする 76.8%
自己資金等 (B)	—	6,100,000	※(A+B)の20%以上とする 23.2%
うち融資を受ける額	借入金	5,000,000	※融資を受ける団体は入力必須 19.0%
助成対象事業費 (A+B)		26,300,000	

※自己資金等(B)の内訳: 借入金5,000,000円、寄付金100,000円、自己資金1,000,000円

評価関連経費 (C)	980,000	※(A)の5.5%未満とする 4.9%
総事業費 (A+B+C)	27,280,000	

【ご注意】  
色付きの欄には既に数式が入っていますので、色のついていない欄にご入力をお願いします。  
その他、入力方法の詳細は、「【記入例】2020年度」及び「【参考】記入方法」のシートをご参照ください。

2. 助成対象事業費 (A+B) の支出明細

※以下、行が足りない場合は行を挿入してご利用ください。

支出	科目 (※貴団体の勘定科目と一致)	事業費 (自己資金+助成金)		項目	算出根拠		
		自己資金充当額	助成金充当額				
① 施設改修費	人件費	給料手当	1,500,000	0	1,500,000	改修担当職員給与	250,000円×0.5名×12か月
			0				
		人件費計	1,500,000	0	1,500,000		
	その他の活動	施設改修費	15,000,000	5,000,000	10,000,000	既存住宅の改修	基本設計に基づく概算工事費
		委託費	1,500,000	0	1,500,000	設計監理業務委託費	施設改修費×10% (別紙見積書のとおりに)
		委託費	2,000,000	0	2,000,000	建築基準検査委託費	(別紙見積書のとおりに)
		備品購入費	1,700,000	0	1,700,000	住宅備品購入費	(別紙見積書のとおりに)
			0				
		0					
		0					
	その他の活動費計	20,200,000	5,000,000	15,200,000			
	①合計	21,700,000	5,000,000	16,700,000		※①の助成限度額は4500万円とする	
② 人材育成等費	人件費	給料手当	3,500,000	1,100,000	2,400,000	人材育成担当職員給与	250,000円×1名×12か月
			0				
		人件費計	3,500,000	1,100,000	2,400,000		
	その他の活動	報償費	200,000	0	200,000	専門家による訪問支援	50,000円×1名×4回
		研修費	440,000	0	440,000	外部研修受講費	220,000円×2名
		出張費	40,000	0	40,000	外部研修参加旅費	20,000円×2名
		材料費	300,000	0	300,000	人材育成の教材等購入	50,000円×6セット
		会議費	120,000	0	120,000	ケース検討会議等	10,000円×月1回×12か月
			0				
		0					
	0						
	その他の活動費計	1,100,000	0	1,100,000			
	②合計	4,600,000	1,100,000	3,500,000		※②の助成限度額は350万円とする	
総合計		26,300,000	6,100,000	20,200,000			

23.2% 76.8%  
※20%以上 ※80%以内

3. 評価関連経費 (C) の支出明細

支出	科目 (※貴団体の勘定科目と一致)	金額	項目	算出根拠
評価関連経費	謝金	200,000	専門家・有識者ヒアリングの謝金	50,000円×1名×4回
	委託費	200,000	情報収集業務委託	100,000円×2回
	委託費	200,000	アンケート調査業務委託	100,000円×2回
	通信運搬費	48,000	アンケート用紙発送費	郵便料実績○○円×0.2
	会議費	120,000	事業評価スタッフ月例会議開催	会場使用料10,000円×12カ月
	出張費	130,000	受益者生活状況変化視察	往復交通費○円、宿泊費○円、2名分
	消耗品費	82,000	評価事務用品購入	○○円、○○円、○○円
合計	980,000	4.9%	※(A)の5.4%以内とする	

※評価関連経費の入力方法は、別シートの記入例や記入方法をご参照ください

## 欠格事由に関する誓約書

年 月 日

公益財団法人パブリックリソース財団 殿

申請団体の名称  
代表者の氏名

印

当団体は、下記 1 から 3 のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、資金分配団体が必要と判断した場合には、提出した役員名簿上の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれかに該当する団体
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。（(5) において同じ。）
  - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
  - (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
2. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
3. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
  - (2) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

#### ※記入上の注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に 10 年間保存してください。

## 業務に関する確認書

年 月 日

公益財団法人パブリックリソース財団 殿

申請団体の名称

代表者の氏名

印

当団体は、実行団体としての助成の申請を行うに際し、公益財団法人パブリックリソース財団が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

### 記

1. 実行団体に選定された後の当団体の役員構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
  - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、実行団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等（書面によるものに限る。）に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

**※記入上の注意点**

実行団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。







## 情報公開承諾書

年 月 日

公益財団法人パブリックリソース財団 殿

申請団体の名称  
代表者の氏名

印

当団体は、実行団体としての助成の申請を行うに際し、公益財団法人パブリックリソース財団が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

### 記

1. 当団体は、実行団体の公募に際し募集期間終了時に、「団体名」「所在地」「申請した事業の名称及び概要」が、公益財団法人パブリックリソース財団のウェブサイトで公開されることを承諾いたします。
2. 当団体は、当団体が実行団体として選定された場合、「団体名」「選定された事業の名称及び概要」「選定過程」「選定結果」「選定理由」「選定された事業の助成額の総額及び内訳並びにその算定根拠」が公益財団法人パブリックリソース財団のウェブサイトで公開されることを承諾いたします。

## 重複申請に関する誓約書

年 月 日

公益財団法人パブリックリソース財団 殿

申請団体の名称

代表者の氏名

印

当団体は、実行団体としての助成の申請を行うに際し、公益財団法人パブリックリソース財団が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 本申請の事業と同一の事業について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）に基づく他の資金分配団体の公募に申請しないことを誓約します。

2. 本申請の事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていないことを誓約します。

様式 9

## 自己資金に関する特例申請書

年 月 日

公益財団法人パブリックリソース財団 殿

申請団体の名称

代表者の氏名

印

当団体は、公益財団法人パブリックリソース財団が行う助成事業に実行団体としての申請を行うに際し、事業に係る経費の20%以上は自己負担分として、自己資金又は民間からの資金を確保する原則について理解し、下記の通り申請致します。

特例申請	有・無	申請理由
事業に係る経費の20%以上とする自己負担分についての特例申請の有無		

※ 特例申請が「有」の場合には、申請理由を記載してください。

## 提出書類に関する誓約書

年 月 日

公益財団法人パブリックリソース財団 殿

申請団体の名称

代表者の氏名

印

当団体は、実行団体としての助成を申請するに際し、規程類に含める必須項目についてやむを得ない理由により提出できないため、(別紙) 実行団体公募要領 別添 1 で○の項目については公益財団法人パブリックリソース財団と当団体との間の資金提供契約締結前までに、△の項目については契約期間中に提出することを誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

当団体が実行団体としての助成の申請をするに際し、規程類に含める必須項目（(別紙) 実行団体公募要領 別添 1）で未提出のものは次のとおりである。

規程類に含める必須項目	実行団体の整備義務	未提出 ✓
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>		
(1) 開催時期・頻度	○	
(2) 招集権者	○	
(3) 招集理由	△	
(4) 招集手続	△	
(5) 決議事項	○	
(6) 決議（過半数か3分の2か）	○	
(7) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会・社員総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員・社員を除いた上で行う」という内容を含んでいること	○	
8) 議事録の作成	○	
<b>● 理事会の運営に関する規程</b>		
(1) 開催時期・頻度	○	
(2) 招集権者	○	
(3) 招集理由	△	
(4) 招集手続	△	
(5) 決議事項	○	

(6) 決議（過半数が3分の2か）	○	
(7) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること	○	
(8) 議事録の作成	○	
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>		
(1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	○	
(2) 報酬の支払い方法	△	
<b>● 職員の給与等に関する規程</b>		
(1) 基本給、手当、賞与等	○	
(2) 給与の計算方法・支払方法	△	
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>		
JANPIA の定款（第 29 条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	△	
<b>● 倫理に関する規程</b>		
(1) 基本的人権の尊重	○	
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）	○	
(3) 私的利益追求の禁止	○	
(4) 利益相反等の防止及び開示	○	
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	○	
(6) 情報開示及び説明責任	○	
(7) 個人情報の保護	○	
<b>● 利益相反防止に関する規程</b>		
(1) -1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	○	
(1) -2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	○	
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内	○	

容を含んでいること		
<b>● コンプライアンスに関する規程</b>		
(1) コンプライアンス担当組織 コンプライアンスを担当する部署又は責任者が設置されていること	○	
(2) コンプライアンス委員会 コンプライアンス委員会の設置が困難な場合は、上記(1)のコンプライアンスを担当する責任者を配置することで足りるものとする	△	
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること	○	
<b>● 公益通報者保護に関する規程</b>		
(1) ヘルプライン窓口 自団体に整備することが困難な場合は、JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとする	○	
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成 28 年 12 月 9 日)に沿って公益通報者保護規程を定めること	○	
<b>● 情報公開に関する規程</b>		
以下の 1～4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	△	
<b>● 文書管理に関する規程</b>		
(1) 決済手続き	△	
(2) 文書の整理、保管	△	
(3) 保存期間	△	
<b>● リスク管理に関する規程</b>		
(1) 具体的リスク発生時の対応	△	
(2) 緊急事態の範囲	△	
(3) 緊急事態の対応の方針	△	
(4) 緊急事態対応の手順	△	
<b>● 監事の監査に関する規程</b>		
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること	△	

※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください		
<b>● 経理に関する規程</b>		
(1) 区分経理	○	
(2) 会計処理の原則	△	
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	△	
(4) 勘定科目及び帳簿	○	
(5) 金銭の出納保管	△	
(6) 収支予算	○	
(7) 決算	○	
<b>● 組織（事務局）に関する規程</b>		
(1) 組織（業務の分掌）	△	
(2) 職制	△	
(3) 職責	△	
(4) 事務処理（決裁）	△	

申請団体名 :

提出する規程類に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本ファイル内別シート「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

〈注意事項〉  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎後から提出する規程類に関しては、本様式の「根拠となる規程類、指針等」と「必須項目の該当箇所」の欄は空白でも構いません。  
 ◎未提出の規程類は「提出書類に関する誓約書」に基づき、資金提供契約締結前までに提出していただきます。  
 未提出の規程類を提出する際は、本様式も再提出してください。

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>●社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>			
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款		
(2)招集権者			
(3)招集理由			
(4)招集手続			
(5)決議事項			
(6)決議（過半数か3分の2か）			
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会・社員総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員・社員を除いた上で行う」という内容を含んでいること			
(8)議事録の作成			
<b>●理事会の運営に関する規程</b>			
(1)開催時期・頻度	・理事会規則 ・定款		
(2)招集権者			
(3)招集理由			
(4)招集手続			
(5)決議事項			
(6)決議（過半数か3分の2か）			
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			
(8)議事録の作成			
<b>●役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>			
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		
(2)報酬の支払い方法			
<b>●職員の給与等に関する規程</b>			
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程		
(2)給与の計算方法・支払方法			
<b>●理事の職務権限に関する規程</b>			
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程		
<b>●倫理に関する規程</b>			
(1)基本的人権の尊重	倫理規程		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)			
(3)私的利益追求の禁止			
(4)利益相反等の防止及び開示			
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること			
(6)情報開示及び説明責任			
(7)個人情報の保護			
<b>●利益相反防止に関する規程</b>			
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること			
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること			
<b>●コンプライアンスに関する規程</b>			
(1)コンプライアンス担当組織 コンプライアンスを担当する部署又は責任者が設置されていること	コンプライアンス規程		
(2)コンプライアンス委員会 コンプライアンス委員会の設置が困難な場合は、上記(1)のコンプライアンスを担当する責任者を配置することで足りるものとする			



(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること			
<b>● 公益通報者保護に関する規程</b>			
(1)ヘルプライン窓口 自団体が整備することが困難な場合は、JANPIAのヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとする	内部通報(ヘルプライン)規程		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)に沿って公益通報者保護規程を定めること			
<b>● 情報公開に関する規程</b>			
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程		
<b>● 文書管理に関する規程</b>			
(1)決済手続き	文書管理規程		
(2)文書の整理、保管			
(3)保存期間			
<b>● リスク管理に関する規程</b>			
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程		
(2)緊急事態の範囲			
(3)緊急事態の対応の方針			
(4)緊急事態対応の手順			
<b>● 監事の監査に関する規程</b>			
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程		
<b>● 経理に関する規程</b>			
(1)区分経理	経理規程		
(2)会計処理の原則			
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別			
(4)勘定科目及び帳簿			
(5)金銭の出納保管			
(6)収支予算			
(7)決算			
<b>● 組織(事務局)に関する規程</b>			
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程		
(2)職制			
(3)職責			
(4)事務処理(決裁)			

## 申請書類チェックリスト

申請書類を提出する前に必ず本チェックリストを使って提出書類がそろっているか確認してください。本チェックリストも申請書類と合わせて提出してください。

※□内をクリックすると☑が付きます。

## 1 指定書式・団体情報・決算書類

No.	名称	必須	☑
<b>様式</b>			
1	(様式 1-1) 応募用紙 (団体概要・事業計画書等)	○	□
2	(様式 1-2) 実施スケジュール	○	□
3	(様式 2) 収支計画書	○	□
4	(様式 3) 資金計画書	○	□
5	(様式 4) 欠格事由に関する誓約書	○	□
6	(様式 5) 業務に関する確認書	○	□
7	(様式 6) 役員名簿	○	□
8	(様式 7) 情報公開承諾書	○	□
9	(様式 8) 申請に関する誓約書	○	□
10	(様式 9) 自己資金に関する特例申請書		
11	(様式 10) 提出書類に関する誓約書		
12	(様式 11) 規程類に含める必須項目確認書	○	□
13	(様式 12) 申請書類チェックリスト	○	□
14	(様式 13) 助成申請書	○	□
<b>団体情報に関する書類</b>			
15	定款	○	□
16	登記事項証明書 (発行日から 3 ヶ月以内の現在事項全部証明書)	○	□
17	事業報告書 (過去 3 年分)	○	□
<b>決算報告書類 (過去 3 年分)</b>			
18	貸借対照表 (過去 3 年分)	○	□
19	損益計算書 (活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等) (過去 3 年分)	○	□
20	監事及び会計監査人による監査報告書 (過去 3 年分) ※監査を行っている場合		□

## 2 整備する住宅に関する書類

No.	名称	必須	☑
<b>必須書類①</b>			
1	基本設計図	○	☐
2	周辺関係図	○	☐
3	平面図	○	☐
4	展開図	○	☐
5	防災・避難計画図	○	☐
6	見積書（費目別に算定したもの）	○	☐
<b>基本設計及び現況の説明書</b>			
<b>改築・改修の場合</b>			
7	（別紙 1-1）現況説明	○	☐
8	（別紙 2 - 1）基本設計の内容	○	☐
<b>新築の場合</b>			
9	（別紙 1 - 2）現況説明	○	☐
10	（別紙 2 - 2）基本設計の内容	○	☐
<b>必須書類②（改築・改修の場合のみ）</b>			
11	現況図面（平面図、展開図）	○	☐
12	建物の写真（外観・内観）	○	☐
13	登記事項証明書	○	☐
<b>任意提出書類（改築・改修の場合のみ）</b>			
14	確認済証		☐
15	検査済証		☐
16	設計図書		☐
17	消防法適合通知書		☐
18	消防法適合通知書		☐
19	インスペクション（建物状況調査）の報告書		☐
<b>任意提出書類（新築・改築・改修を問わず）</b>			
20	実施設計図（※既に設計済みの場合）		☐

申請書類を全て提出（添付）したことを確認した	☐
公益財団法人パブリックリソース財団のプライバシーポリシーに同意します。	☐

申請団体名

\_\_\_\_\_  
 担当者の氏名

\_\_\_\_\_  
 連絡先（TEL）

\_\_\_\_\_  
 E-mail

## 助成申請書

年 月 日

公益財団法人パブリックリソース財団 殿

申請団体の住所

申請団体の名称

代表者の氏名

法人番号

印

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき実行団体として助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

1. 申請団体の名称
2. 申請団体の住所
3. 実行団体としての業務を行う事務所の所在地

(備考)

法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。

#### ※記入上の注意点

##### ○印について

「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

##### ○住所及び事務所の所在地

- ・登記のとおり記載してください。
- ・住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・従たる事務所がある場合において、当該事務所においても実行団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

# “人権としての日本型社会住宅”を実現するために 私たちの提案事項

## 増大かつ多様化する「住まい」ニーズに対応するため、省庁横断型の対応が必要

- 今日、「住まい」を必要とする人たちは、多様化し、急増している。憲法第13条の「幸福追求権」を保障するには、その人の気持ちに寄り添った多様なケアと一体となって提供される住宅、すなわち「支援付き住宅」が必要不可欠である。
- そのために、NPO法人や社会福祉法人、社会的企業などの「民」が担い手となり、公的資金と寄付等の民間資金によって支えられる官民協働型の「日本型社会住宅」を形成していくことを提案する。
- 「日本型社会住宅」実現に向けた省庁横断型の検討を、民間における実践活動の実態を丁寧に聴きつつ、行うことを要望する。

## 日常生活支援住居施設の制度見直しを求める

- 支援（ソフト）に係るランニングコストのほかに、住居（ハード）整備のためのイニシャルコストにも公的資金を給付する仕組みが必要である。
- 求められる機能を果たしながら、安定的かつ持続的に施設を運営できるためには、委託事務費単価の引き上げ、手厚い人員配置や支援内容と均衡する加算の仕組みづくりが必要である。
- 制度対象者を、現状の生活保護受給者から、多様な困難を抱える全世代の困窮者へと拡大することが必要である。
- 「地域居住への移行施設」としてのみならず、実態に即した「長期利用」あるいは「終の棲家」としても利用を進めることが必要である。
- 日常生活支援住居施設における生活支援のサービスを、地域の民間賃貸住宅で暮らす要支援者に対しても提供できる事業の創設も必要である。

### 認定NPO法人抱樸

〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田2-1-32 コーポ七条 1階  
電話番号(代表) 093-653-0779 [ウェブサイト](https://www.houboku.net/) https://www.houboku.net/

### NPO法人自立支援センターふるさとの会

〒111-0031 東京都台東区千束4-39-6 4階  
電話番号(代表) 03-3876-8150 [ウェブサイト](http://www.hurusatonokai.jp/) http://www.hurusatonokai.jp/

### NPO法人ワンファミリー仙台

〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町4-26リパティアー・ハイツ二日町 102  
電話番号(代表) 022-398-9854 [ウェブサイト](https://www.onefamily-sendai.jp/) https://www.onefamily-sendai.jp/

### 公益財団法人パブリックリソース財団

〒104-0043 東京都中央区湊2-16-25 ライオンズマンション鉄砲洲第3 202号  
電話番号(代表) 03-5540-6256 [ウェブサイト](https://www.public.or.jp/) https://www.public.or.jp/

※本パンフレットは休眠預金等活用事業の助成金の一部を活用して制作されました

# “人権としての日本型社会住宅” 制度創設を目指して

～すべての人に、住み心地がよく、安心して暮らせる住宅を提供するために～



認定NPO法人抱樸  
NPO法人自立支援センターふるさとの会  
NPO法人ワンファミリー仙台  
公益財団法人パブリックリソース財団



Public Resource PRF  
公益財団法人  
パブリックリソース財団  
Public Resources Foundation



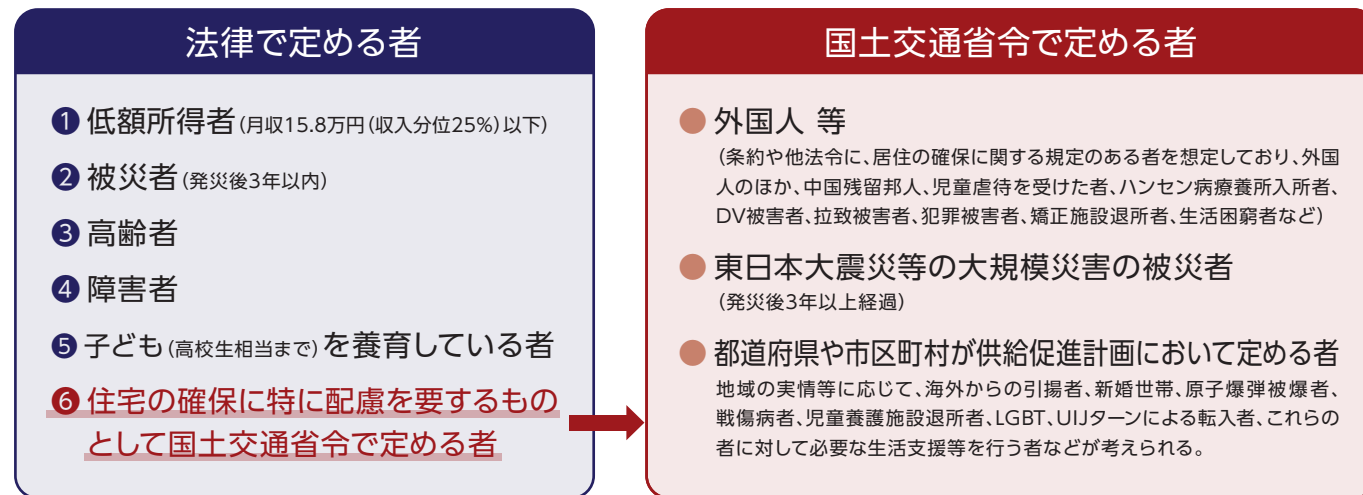
# 住まいを社会保障に！

社会的孤立や単身化が進むなかでの切迫した課題

## 必要な支援と必要な住宅

2017年に始まった住宅セーフティネット制度において「住宅確保要配慮者」とされたのは下記の表の方々である。

### 住宅確保要配慮者の範囲



「省令で定める者」の最後に「必要な生活支援等を行う」ことが触れている。単身化(単身世帯約4割)が進む中、従来家族が担ってきた部分、つまり「生活支援」を担う人がいないことが問題となっている。

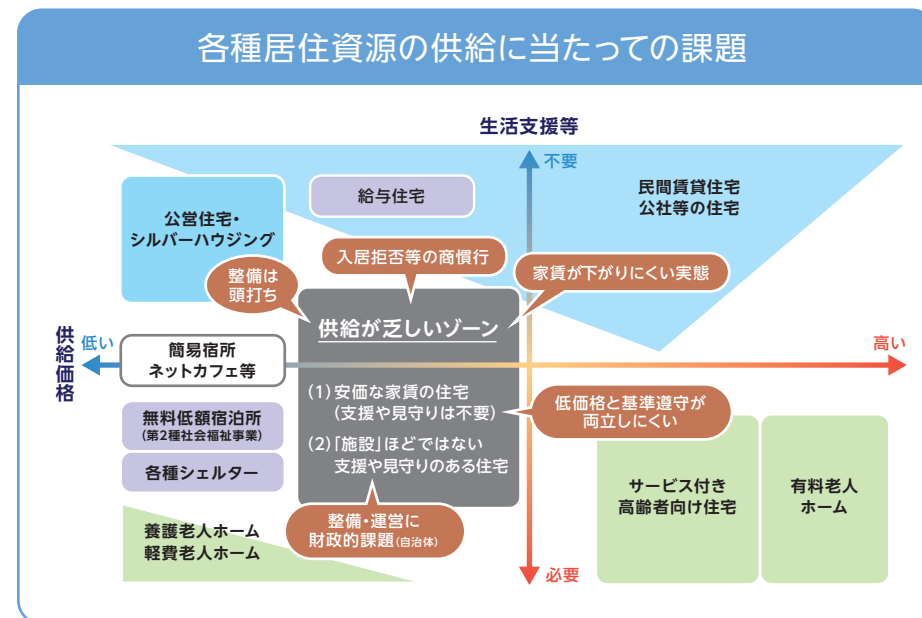
この「生活支援がない」という「家族不在」の状況は、「入居当事者」において問題であると共に「大家(住宅供給側)」にとっても「相談先がない」事態を意味している。空き家が約1000万戸あるにもかかわらず「貸し渋り」が起きているのは、この「大家の不安」が起因していると言える。社会的孤立や単身化が進む中、「生活支援」が付加された「支援付きの住宅」のニーズは「入居者」「大家」両者にとって重要な課題であると言える。

平成27年度(2015年度)社会福祉推進事業として実施された調査研究「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」では、今後必要となる「居住資源」について以下のような報告がなされた(図)。

- ① 安価な家賃の住宅(支援や見守りは不要)
- ② 「施設」ほどではない支援や見守りのある住宅

当然、この二つを合わせた「安価な支援付き住宅」も必要である。

今回の休眠預金活用による「支援付き住宅の普及」は、すでにあったニーズに加え、コロナ禍による経済的困窮が深刻化する中で「安価で支援が付いている住宅」を実現しようとしたものであった。



平成27年度(2015年度)社会福祉推進事業「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

# 人権としての「日本型社会住宅」制度をどう実現するか?

政策を進めるうえでの課題整理

## 人権としての日本型社会住宅の普及

住居は人権の基盤である。住居がない状態はあらゆる権利行使ができないだけでなく、社会的孤立を助長する。そのため、「支援付き住宅」の将来像として「日本型社会住宅」が必要である。オランダなどで発展した「社会住宅」は、低廉かつ居住環境の良さ(最低60~70㎡)、さらに社会参加の仕組みや住民互助などがセットであるが、日本においては「空き家活用型」の「日本型社会住宅」の創設を検討すべきと考える。

日本の住宅(あるいは住宅政策)は一部の公営住宅を除き、賃貸住宅や持ち家という「民間住宅市場」で担われてきた。市場の「需要と供給」のバランスの中で住宅は造られてきたが、人口減少もあり、空き家の増加が課題である。

このような事態を受け、国土交通省は2017年「住宅セーフティネット制度」を整え「民間住宅」を社会的ニーズに活用できる「登録住宅」の整備を進めた。すでに71万戸以上を確保しているが、現状としては「施設ほどではないが支援や見守りのある住宅」には至っておらず、「入居を拒まない住宅」に留まっている。今後、「居住支援法人」やNPOが「生活支援」を担う仕組みが必要となる。

## 「社会保障としての住まい保障」の4つのポイント

そこで「社会保障としての住まい保障」を考えるうえでのポイントを整理したい(図)。

第一に「家賃支援としての現金給付」の仕組みである。現在、「無年金者」が100万人、「基礎年金のみの者」が900万人と言われ、平均受給額は5万円を下回る。「生活保護」を含め、既存の家賃支援の強化や新たな「現金給付(家賃補助)」をどう考えるかが課題となる。

第二に「住宅提供としての現物給付」である。ポイントは「民間住宅」、特に一般市場において取り扱いが低調である「廉価物件」を「社会的に活用できるか」である。さらに「空き家」物件を居住支援法人等が廉価でマスターリースし、生活保護基準(住宅扶助)程度でサブリースをするソーシャルビジネスモデルも検討すべきである。この際、発生する家賃差益を「生活支援費」の一部に充てることが出来る。その上でイニシャルコストや住宅改修コストなどへの公的支援の検討も必要である。

第三に「生活支援」や「見守り」、地域との「つながりをコーディネート」する「サービス給付」である。「住宅確保要配慮者」に対しての入居支援に加え、入居後に従来家族が担ってきた機能を代替する「家族機能の社会化」の仕組みである。「支援者」の存在は「大家」にとっても安心の条件となる。

「居住支援」には、「入居・転居支援」や「自立支援」という「点の支援」=「解決型支援」と共に、制度とのつなぎや看取り、死後事務までの長いつながりの「線の支援」=「伴走型支援」が必要である。支援にかかる費用は公的負担やソーシャルビジネスからの収益を組み合わせることが重要である。当然、人材育成も課題となる。「住宅の形」は、年代、家族構成などによって変化するが、包括的な生活支援の体系は一貫して必要である。

第四に「居住ケアマネージャー」である。これら包括的な居住支援を構築するために、省庁や自治体窓口、民間の縦割りを超えて一体的にコーディネートする「居住ケアマネージャー」の設置を検討したい。

また、居住支援法人の中に「認定居住支援法人」という枠づけを創り、制度や官民の枠組みを超えたトータルコーディネーターの役割を持たせる。さらに「認定居住支援法人」は、「日本型社会住宅」の管理者、あるいはマスターリースの主体としても期待される。

以上の4つが政策を進める上で必要となるが、各省庁の住宅に関する施策に横断を刺すために、「居住支援基本法」なども議論される必要がある。

### 政策上必要な4つのパート





# 日常生活支援住居施設に期待される役割

まさに今が、「日本型社会住宅」実現に向けた黎明期

## 「たまゆらの悲劇を繰り返さない」

独居高齢者、生活困窮者にとって、地域社会で生活する基盤である住まいは質量ともに不足している。特に都市部において、認知症の人や障害のある人が、地域で最期まで暮らし続けることは難しいのが現実である。この問題を如実に表したのが、2009年に起きた群馬県渋川市の高齢者入所施設「静養ホームたまゆら」の火災事件であった。

「たまゆらの悲劇を繰り返さない」——そのソリューションは、低廉で適切な住宅を地域の中に創出し、「支え合い」の中で生活を営む「支援付き住宅」の取り組みによって、模索が続けられてきた。また、仕組みとして広がるよう、実践者や研究者たちは、長年にわたり、「支援付き住宅」の制度化を提言してきた。

その一つの形態として、無料低額宿泊所の中で行われてきた取り組みが、2018年の生活保護法改正により、日常生活支援住居施設の位置づけを得た。こうして、日常生活上の支援を要する生活保護受給者については、福祉事務所が日常生活支援住居施設に、日常生活上の支援を委託することができる制度が始まった。

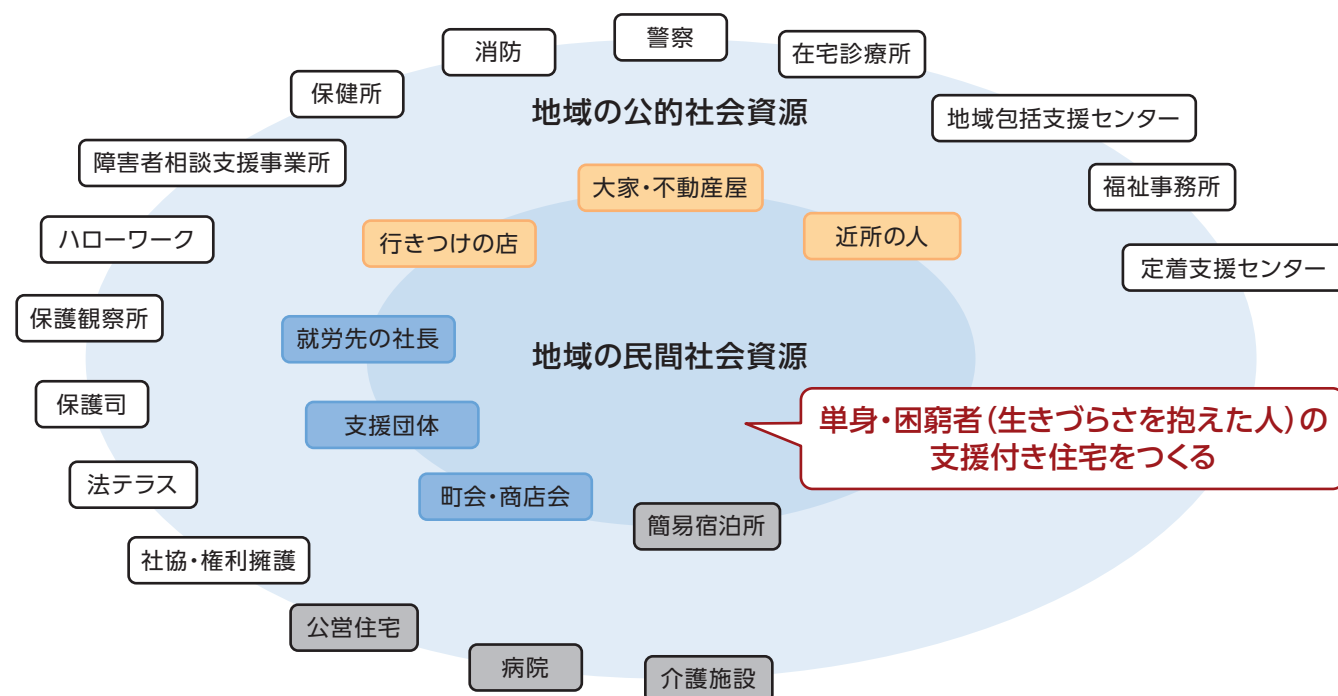
## 誰もが地域で暮らし続けるために不可欠な社会資源

日常生活支援住居施設の特徴は、地域の医療、介護、福祉等のサービスを、一人ひとりの利用者に合わせてコーディネートしていく支援体制にある。また、コミュニティの一員として、地域の民間・公的な社会資源のネットワークの中で運営しており、地域ごとのプラットフォームをつくる拠点のひとつにもなっている。

しかし、日常生活支援住居施設は全国的に数が少なく、かつ地域的に偏在している。また、生活保護受給者以外にも利用しており、幅広いニーズがあることから、普及のための取り組みや、さらに柔軟な制度運用が必要だ。将来的には、日常生活支援住居施設への入所に限らず、今いるところで必要な生活支援を利用できるような仕組みづくりも目指している。

地域の空き家を活用し、非営利セクターやソーシャルファームが供給する支援付き住宅＝日本型社会住宅は、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために欠かせない社会資源になり始めている。

まず目指すのは、日常生活支援住居施設を活用しながら、  
単身・困窮者の社会資源をつくり、地域の民間・公的社会資源につなぐ仕組み



日常生活支援  
住居施設の  
取り組み事例

1

# オーナー創設型・都市型 居住支援プロジェクト

NPO法人自立支援センターふるさととの会「ふるさと福久井荘」

団体所在地	東京都台東区
申請事業名	東向島プロジェクト
事業概要	墨田区において、地元のオーナーが新築の寄宿舍を建設し、NPO法人が日常生活支援住居施設の用途で借り上げて運営。入居定員16名で全個室、居室面積は7.43㎡以上を確保。徒歩圏内に、駅、スーパー、図書館、医療機関など生活に必要な機能が揃い、街なかの生活と言える。一人暮らしが困難な単身高齢・生活困窮者が地域の中で安心、安定した生活を継続して送れるようにサポートしている。質の高い日常生活支援の提供を目指し「誰もがひとりの生活者として生活支援を行うことができる」というコンセプトに基づき、様々な組織内外の研修や現場経験を通じて職員の育成を行っている。 近隣には法人独自の「地域生活支援センターすみだ」があり、居住支援法人（ふるさと不動産）と連携した継続的・包括的な支援体制を組む。このほか法人では、墨田区内で無料低額宿泊所（2施設）、日常生活支援住居施設（3施設）、障害者グループホーム（3ユニット）など障害福祉サービスの社会資源を展開し、母子世帯の中学生から80歳を超える認知症の高齢者まで多様なニーズに対応する。
建設施設	新築・鉄骨造3階建て・2021年10月完成
総事業費	163,315,470円（うち休眠助成金52,361,332円）
事業費内訳	①居住施設の整備費151,549,235円 ②人材育成費11,766,235円（オーナー分含む）

## 入居者の一例

60代の男性。数年前に脳血管性認知症となり、遠く離れた施設で生活を送っていたが、今は生まれ育った墨田区の福久井荘で生活をしている。物忘れがあり、ひとりでの外出は困難だが、生活支援員の付き添いで近隣の医療機関とつながり、リハビリテーションに通えるようになった。生活が安定することで、自分より高齢の利用者を見守る余裕も生まれている。「やっぱり地元という言葉に安心感がある」と言い、街で幼なじみと会えることを期待している。

（右上の写真：読売新聞社）





## 地方都市・地域密着型・中小規模の 居住支援プロジェクト

NPO法人ワンファミリー仙台「てらっせ東勝山」

団体所在地	宮城県仙台市
申請事業名	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる良質な支援付き住居施設の建設とその住居施設で働くスタッフ等の人材育成事業
事業概要	<p>自法人で建てた新築物件で、地域に溶け込み、施設とは感じられない一軒家のような外見で、「利用者が使いやすく、住みやすい家を」と考えた共同住宅である。施設名を「てらっせ東勝山」という。東勝山(ひがしかつやま)は施設の所在地域名で、「てらっせ」はドイツ語(terrasse)、見晴らしの良い丘、庭という意味である。「照らせ」とかけて、天なく照らす太陽にあやかり、すべての困ったという人たちに光を照らす拠点になるようにという願いを込めた。</p> <p>入居定員15名で全室個室である。利用者の多くが、人付き合いの苦手さ、孤独・孤立を感じているなか、この施設ではプライベートは守られながらも、孤独を感じない程度に誰かがいて、家庭のような機能がある。一方で、何かあればすぐに対応できるスタッフが常駐しているという施設の機能もあり、日常生活の中に安心がいくつもある。</p> <p>また、きめ細やかな日常生活支援に必要な体系的な知識を組織内外の研修等を通じて身につけながら(1)本人視点での支援(2)伴走型の支援(3)関係性を重視する支援(4)制度の枠に捉われない柔軟な支援、を実践できる人材育成に取り組んでいる。</p>
建設施設	新築・木造2階建て・2021年12月完成
総事業費	85,750,738円(うち休眠助成金48,653,658円)
事業費内訳	①居住施設の整備費81,697,080円 ②人材育成費4,053,658円

### 》入居者の一例

入居当時60代後半の男性。アパートで一人暮らしをしながらワンファミリー仙台の訪問見守り等の支援を受けていたが、体力が低下して外出がおっくうになり、家にこもりがちになった。この施設に入所してからは、買い物や通院などスタッフと一緒に外出する機会が増えた。生活を見守るスタッフから介護保険サービス利用の提案があり、地域包括支援センターとも連携して手続きし、介護保険サービスの通所リハビリテーションにも通う。喫煙所で他の入居者と談笑するなど、無理なく自分の生活を送ることができている。



## 多様な制度を活用した“ごちゃませ”型 居住支援プロジェクト

認定NPO法人抱樸「プラザ抱樸」

団体所在地	福岡県北九州市
申請事業名	支援付き住宅の複合モデル「プラザ抱樸」の拡充と整備事業
事業概要	<p>本事業により、プラザ抱樸(居室110室)を全棟購入。一棟のマンションの中に、日常生活支援住居施設(制度事業)、障害者グループホーム(制度事業)、見守り支援付き住宅(非制度事業)を組み合わせることで、10代から80代まで多様な地域の住宅確保要配慮者を受け入れる体制を構築している。また、入居者全員が、地元町内会にも加入。地域の活動に積極的に参加しながら、「プラザ抱樸」が地域も含めた出会いと交流の場となるよう活動している。また、支援付き住宅を中心とした複合型施設の運営について、責任をもって適切な支援を行うとともに地域社会との連携を構築できる人材育成を目指し、日常生活支援に必要な知識や経験の習得にとどまらず、共生型施設の運営と地域共生のノウハウと経験を身につけた人材育成に取り組んでいる。</p> <p>日常生活支援住居施設としては、20室(1部屋1K 21.7㎡)を確保。特に孤立した単身者、絆を失った母子・父子家庭、障害者など、住宅だけでなく生活を営むことが困難な状況の方々に対して、日常生活支援の提供および建物を活用した地域共生社会の構築を目指していく。</p>
建設施設	購入・RC造12階建て・2021年7月取得
総事業費	309,387,732円(うち休眠助成金52,635,032円)
事業費内訳	①居住施設の整備費300,001,100円 ②人材育成費9,386,632円

### 》入居者の一例

受け入れ当時10代の女性。ネグレクトによる施設入所を経て高校を卒業、就職するも、退職したうえ貯金をすべて使い果たして引きこもり状態に陥っていた。部屋をゴミ屋敷状態にしてしまふ、清潔を保持できない、スマートフォンへの依存とさまざまな問題があったが、朝の声かけや休みがちな作業所への送り出しから始まり、病院受診やホームヘルパーの利用調整等の支援を行うなかで、生活も落ち着き、現在は作業所に通いながら資格の取得を目指して頑張っている。





# 2019年度休眠預金事業： 支援付き住宅建設・人材育成事業評価チーム

(50音順)

五十嵐航（公益財団法人パブリックリソース財団）

黒木明日丘（公益財団法人パブリックリソース財団）

新藤健太（日本社会事業大学社会福祉学部）

## 【執筆分担】

第1部：黒木明日丘

第2部：新藤健太

第3部：黒木明日丘

第4部：黒木明日丘

資料：新藤健太、五十嵐航、黒木明日丘

## 【編集者】

新藤健太、黒木明日丘

---

住宅困窮者が「生きてて良かった」と思える支援付き住宅を目指して  
2019年度休眠預金事業：支援付き住宅建設・人材育成事業 事後評価報告書

発行日 2023年3月31日

発行者 公益財団法人パブリックリソース財団

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16-25 ライオンズマンション鉄砲洲第3 202号

TEL 03-5540-6256 FAX: 03-5540-1030

E-mail : center@public.or.jp

---